

此の時公も亦上京の命を受け、四侯と會議する所あり。了りて與に上京し、公は二條千本の官舎に入り、玄同侯は直ちに關白の邸に到り、將軍辭職の疏を呈す。關白怒つて曰く『玄同隱居の身分を以て紀州を差し置き、此の疏を齎らし来る其の意を解する能はず』と。接見を拒まれ而して其の疏を止め、叡覽に供せず。傳奏をして左の書を橋、會二侯に下さしむ。

實否難計候得共、大樹東歸の催有之哉の由風聞に候。唯今若し東歸候而者忽可及混雜大事候間、

滯坂有之候様早々下坂盡力可有の旨御沙汰候事

十月三日、拂曉將軍家には大坂を發せられ、伏見に到り同所奉行の公館に入られしに、其の夜會侯は單騎馳せて伏見に抵り、將軍に謁し其の行を止めて曰く『唯疏を上つるのみにして直ちに東歸せらるゝは、宜しきに適ふといふべからず、一と先づ入京ありて、親しく事情を奏聞せらるるにあらざれば、恭敬の道を缺く嫌ひあり。若し此議を容れられんば先づ、肥後守の一命を召されて東下せらるべし。且つ一橋家が軍職を覬覦するが如きは、全く無根の妄説たるを以て意を安んじて上京せらるべし』と切に諫めて已ます。一橋侯玄同侯及桑名侯も續きて馳せ附け、交々會侯と同様の意見を述べて、諫め止められければ遂に將軍家も之を納れ翌朝左の旨を達せらる。

今般 御所へ被仰上候趣も有之候に付、去三日大坂表御發途、伏見へ被爲入御泊夫より東海道還御可被遊旨被仰出、猶又還御の儀者御沙汰止、伏見へ御逗留可被遊旨被仰出大坂御陸路被爲成、

伏見奉行御役宅へ着御、同四日御發途御上洛可被遊旨被仰出候事

即日伏見を發し、薄暮二條城に入り、病を以て朝する能はず。一橋侯をして闕に到らしむ。將軍家が辭職東歸の決心は、掉尾の一振ともいふべき行爲にして、京紳を刺激し群下を警醒せしこと尠からず。條約敕許の速に下りしも亦之に原由せんばあらず。されども朝廷は辭職を草せし向山榮五郎を惡みて廢黜の内旨を下し、幕府は唯々として其の命を奉ぜし如きは、眞に龍頭蛇尾に了るといふべし。

若し此の機を利用し東海道に翻すべき金扇馬標を轉じて、山陽道に翻し敢勇決死の士を撰拔して躬ら引率し、紀藩若しくは會、桑を先鋒とし迅雷疾風的に急進せば、天下の耳目を一新し、士氣ために振ひ、長州處分も今年中に結了せしも知るべからず。然るに再び大坂城に淹留し、大小監察位の小吏を派して長藩の罪狀を究問せしめ、徒に其の復命を待つて遷延日を送りし末、漸く翌年の春に至りて公等をして發向せしむ。公は最初の進發の時、將軍三千の銃兵を率ゐて速に進發せられよと建議せしにも拘はらず今日自ら其の衝に當るに臨んでは、持重の態度を取るが如き觀あるは、他の事情に制されたるがためか、將た幕吏の氣習に感染せしがためか、窃に其の間に疑ひを挿さざるを得ず。

此の日夕刻公は一橋侯に陪し、會、桑兩侯及大坂町奉行井上主水正、目附向山榮五郎、松浦越中

守と與に參内せられ、其の提案も是れ迄と筆法を異にし、外國に對し、世界不通の議論を押し通さんとしては皇國の安危に關するを以て、是非とも正大至當の處置を施され、開港の勅許を仰出されざるべからずとて、現今世界の大勢を縷述せられるが、廷臣は尙ほ頑迷の議論を持して之を辯駁し、論議容易に果つべく見えざりければ、中にも公は必死と爲り、懸河の辯を振つて反復辯論悉さざるなく、遂には勵聲一番斯くまで理解申請するも、御許容なきに於ては皇國のため御所を一步も退かず。

畏れ多くも一同此に割腹して天座を汚し奉るとまで強辯されけれども、然らば愈在京諸藩の士を召し、衆議を聞いて裁斷せんとの議に決す。時に鴉鳴曉を報じ、天色蒼茫として明けにけり。明くれば五日の早朝、諸藩の名士召に應じて陸續出頭するもの左の如し。

松平修理太夫家來（鹿兒島藩）

久 德 與 十 郎

大 久 保 一 藏

松平因幡守家來（鳥取藩）

内 田 仲 之 助

安 達 精 一 郎

井 上 大 和

松平越中守家來（桑名藩）

有馬中務大輔家來（久留米藩）

岡 本 作 右 衛 門

下 村 貞 次 郎

三宅彌三右衛門

森 弥 一 右 衛 門

細川越中守家來（熊本藩）

立 見 鑑 三 郎

山 田 駿 河

高野一郎右衛門

松平肥後守家來（會津藩）

松平越前守家來（福井藩）

野 村 左 兵 衛

小 林 資 三 郎

大 野 英 馬

松平土佐守家來（高知藩）

依 田 依 登

荒 尾 謄 作

外 島 機 兵 衛

喜 多 村 彦 三 郎

上 田 傳 次

津 田 斧 太 郎

廣 澤 富 三 郎

立 花 飛 驛 守 家來（柳川藩）

芝 太 一 郎

宮 川 登 三 郎

熊 谷 兵 衛

松 平 備 前 守 家來（岡山藩）

松 平 美 濃 守 家來（廣島藩）

伊 藤 佐 兵 衛

本 郷 吉 作

花 房 惠 一 郎

加 賀 中 納 言 家來（金澤藩）

里見寅三郎

戸波明三郎

藤堂和泉守家來(津藩)

澤井宇左衛門

〔編者曰く〕一本には此の他に細川越中守家來神山孫左衛門、上田久兵衛、淺井新九郎、松平肥前守家來(佐賀藩)長森傳次郎の四人を加ふ。又少しく名を異にするものあれども這は傳寫の誤りなるべし。

是に於て列藩三十餘名の士を一座に會し、公卿も亦其の座に臨み、公は衆議を整理する議長として上座に構へ、兼て幕議を代表する政府委員の位置に立ち、討議を開かれける。此の日幕府の奏上する所にして、議題と爲したる案は左の如し。

此程、不料外國船兵庫港渡來條約の儀、改て敕許有之候様申立、若幕府に於て取計兼候はゞ、彼闕下へ罷出直に可申立旨申張、種々力を盡し應接仕、来る七日迄爲相扣候へ共、何れにも御許容無之候ては、退帆不仕去逆無理に干戈を動し候へば、必勝の利無覺束假令一時は、勝算有之候とも、西洋萬國を敵に引請候時は幕府の存亡は姑く差置、終には寶祚の御安危にも拘り、萬民塗炭の苦に陥り可申實以不容易儀にて、陛下萬民を御覆育被遊候御仁德にも相戾り、假にも治國安民の任を荷候職務に於て、如何様候沙汰御座候共施行仕候儀、何分にも難忍奉存候間、右の處篤と思召被爲分早々勅許被成下候様仕度左候へば、如何様にも盡力仕外國船退帆仕候様取計可申奉存候。

十月五日

小笠原壹岐守

松平越中守

松平肥後守

一橋中納言

飛鳥井中納言殿
野々宮中納言殿

此の議案に對し、諸藩士は各疑義を質問し、其の意見を陳述せしかば、公は一々之を辯明説破され、結局會、桑兩藩の議に賛成するもの多數にして、幕府の請を許さるゝこそ至當なりと論じけるが、獨り薩藩士は條約勅許を後にし、今一應夷舶へ應接して退帆せしむるを可とす。若し弊藩に命ぜられなば、如何様にも努力して承服せしむべしと主張し、備藩士は其の説に賛成せしも、其の餘は總て同論にして、今日正大至當の處置に出てなば、開鎗戰和は皆其の中に在りとの議に決し、直ちに決議の趣を奏聞し、併せて左の書を呈せらる。

方今、海内の時勢及切迫中々攘夷の儀者難相成、乍然兵庫開港有之候而者、叡慮貫徹不致何共恐入候次第、條理分明相立、正大光明の御所置相成、交易の規則相立候得者、皇國の内何方にも開港に相成候と申譯には之無詰候處、曖昧の議論に不相成候様被成度候事

此の日、夜に入りて左の勅諭を下されたり。

條約の儀御許容被爲在候間、至當の處置可致事

家 茂 へ

別紙の通被仰出候に付ては、是迄の條約面所々不都合の廉有之、不應叡慮候に付、新に取調替相窺可申、諸藩衆評の上御取極可相成事

兵庫の儀は被止候事

朝廷のと同時に、又諸藩に達す。

此度兵庫へ夷船渡來に付、昨四日大樹より一橋中納言、松平肥後守、松平越中守、小笠原壹岐守等を以段々遮て言上有之、徹夜到今曉、諸藩士をも被爲召、御諮詢の十に八九御許容にても可然と衆說暗合誠に不被爲得止別紙の通被仰出候事

是に於て公は橋、會、桑の三侯及び井上主水正等と夜の亥の刻頃(今午後八時)御所を退出せられたり。此の回の會議は、實に容易ならざるものにして、四日の夕刻に始まり、五日の夜に終り、一晝夜の餘に亘る激論にて、遂に勅許の下る事とはなれり。

是れがため幕府が安政以來上下交擊の衝に當りて、辯疏に苦しみし鎮港攘夷の説は一頓挫し、公然開港の勅許を得て、遂に我が國家をして外國と旗鼓の間に見ゆるの禍を免れしめ、尺寸の地を損

ぜず、萬世無缺の金甌を明治政府に譲り渡すを得たるは、抑も何人の賜ぞ。

後世人決して此の際當路有司の辛苦經營を忘るべからず。斯く當路者が心力を竭せるにも拘らず、猶兵庫開港のみは差し止められたる明文あるは、薩藩の論是れが根柢を爲して、幕府の進路を沮碍されたるなり。其の策の周密陰險なるは惡むべしと雖も、眼を轉じて大觀すれば是れ畢竟時勢の然らしむる所にして、今回藩士をして國家の大議に與らしめたる如きは、此の時既に專制政治を變じ、代議政治に革むる端緒を開きたるものにして、幕府の進路は沮碍されたりとも、國家の進路は益々發展す。

彼我共に之を思はゞ互に慶すべき事にして、勝者も誇るに足らず、敗者も憾むに足らざるなり。餘事は暫く措き、此の會議に就き、公の苦心は大いに察せざるを得ず。橋、會、桑の三侯は幕府を思ふの情切なりと雖も、久しく京都に在りて常に朝廷に密邇するを以て、其の論自ら朝旨に傾く嫌ひなきを得ず。況して橋侯は將軍との間に一片の疑團蟠結せるありて、辭職の波瀾を捲き起せる曉なり。故に將軍の代表者となりて、幕府のために謀るものは公を指いて他に人ありとせんや。故に公は當初三侯を説き、幕議を徹底せしめて確乎たる同意を受け、後に參内して遂に朝議を動かし、會議の結果勅許を受くるに至れり。當時議論風生、京紳藩士を叱咤する意氣は今猶宛然として想ひ見るべし。流石の橋侯も、京紳の頑迷なる論鉢には少しく避易の色見えしが、公は頻りに之

を勵まして論破せられしとぞ。

公が生麥償金事件後、侯と互に釋然たらざる傾きありしも、後年知遇せられしは、或は此の時其の人と爲りを認められたるならん。當時世人は如何に公の盡力を認めしか。個人の通信等二、三節を左に掲ぐ。

前略、此度社眞に天幕御一和可相成次第、會の至誠、一橋公の盡忠、小笠原周旋等にて相整候儀誠に天下國家の御爲難有事御座候。(丑年十月十日付浪花密信寫)

小笠原壹州、今般列相の拜命實に幕府の御大幸にて、此人さへ位に在候得者徳川家の御不都合相成様の儀有之間敷、中々凡人には無之趣會の説なり。(同上)

一橋、會津、桑名、小笠原壹州侯、去る四日夕御參内、夷狄の儀に付種々御議論有之、列藩士三十五人御所え被召出公卿方列座に而壹州侯御壹人に而右列藩え御議論有之、何れも屈伏致候由、五日夜五ツ時頃御退散一晝夜の評議に有之候。(十月七日京師來狀)

前略、參内を爲つた所で實に徹夜の騒ぎでした。それで朝廷では御承諾がないものですから、慶喜公も一時匙を投げたさうです。小笠原は中々剛情な人ですから、然なことでは往かぬといふて勵ましたさうです。彼の人は學力もあり、中々剛膽の人だつたさうです。云々(竹本要齋直話)

(編者曰く) 前掲の密信中、小笠原壹州今般列相の拜命云々とあるは、是の月の九日加判の列に命ぜられたるを指す。記

事の都合上前後せるを以て此に一言す。

佐幕派は公の盡力を稱賛すると反対に、備藩の如きは自説の敗れし腹愈せならんか。會議の當日、左の建白書を野々宮傳奏に差出し、翌六日には復た公へも差出せり。

外夷來迫の時に至り、三港勅許を強而御願被遊候而者、彼が倨傲を益し、種々朝廷を奉脅候と申者に而則、其罪を御遂被遊候に御座候、故是者御筋違と奉存候。兵庫港の儀者必死奮戰を以御拒絶被遊、其上に、而右御國元の論を御確定可被遊儀と奉存候。何れ必死奮戰を以御拒絶被遊候儀候はゞ、大小輕重の差別者有御座間敷候。三港迄者暫時休商の儀被仰諭、悉く爲御引取被遊候上に而御見込の條理を盡被仰上候はゞ、乍恐於敘慮者時勢の變換、今日の至理實に不如此。不可然段深御酌量の上、震斷被爲在候は兎角於幕府重國體武臣の職掌御盡被遊候様、不堪至願奉存候に付、不顧卑賤微意奉言上候宜御採擇の程奉願候。誠恐誠惶。頓首謹言。

十 月

松前備前守家來共

此の建白を一讀すれば、轉た幕府の衰微を歎せざるを得ず。前に各藩に先だち、將軍の進發に反對の建白を爲したるものは備藩なり。今復た開港勅許に反対の建白を爲すものも備藩なり。備藩が幕府に於ける關係は前にも述ぶるが如く、親藩に亞ぐべきほどの家格なり。殊に當主備前守(茂政)は水戸家を出でたる人にして、一橋侯の實弟なり累世恩顧を受けたる幕府に對して、反抗的の行爲

に出づるのみならず。令兄が苦辛慘怛して漸く受けたる條約勅許にも、飽くまで反対を試みんとす。是れ幕府の勢力全く地に墜つるが故といはざるを得ず。されど、現時は何れの藩主も大抵虚位を有するのみにして、操り的人形たるを思はゞ、常軌を以て律すべきにあらず。署名に家來共と附記するは、我が主をして恩家に刃向ふ嫌ひを避けしめたるものか。或は我が主は與り知らずといふ意を表したるものか。斯く主名を濫用するを見ば、君臣の差別階級の制度も此の時既に廢れたりといはざるを得ず。

御所に於て會議の時、大坂に留まれるは松平閣老（伯耆守）牧野城代（笠間侯越中守貞明）及市尹番頭のみにして、外に山口駿河守は外國公使と應接のために留まり。六日、遠山少老（信濃守友詳）勅諭を携へて下坂し、松本閑老に之を渡し、駿河守を伴うて應接に及ぶべき旨を傳ふ。駿河守は必ず、公が下坂して應接せらるゝならんと豫期せしに、病瘡のために公は來らずして外交に經驗なき松老に命ぜられければ、到底談判の纏まらざるを憂ふと雖も、止むことを得ず松老に隨うて、英國軍艦に赴き、公使と會見し勅諭を示して談判に及べり。

果して彼の暴虐なる兵庫開港を許されざるを憤激し、應接甚亡狀を極む。此の時公使が勅諭を取りて引き裂きたるは能く人の知る所、當時我が國人が、外人と之交際に慣れざるため、侮辱を加へられたる話は多々あれど、是れ等は最も甚しきものとす。稍く佛國公使の周旋に由り、松老及駿

河守の兩人は大膽にも專斷に左の書を裁し、之を各國公使に贈りて兵庫を退帆せしむるを得たり。過日より度々書翰被差出其都度回答可及處、國事多端にて延引相成氣の毒の至に候。右回答旁、左に申述候間可然了解有之候様致度候。

一、條約の儀、我大君格別御盡力にて、京師へ被仰立別紙の通御許容に相成候。

一、兵庫開港の儀は直に談判致兼候。固よりロンドンの約定に極めたる日限に開く積りなりといへども、萬一事情によつて早く開き候節は開くべし。右の一件早速に難定候間、我等より江戸表へ申遣し、下關償金の第三度目可納は約定の通り日本十二月に可相納様申遣すべし。其外は一千八百六十四年十月二十二日（文久三年未癸〇月〇日）約定の通り執行可申候。

一、稅改方の儀委細承諾せり。其段急速水野和泉守、井酒井飛彈守へ申遣於江戸表精々談判候様、取計可申候。此段申入候。謹言。

慶應元丑年十月七日

松 平 伯 者 守 花押

松 平 周 防 守 花押

小 笠 原 壱 岐 守 花押

一斯かる詐術を弄して、一時を糊塗せしを以て外國軍艦は九日、曉天までに残らず出帆し去りたれば、我が策成れりと喜びたらんも、前門狼を防いで、後門狼に入るゝを知らず。幕吏の智も亦窮せ

るかな。先に英艦が鹿児島海に浸入せしとき薩藩が之に對する强硬手段と彼是參觀するときは一怯一勇、他日盛衰を異にするもの故なしとせず。

京都に於ては條約許容の敕諭下りし後は、將軍辭職の件に付橋、會、桑の三侯及び公を始め、重なる幕吏は日々二條城に登りて、評議を凝らされけるが、八日に至り其の職に止まることに決し左の請書を呈す。

臣家茂、幼弱不材の身を以て大任を蒙り、内外多事の時に膺り、竟に職掌を汚し可申、且近來胸痛鬱閉の症相發難堪、大任奉存候處より叡慮の程をも不顧、退隱の願書差出候處、難被及御沙汰段被仰出何共當惑仕候。素より決心仕候儀、今更難思止再願仕候處、是迄不行届者御咎め無之、加之難被及御沙汰との寵命を蒙り、感激の餘病を推て出勤仕候。從前の非を改て日新の徳を修め、去浮虛、存質實、政道確然と相立、上安宸襟、下保萬民候様乍不及勉勵可仕奉存候。依之謹て御請申上候。

此の謝罪的の請書を以て、前の辭職の疏と照らし合せて觀るときは、始めは脱免の如く終りは處女の如し。其の決心の鈍きを示したればこそ諸藩の志士に内兜を看透され、幕吏與し易しと思ひ、京紳を煽り立て、益々掣肘し、益妨碍せしも是非なき次第なり。

同日、在京の列侯及び旗下の士を二條城に召し、松平閑老（周防守）を以て勅諭並に上書等を拜

覽せしむることを達し、且つ左の達書を示す。

方今内外多事の時に膺り、御職掌難被爲立思召、且近來胸痛御鬱閉被爲在候に付御退隱被遊度旨御所へ御願置被爲在候處、御沙汰に難被及候段、被仰出素より御決心の御儀に付、再應御願可被仰上候へ共、猶再三再四御熟考被爲在候處、格別の御寵命を以て被仰出候に付、御感激の餘り諸事御奮發御勉勵被遊、是迄の通御政務御掌握被遊度旨御請被仰上候。此段相達候様との御意に候事

十 月

又

此度格別の被爲蒙御寵命御請は被仰上候へ共、何分不容易御時節に付、一橋中納言殿へ御政務御輔翼の儀被仰出、別て十分に御助力被有之候様被仰出候。

九日、公は二條城御座の間に於て、加判の列を命ぜらる。

〔編者曰く〕當時の記事多くは公を以て小笠原閑老と稱し、加判の列に在るものと認むれども、公の前任及び再任の今日までは老中格たりしなり。當時は猶舊慣に泥み、階級を重んず。故に正格、新古大いに威權を異にする。然るに、公が常に正席古參の同僚に推されて、重要地位に立つ所以のものは、其の實力衆心を服するに由ればなり。世人は其の由を解せず、公が始めて此の命を受くるを見て、怪むべしと思ひ一言爰に之を辯す。

第七編 長州征討の軍指揮

第三章 景状並に軍計

長州征討の軍指揮

旦夕に迫る征長の事 公、難關指して進む 征長の重任を託さる

長州の罪狀甲論乙駁

幕議の趣朝廷に奏上

征討軍の難局を擔當

兵庫先期開港事件は、姑息手段を用ひしも兎も角も退艦せり。將軍の辭職事件は、龍頭蛇尾の感あるも兎も角も結局せり。是れよりは一日も速に、長州處分に着手せざるべからず。然るに、此の場合に臨みて朝廷よりは、又速に諸藩主を京都に召し上せ、廣く衆議を徴して、國是を定むべき旨達せらる。然れども征長の事旦夕に迫り、諸藩をして追討に出張せしめざるを得ざるを以て、十一日書を傳奏に差出し、暫く上京を猶豫せられんことを請ふ。

此度夷船渡來に付、大樹より申立候次第有之、盡衆議被定國是度候に付、諸藩召登可申若難令上京候はゞ、重臣可申付旨御沙汰の趣奉畏候。然處異船退帆後、急速防長の所置取懸り可申段申上置候處、今一應見込相附可伺旨御沙汰に付而者、猶可盡評議自然夫々出張等仕運に相成候時者、只今上京等相達置候而者不都合の儀も御坐候間、評決迄の處暫時御猶豫被成下候様奉願候。以上

十月十一日

小笠原壹岐守

松平周防守 松平越中守 松平肥後守

大樹候は攝海御守衛總督の儀者、兼而被仰出候通可心得事

飛鳥井中納言殿

野々宮中納言殿

此の日、公は玄同侯、會津侯、及松平閣老と與に參内す。御所より左の命あり。

一橋中納言

依大樹願從二位權大納言被宣下候事

別紙

一、大樹補翼被申付候に付、一橋大納言車寄昇降被許候事

一、攝海御守衛總督の儀者、兼而被仰出候通可心得事

一、攝海邊夷船渡來も有之候間、嚴密に警衛實備の事

此の時、一橋侯は攝海防禦指揮を辭されしに朝議聽かれず。其辭表に左の如き附箋を爲して下げ

らる。

一、攝海の儀別紙御免願等有之候ては以之外不宜、此儀幕府に於ても不行届、一橋も御斷申上候様相成候はゞ、直様外藩願出候人へ被仰付候は必定に有之、左候ては忽大紛亂相開候儀故、右様の儀風聞に相聞候ても不宜候に付、幾重にも勉強可有之事

堂々たる征夷府も、若し其職を盡す能はずとせば、直ちに外藩に命ぜんと強壓され、嚴父の頑兒に對する如き、訓誨的の諭旨を受くるに至りては、誰か今昔の感に堪へざらんや。

〔編者曰く〕橋侯は此の時陞敍の事も併せ辭し、朝議は之を聽き届けられたりと見ゆ。其の事情は未だ詳にせざれども、兎も角も沙汰止みと爲りたることは疑ひなし。此の後、侯の自署せる文書等總て一橋中納言と記し、又將軍宣下の時に權大納言に敍任されたればなり。

十三日、公は左の達しを受けらる。

御役相勤候内三萬俵被下候。

此の際、將軍家は左の旨を諸吏に達せらる。

先日東歸存立の儀不束に候處、却て從御所厚き蒙寵命候事恐入畏候。已に御請申上候に付ては、此上一際勉勵爲皇國政務行屆、武備充實安宸襟様致度存候間、一同右の心得を以て愈可勵忠勤

候。

閣老は右の旨を體し、諸吏を會して演達す。

先日御東歸可被遊との趣此方共不行届の處、却て御自責被遊候段、誠以恐入候。此上共乍不及猶更以勉勵心力を盡すの外無之候。各に於ても益拔精忠御奉行可被致候。

幕府は斯くの如く上に對しては尊王の誠意を表し、下に對しては盡忠の訓辭を垂れ、只管一致協力して國家の保全を謀るに汲々し、毫も暴慢悖逆の態なく、譜代の諸侯を始めとして旗下八萬の士は、祖先以來の恩義を忘れず、主家衰運の挽回を祈り、怨望離叛の念を抱くが如きものは絶えて無し。然るに三歳を出でてし土崩瓦解せるものは何ぞや。智の足らざるがためか、曰く。否仁の足らざるがためか。曰く。否唯勇の一點を缺くに由る。天下變亂力爭時代に當りて、華奢溫柔なる平家の公達と、猪突妄進する坂東武者と格闘せば其の勝敗の數は豫め知るべきのみ。

十六日、松平閣老（周防守）免職せらる。其の理由明かならずと雖も、後四十日を出すして復職するを觀れば一時の過失に由るか。

二十日、公四品に敍せらる。

二十二日、松山侯（板倉周防守）閣老と爲る。是れより先侯の藩地に在るや、橋、會、桑の三侯連署の書を寄せて復職を勧むれども、固辭して起たず。公の大坂に召されし時、若し再勸の罷命を

受けば、必ず侯を起して、相共に勅務に當らんと期せられしが、老中格と爲るに及び、窮に將軍家に薦む。

偶々兵庫事件の起るに會して果さず、其の事の結了するや公は自ら奮つて出でゝ征長の任に當らんとす。代りて内に在りて將軍を輔け、内外相應じて共に謀るに足るべきものは侯を指いて他に其人なし。故に又將軍家に薦めて侯を徵す。侯上京す。懇諭して復職を命ず。侯感激して意らく『我れ微力頑運を支ふべからざるを知る。然れども臣子の分坐視するに忍びず、寧ろ出でゝ徳川氏と共に斃れんのみ』と乃命を拜す。將軍家大いに喜ばれ、伊賀の字を手盡して與へ名稱を改めしむ。蓋し藩祖伊賀守（勝重）の功を繼がしめんと欲するなり。

二十五日、在京諸藩留守居役を公の役邸に召し、公用人をして外國條約書に就き異議あらば、伏藏なく申し出づべき旨を達せしむ。其の書に曰く。

今度、外國船兵庫表へ渡來申立の趣、何分切迫の次第、時勢不得已事儀も有之、外國條約御許容の儀御願被仰立候趣被聞召候に付、至當の處致可致旨被仰出候。就ては得と見込も可承候間、先年相觸候條約書の内異議有之面々は、無伏藏可被申聞候事

二十七日、大將軍參内天皇謁を賜ふ。敕諭に曰く。

大樹陳述の次第承知候。尙總而是迄の通相心得天下の耳目を一洗して公平の所置有の内地を治め、

外侮を禦ぎ武備充實勿論の事

此の勅諭を拜誦すれば、陰晴常なき天候も全く此に定まりて、青霞を蔽へる雲霧を一掃し煌々たる白日を仰ぐが如きも、山陽の岬に倚る猛虎は牙を噛み鳴らし、隙あらば風を起して飛ばんとし、西海の底に潜める蛟龍は機會に乘じ雲を起して昇らんとす。

幕府のためには最も警戒を要する時機となす。而して公は兵庫事件の難關を切り抜けて、是れより征長事件の難關を指して進まんとす。公の行路も亦難ひかな。

二十八日、藝州侯（松平安藝守茂長）左の届書を大坂に送りて幕府に呈す。

毛利大膳末家並家老等の内其御地へ御呼出御達の趣に付、別紙人名の者差登せ申度旨、使者を以申越候。尤兼て被仰出候期限は御座候へ共、此儀に付ては先達奉申上候趣も有之候間、其儘登院爲仕申候。尙委細の儀は其御地へ差出置候重役の者より其御筋へ申出候様申付候。以上。

十一月

松 平 安 藝 守

別 紙

毛利大膳家老

井 原 主 計

宍 戸 備 後 介

右の通差登せ申候。

此の備後介は、家老と稱するも實は山縣半藏といふ輕輩なるが、長藩七家の隨一たる宍戸備前の末家にして、老臣中の一人と假稱し、上坂して幕命を聞かんと詐るのみ。當時幕府は斯かる魂膽の伏在せるを知るや否やは説くを要せず。兎も角も長藩著姓の重臣が、召に應じて上坂するとの届に接し、今や來ると待ち受けたらんも、彼れ等の深意は上坂せんと欲するにあらず。近日幕使來藝して究間に及ぶと聞き、開戦準備の整ふまで、之と應援して兎角の問答に日を移し、戰備完く整はゞ幕軍を粉碎せんと欲するのみ。

二十九日、公は將軍家の御前に召されて軍事御用取扱を命ぜらる。征長の事既に一着を誤るも、騎虎の勢中途にして下るべからず。況んや公の才力勇氣、此の亂麻を斷つて快刀たりと上下のために認められ、公も亦成敗を度外に措き、此の難局に當らんと豫て期したことなれば、此に至りて遂に征長の軍務を督する重任を託されたるなり。

十一月三日、將軍家京都を發して大坂に下られ、長防追討攻口を諸侯に達し、且つ永井主水正等を藝州に遣し、長州の罪狀を糺問せしむ。其の達文に曰く。

毛利大膳父子伏罪の儀、御疑惑の廉々有之候に付、右爲御糺大目附永井主水正、御目附戸川鉢三郎、松野孫八郎藝州廣島表へ被遣大膳末家並家老共の内且寄兵諸隊中の者も同所へ呼出承糺の上、

模様に寄り總人數被差向候に付、攻口の割合別紙の通被仰出候間、爲心得御供萬石以上以下の面
面へ可被達候。

別 紙

一、御中軍の内、一番隊は廣島迄出張、二番以下御先列面々は引續き出張の筈に被仰出候事

一、藝州路へ討手一の先

松平安藝守 軍目附松野八郎兵衛

安藝守附屬

松平近江守

安藝は人數差出し、近江は出陣

一、御老中先隊一の先安藝路へ出張

井伊掃部頭 軍目附黒田五左衛門

掃部頭附屬

井伊兵部少輔

柳原式部大輔 軍目附建部徳次郎

一、同二の見差圖次第出張

松平三河守 軍目附能勢惣右衛門

松平兵部大輔 軍目附柳生主膳

一、大坂迄出張

松平越前守 軍目附酒井數馬

一、應援差圖次第出張石州路へ討手

松平備前守 軍目附田中市郎右衛門

脇坂淡路守 軍目附長坂血横九郎

一、一の先石州路へ出張

阿部主計頭 軍目附山岡十兵衛

一、二の見人數差圖次第出張

松平右近將監 軍目附三枝刑部

龜井隱岐守 軍目附石川八十郎

一、應援差圖次第出張

松平因幡守 軍目附城隼人

松平出羽守 軍目附諫訪左源太

一、一の先隊總督御人數は石州路へ

紀伊中納言殿 軍目附落合將監

阿進太郎

一、下關へ討手一の先差圖次第出張

松平隱岐守 軍目附曾我權右衛門

松平式部大輔

伊達遠江守 軍目附竹尾戸一郎

一、二の見同斷

奥平大膳大夫 軍目附森川主税

松平壹岐守 軍目附金田三右衛門

細川越中守 軍目附寃助兵衛

立花飛彈守 軍目附安藤治右衛門

小笠原左京太夫 軍目附松平左金吾

小笠原近江守

一、下關へ討手一の先小倉へ出張

細川越中守

軍目附寃助兵衛

立花飛彈守

軍目附安藤治右衛門

小笠原左京太夫

軍目附松平左金吾

小笠原近江守

一、二の見差圖次第出張

小笠原幸松丸 軍目附齋藤圖書

松平美濃守 軍目附小宮山文七郎

松平肥前守 軍目附酒井官兵衛

一、萩口討手一の先差圖次節二の見同斷

松平修理大夫 軍目附大岡鍊太郎

有馬中務大輔 軍目附有馬式部

右の通被仰付候。尤も松平安藝守、松平右近將監、小笠原左京大夫は人數にて差出し、銘々國邑相守居り臨機應變の取計も可被致旨被仰付候事追討の部署前役と粗々相似たり。加ふるに今回は將軍家進發して、幕府の勵舊たる井伊、柳先鋒と爲り紀伊侯之が總督たり。故に如何に頑強の長瀬も、此の軍容を聞かば戰はずして屈すべし。と思はれたらんが、其の軍令狀に承糾の上、模様に寄り惣人數差出云々の如き、徒に虛勢を張る感ありて、戰を避くるの氣自ら露はる。斯の如きは味方の兵氣を激勵して、死力を盡さしむる所以にあらず。却て敵に虚喝手段を看破さる。

公が先に進發を勧むる建白に中國、西國其外の諸侯何れも長州の暴行を一時憤怒の餘り、一息に

踏破らんと思込候處、程立候内にはいつとなく銳氣も衰へ可申歟といはれしに、今日自ら軍務を主宰する時に當りては、之と反対に此の無氣力なる軍令狀を發するも怪ます。言ふは易くして行ふの難きは公の英明と雖も猶免れざるか。或は公、斯の時京都に留まり居るを以て、與かり知らずとするも、軍務主任の地位に至りては其の責を負はざるを得ず。前後の失敗以來、時勢一變して種々の故障の起れるは自他共に認むるなれども、既に再征と決せし上は、諸葛亮の後出師表にも匹似すべき大文章を草して、之を天下に頒布し、實戰の決心を以て早く四境に臨み、秋霜烈日一步も假借せざる意氣を示さば、或は人心を一洗して、長人の膽を挫きたるも知るべからず。亮の所謂鞠躬盡瘁して而して後已まん。成敗利鈍に至りては『臣の明能く逆じめ覆る所は非ざる也』とは公の今日の境遇にして、公が再征の難局に立ちたる本意も亦此に在り。

當時長藩が毎戸に配布せる長防士民一統、臣子の分無餘義情實申談願書と稱する長文は、條理整齊、議論堂々たるを以て、其の文は卑俗と雖も、閩藩の元氣を鼓舞し、天下の同情を買ひたることは、今尙ほ世人の記憶に存する所にあらずや。

ア、公の榮既に一着を誤るを惜むと同時に、公の部下に機略に長じ、時勢に通する良參謀なきを惜む。

五日、公は大坂に下り、八日又上京し、十日大坂に下る。長州處分に關し、公渉の頻繁なること

推して知るべきなり。

十六日、薩藩の小松帶刀七百計りの兵を率ゐて入京す。西郷隆盛も亦其の中にありといふ。此の際薩藩長の連衡は尙ほ隱密に屬すれども兵庫事件に於て既に反抗の態度を露したれば、機を察するに疎き幕吏と雖も、幾分か想像する所ありて、芒刺背に在る思ひを爲したらん。長州處分の遷延せる一原因も亦此に在らん。

十八日、將軍家手づから陣羽織を賜ふ。二十日、川越侯（松平周防守）復た出でゝ老中と爲り、二十六日濱松侯（井上河内守）も亦老中と爲る。此の月松平關老（伯耆守）を横濱に遣し各國公使と左の件を面議す。

一、外國和親は實正なる事

一、右實正にする根本は公歲御一和の事

一、商法を嚴格にする事

一、萬事誠實を本とし、互に公明正大に所置すべき事

一、兵庫を鎖し、別に代港を開港事

一、兵庫へ居留地の願可差留事

一、長崎へ相廻候儀は以の外宣しからず。此外の儀も惣而公武御一和に相障候儀致間敷事

是れより先き江戸に於て水野閣老は、阿部、松前二老の私に約したる兵庫先期開港の問題を取消さんと欲し、之を外國公使に談判せしに、例の剛慢なる英國公使は之を肯んぜざるを以て、閣老は大いに苦み、他に一港を開きて之に代へんと欲し、在京の閣老に交渉す。公と板倉閣老とは之を不可とし、其の謝絶の方法を謀るため幕吏中、外交の事に通ずる大久保忠寛（一翁）水野忠徳（痴雲）栗本鯤（瀬兵衛）に上京を命す。忠寛病を以て辭し、忠徳は遅れて到り、鯤獨り急行して上京す。諸老其の意見を徵す。鯤答へて曰く『是の談判は誠に易々たり。兩國君主の公約は、妄りに變更すべからざる理由を主張して、臣下の私約を取り消さしむるのみと。諸老其の言を壯とし、直ちに其の談判を委任し、尋で外國奉行を命じ、安藝守に叙す。鯤馳せて東歸し、英國公使に面して討議抗辯甚だ勉む。公使遂に屈して其の取消を諾す。此に至り松平閣老東歸して正式に此の廉書を渡し全く局を結びしなり。

十二月十五日、公侍從に任せらる。

二十日、幕府命を傳へて、去歲七月、長藩の逆徒禁闕を犯せし時に、諸藩の防禦追討に從事せる者を賞與すること差あり。是れ蓋し公が、前の建白に『有罪を罰するには有功を賞せざれば其の處置公明を缺く』といはれし旨、意を容れられて、漸く此の舉を見るに至りしものと察せらる。

是れより先き幕命を奉じて廣島に到りたる永井、戸川、松野の大小監察は十一月二十一日、宍戸

備後介、小田村素太郎を召し出し左の八箇條の究問書を示し、漸く其の答辯を得て、十二月二十八日歸坂せり。堂々たる征夷府の究問使、三十有餘の日子を費して、不得要領なる答辯を受け來りて復命す。幕吏の緩慢眞に驚くべきのみならず、備後介及び奇兵隊より呈出せる愚弄交りの文書を甘受し來るとは、幕吏の無能驚かざるを得ず。斯かる無能無力の使節を撰定せるは果して誰の罪ぞ。

長州究問の箇條

第一ヶ條 當春内輪致爭論候に付、大膳父子乍慎中爲鎮靜出張致候段、一應届有之候得共、委細の事實不分明の事

當春内輪致争鬪候義は、政事向の儀に付、藩中より起り候事にて、乍慎中其節御届申上候通り、爲鎮靜致出張候事相違無御座候事

第二ヶ條 當春の争鬪已に及鎮靜上は、大膳父子如前萩へ引取慎可能在處、一昨日申立候趣にては今以て山口に罷在處々巡行致し候段如何の事

鬪争已に鎮靜候へ共、尙懸念の義も有之候に付、山口に罷在、暴行の者も無之哉、取締の爲め折々巡行仕候事、尤逗留中は萩表に罷在候通り、謹慎罷在候事

第三ヶ條 舊冬破却の山口、春以來再築の評議致し、其後加修理武器間配候事

山口城は權現様より其儘後世に残し置候様、先祖輝元へ御遺言も有之、且つ先年攘夷御振興の

一件に就ては、要害の地故、屯集所に仕置候はゞ可然と申合、草木切拂候處、自然と城跡相顯はれ候義にて、再築の義には無之、然る處昨冬破却被仰付候に付、草木は切拂候得共、武器等間配候義更に無御座候事

第四ヶ條 謹中家來の者下關來舶の異人と懇親接待致候事

馬關來舶の異人に懇親致候事相違無御座候。右は近來公邊にて外夷と和議を御結被遊候趣に付、公邊當地にて只今攘夷仕候ては恐入候に付、公邊御爲と存應接仕且つ薪水缺乏品差遣候事
第五ヶ條 當春中所持の蒸氣船、亞人へ賣拂方に付、村田藏六花押有之候證書差出し、長門も其節夷人へ直應對致候事

所持の蒸氣船釜損じ候に付、其後打捨置候事故、如何相成候哉。賣拂候様の事は存不申候事且つ長門夷人へ直接對致候儀は毛頭無御座候。已に於神奈川先年夷人を望遠鏡にて見候て、其望遠鏡は穢れ候に付、打割候事に有之候。此儀にても御察可被下候。

第六ヶ條 大小砲夷人より買入候事

大膳家來に於て夷人より直に大小砲買入候者一人も無御座候事

第七ヶ條 筑前へ引渡に相成候元公卿へ使者並に贈物差遣し、右爲答禮諸大夫森寺大和守長州へ差越候事

筑前へ引渡後五卿へ使者贈物等仕候。家來一人も無御座候。諸藩脫走の者、長州士と申欺き、使者贈物等致候者も可有之も難斗。且つ諸大夫森寺大和守と申者、長州へ爲答禮罷越候事一切承り不申候事

第八ヶ條 淡路監物大坂へ御召呼相成候處、難罷出段申立の趣於有之ては任其意外末家並家老共の内申合九月廿七日迄可罷出旨、再應御達の處、終に及延引候事

毛利淡路、吉川監物出坂仕候へば、公邊にて如何様の御難題を御申懸嚴科に可被處哉と淡路初家來一統氣遣敷存居候故、強て出坂爲仕候へば、家來共如何様の所業可仕候哉と、其鎮靜方未だ見込付兼候に付、一日々々と延引仕候儀は恐入候事
 右の廉々、父子自判罪狀申立と言行齟齬致候に付、昨日相尋其節答の趣猶書面を以て事情委細可申立候。

右の條御答申上候次第にて別段齟齬仕候儀は無之候哉に奉存候。依之此上寛大の御處置を以大膳父子官位御稱號元の通被成、下三都の屋敷も元の如被下候はゞ、參勤交代も仕り幕府へ御奉公も仕度奉存候。勿論尺寸の地も御切割御取揚等の義は更に存も不寄候事

宍戸備後介より差出したる國中事情申立書

此度被仰達書謹而奉拜見候得共、衷情底意無伏藏申立候様との御事斯迄御手厚被仰渡下情被聞

召被下候へば誠に以萬々難有仕合無此上儀に付、被仰聞候旨に任せ奉り國內情實の儘逐一可奉申上候。私儀田舎ものに御座候得ば、言語の枝葉には不憚忌諱儀と被思召候廉可被爲在候へ共、右枝葉の儀は何卒御聞捨被爲在其情實御酌取被下候様奉願上候。只今御聞の旨には大膳父子恭順の筋去冬の通無相違候得ば、國內士民も一統主人への主意をこそ專一と相心得可申處、國內議論區々有之候様相聞、如何の次第哉との御事奉得其旨委細可奉申上候。被仰聞の通父子恭順、謹慎の儀は素より去冬の通彌以相違無御座候。就而は士民一統の者も數百年國恩を蒙り罷在候得ば、主人の主意を奉じ、恭順の筋に付心得違居候ものは毛頭無之、闔國一致罷在候。其證據は京師暴動巨魁參謀の所置振山口新築破却公卿方引渡等相濟候所に、而も御承知の程奉願上候。乍併右恭順の筋相違無之に付而は、別段士民一統無余儀情實徹上不仕よりして外向も左様相見候哉も難計、既に先日國內士民一統より藝州表迄歎願申上候書取にも、奉怨望候との文字有之候由承及候。右等は如何敷次第共可被思召、本より國元のもの逆も皇國中蠢動生息の民に候得者奉對。

天朝幕府怨望仕候筋は無之筈に候得共、乍恐只今に而は闔國士民右様の情實無之共難被申候。元來闔國士民一統の心事に而は、大膳父子先年以來皇國一致不仕候而は、外侮禦方六ヶ敷奉存居候所上已上元等種々の禍變も出來、此余如何の内亂に可立至哉と奉存、乍恐公武御合體の筋に付而は乍不及國力を盡し、東西奔走をも仕、建言の廉は不被爲捨置御採用にも相成、尙江戸御城、二

條御城等に於ては乍恐御直被仰聞も有之、不敢當儀には候得共窃に感奮罷在候。
就而は

天朝幕府風雲の御場合を以御精威を被爲凝、古今未曾有の御盛典を被爲舉行、加茂石清水等の神明に被爲誓候上、御布告にも相成候儀に候得ば、尙も皇國中の同類者此御精威を等閑に相心得候様に而は下嚴命を尊信し奉らざる様相成候基に付、大義名分不相立のみならず於、臣子の分も何共不相濟然る上は、身家國力を盡し候而も御奉公申上奉報鴻恩

皇國一致仕度一片の愚忠より、聊成共其驗相立可申と一途に存込、領内赤間關に而微志をも相立候所、不被爲捨置天朝よりは監察使をも被差下乍恐

叡慮の御旨をも被下賜、闔國感奮領内末々迄心肝に銘し罷在候。其後御様子振如何哉と疑惑せしめ候に付、精々鎮撫仕置候得共、其未壯年者過激に相渉り、遂に去秋京師の暴動に立至、其心術は兎も角も形跡を以申上候得ば誠以不一方奉恐入候次第に付き、早々巨魁參謀等夫々令所置御詫の次第をも相立、尙父子不存儀とは乍申、示方不行届にも相當候に付、吃度謹慎罷在東西藩邸被相毀、其後官位御稱號等被召放候との御沙汰も、申上、委細情實被聞召分被下候由に而尾張前大納言様始御陣拂にも相成、隨而皇國の大義名分も判然相立

天朝幕府えの忠敬も相顯れ、父子多年の誠意闔國臣子の情實も明瞭徹上仕候儀と一統難有奉存候。

就而は最早平常の御沙汰可被爲在と奉渴望居候所、不計も彼是道路の風説をも傳聞仕候而は乍恐士民一統疑惑の廉不少、素より

天朝幕府におるて、去冬御陣拂の御所置に而も窃に恭察相成候儀に而恭順の理を盡し候程の次第をも相立候得ば、此餘は素より

皇國の御爲を被爲思召天下を御制駁被遊候。寛仁大度の御所置を以下情鬱塞不仕様御撫育の心を被爲加、屹度寛大の御沙汰振被爲在候御事は申上候迄も無之御事に而可被爲在候へ共、兎角僻境頑固の風習に而は種々離間の風説をも信用仕易く、就中御再討の風聞も有之、又は此餘主人父子儀隱居被仰付と歟又は削地被仰付と歟不取留風説を流布せしめ、離間の策を相施し候節も有之、就而は大膳領地中には先祖八州領地の節、奉公仕只今に而民間町家に相成居候者餘分有之、其中に而も重立候者は、勿論其餘に而も今日感狀書類をも所持致し候部多く、且つ兩國領地被仰付候節、扶助方にも差支候へ共、不得止扶助仕來り、家來共並方知行高相當より數倍の人數、特に而父子儀兼々右扶助には至而困り居候體に候所、右のもの共何れも數百年譜代恩顧に而僻境に生長し、頑固の風習、愚直の性質に罷在、主人父子身上の事已一途に存込居候所、右等流布の説をも實説と相心得且つ主人父子兼而上を重んじ

天朝幕府へ忠敬の心得終始如一候所、士民一統はまた主人の律義、誠實に感服仕候故歟、主人父

子より外宇宙間に別段大切なものは無之事と計り相考居、前條如き風説傳聞仕度、扱も乍恐天朝幕府には御慈悲も無之、御次第素より去秋京師の一件は申上候迄も無之奉恐入候次第に付、誠恭順の條理を盡し御詫をも申上候次第に而、天下の人智愚賢不肖の懸絶は不任心底候得共、畢竟大膳父子儀は先年已來、皇國御爲筋宜敷様にと存込、無他の心事より差起、前文にも有之候通盛命を重んじ

天朝幕府に於て信を天下に御失不被遊様にと、乍不及御手傳をも仕度、偏に骨髓忠義の心を以人の好まぬ攘夷の戰争をも致し、人の好まぬ國力をも盡し、其末去秋已來は斯迄も至誠恭順の修理を盡し候も是又畢竟、皇國の大義名分を重んじ候誠心にて、所置にこそ前後の相違有之候共、一片愚忠臣子の分相立度、誠心におるては終始如一、其心術は天地鬼神現在に候得ば、御照覽は可被爲在と奉存居候所、乍恐甚情實を被知召分不被下は如何の御思召に候哉と號泣悲歎、細々評議候様子に有之乍併於私共は主人父子兼而

天朝幕府へ別心無之儀は、誓天地候而も終始不渝儀に候得者、秦鏡を掛て御照覽被爲在右様刻薄成御所置被爲在候儀は、決して無之事と奉存居り候へ共、士民一統説諭の方便にも右等離間の風説は、打消べき存慮の確證も承り不申、就ては彼等内心相合候所も臣子の至情無餘儀筋に付、格別叱り候譯にも相成兼、旁以不一方苦慮罷在何分とも、國許頑固の風習愚直の性質には甚以困入

申候。萬一も右等無根の風説に驚歎し、動搖等有之候而是父子恭順の旨貫徹不叶のみならず、先年以來

皇國一致、御奉公申上度存込候誠意にも無之、存外の事に立至可申、素より防長二州は
皇國中の邊隅論するにも足らざる場所柄にて、身體に取り手足の末にも相當り可申、乍併手足の
疥癬にて總身に布滿仕間敷共難被申、就ては父子始末家家老中一統苦心罷在候間、此段篤と被
思召分被下候而御熟慮の程奉願上候。

宍戸備後介

奇兵隊より差出したる書

國情の儀は追々宍戸備後介より被聞召候儀、改而不申上候共

御洞察可被爲在候得共、是迄の所情縷籌塞可哀訴手段も無之、號哭天地尙無止方、臣子の心事切
迫の場合悲泣血涕の餘、士民一統より當藩に因り歎願書差出候事に有之、此先如何様の紛擾に可
及哉と、主人父子大に心痛罷在候次第に御座候。然る所此度國老並私共被 召出親敷情實被 聞
召上、私共は素より國中舉而難有仕合奉存候。右に付、是迄籌塞の次第荒増申上候間、萬一忌諱
に觸候事件も御座候はゞ、臣子切迫の情實を以御酌取被 仰付候様願上候。右申上候國情と申も、
主人父子多年の刻苦、具には難申盡御座候へ共、先其一、二を擧て申上候。癸丑外夷の事起り候

より乍恐

皇國浮沈興廢の御場合と相考、種々建言等仕、其後攘夷の御沙汰被 仰出候より別而主人父子晝
夜の分ちも無之、刻苦勉勵寢食をも不安國土消滅を心に期し、偏に
天勅を奉じ 幕命に遵ひ、

皇威挽回、夷狄掃攘被基本打立て、終に領内馬關爭鬭にも立至候所、辱も監察使御下向 御褒美
被 仰付上下一同彌以感激盡力、折柄不圖も去亥の秋遽に堺町御門警衛

御免被 仰付如何御様子も不奉伺、何歟 御疑惑より右様の次第に立至候歟と追々歎願仕候得共、
更に御採用御沙汰も無之、終に昨年に至り憤激の餘り、多人數上國へ馳集候由に付、主人父子不
堪驚駭、右鎮靜の爲め家老の者差登せ候所、不所置の取計よりして不容易儀に立至、官位 御稱
號等被召、放東西藩邸共被相毀、遂に尾州侯御下向被爲在候程の御事に御座候所、右始末國中に
於而速に取調魁首、並參謀の者等悉嚴科申付父子に於ては一切存知不仕候。御洞察の上御陣拂に
相成候事に有之、其餘定而平常如故の御沙汰可有之、國中一統日夜渴望罷在候所、豈圖んや
御再討との御事、何共不落着の御次第甚以奉怨望居候。然る所今般國老並私共被召出御疑惑の廉
廉委細御尋被爲在夫々御答申上候所、何も明瞭被 聞召分推而御詰責も不被爲在定而御疑惑御水
解被 仰付候御事に可有御座歟。左候上は、

皇威扶助夷狄掃攘の微忠をも御酌取被 仰付隨而皇國の名義凜然相立萬古不易の 御盛典屹度被爲舉候はゞ、主人父子は素より、二州の士民如何計難有奉存候。從來の鬱情も一時に開發可仕奉存候。縮る所主人父子多年の心事、偏に

天勅を奉じ 幕令に遵ひ、天地神明に誓ひ、一片の誠意貫候而不容易 御疑惑を蒙り、國中一統不堪憂悶 臣子の分片時の安堵も仕不得、殆ど一年の長きを經候次第、深く御諒察被 仰付、上は

皇國の御爲、下は二州蒼生のため、速に平常の御沙汰被 仰付候様奉願上候。右申上候。國情猶御疑惑も被爲在候はゞ斷然被 仰付度奉願上候。誠恐誠惶。頓首再拜。

丑十二月

河瀬 安 四 郎

井 原 小 七 郎

入 江 嘉 傳 次

怯懦柔弱にして無事息災を祈る幕吏と雖も、斯かる答辯書を看ば争でか激せざるを得んや。刻下の形勢兄弟闘牆の機にあらずとして、若し之を容るゝとせば紀綱何に由りてか立たん。號令何に由りてか行はれん。國家は無政府と一般に化し了らんのみ。元來永井監察等は長防處置に就き極めて

寛大の意見を抱きし故、此の般の答辯に満足し、溫和の裁斷を施して、此の局を結ばしむるを期せしといふ。彼れ等が果して其の意見を抱きしとするも、這是遁辭に過ぎずと評するの外なきなり。再征の役たる前役の不得要領に了れる反動なること、使節の重任を負ふ彼れにして之を知らざる理あらんや。

畢竟するに彼れ等は此の再征には備、越の諸藩が劈頭第一に反対せるを見、又征長の連衡は成るといふ風説に聞き、怖じて此の役も亦成功覺束なしと考へ、用兵を避けんと欲するために、此の失態を演ぜしなり。故に幕吏は此の使節に對して、歎々として其の非を鳴らすも亦既に晩し。唯公の如き重要の地位に在る人は、概して當初より此の使節に重きを措かず。是れ一片の儀式のみ。和戰を決するほどの大事にあらず、大軍四境に臨み長、防二州を蹂躪する威勢を示さば、彼れ始めて命を奉すべし。若し命を奉せずば、此の時に直ちに掩撃すべし。と期したれど、其の手段は常に姑息に流れ、緩慢時機を失ふ憾みあるは五十歩、百歩といふべくして、獨り使節を咎むるを得んや。そは兎も角も、此の復命に接したれば速に裁許に及ぶべしとて、櫻、會、桑の三侯及び公、板倉の兩閣老には連日會議を開かれるが、其の意見は三派に分れたり。

橋侯の意見は毛利禁闕を犯すの罪大にして、天地に容れず。宜しく大膳父子を嚴科に處し、其の家を改易すべし。然らずんば將軍たるもの何の顔ありて天子に對するを得んや。と其の議の公明正

大なるは、何人も之を認むと雖も、當時の幕府、能く之を遂行し得る時勢なるやは大いに之を考へざるべからず。會、桑二侯の議は其の罪大なりと雖も、家名を斷つは過酷の嫌ひなきを得す。封土の半を削り、適當の者を撰みて之を續がしむるを至當となすといふにあり。兩閻老は、諸公の論旨固より至當なりと雖も、今の時勢を察し、國家のために謀るに、裁断の條理明瞭なるを得ば可なり。故に成るべく寛大の處置を施し、奇變を激生せざるを緊要とす。宜しく大膳父子を蟄居せしめ、封土十萬石を削り、適當の者を撰みて家名を相續せしむべし。是れ閣議の決する所と述べられけれども、三侯共に自説を執りて譲らす。今や大兵を動かして將軍此の地に進發せられたるに、若し曖昧に局を結ぶに至らば、假令長防は無事に歸するとするも、幕威の地を掃ふを如何せんと論ぜらる。公服せず。閣議豈曖昧に局を結ぶものならんや。初めより奉じ得べからざる嚴命を下し、彼れを毆りて、死敵と爲すは策の得たるものにあらず。若し彼れにして幕府を奉戴する意なくば則已まん。尙ほ少しく奉戴の意を存すとせば、削地十萬石の命は從ひ難しとせず。今や幸に彼れ尙ほ口に伏罪を唱ふるを以て、其の罪を寛容して、閣議の如く處せしめらるべしと主張され、甲論、乙駁容易に轆轤らず。板倉閻老は其の議の遂に破れんことを憂へて、其焦心苦慮せられしが、公は獨り席を辭して、將軍の御前に伺候し、先日來毛利裁許の件に付、種々幕議を凝らせしに、一橋殿は改易、肥後守越中守は半地、老中の議は削地十萬石を可とし、其の論決せず。謹んで上裁を仰ぐと請ひ、且つ

各自論旨の在る所を詳しく述べられけるに、將軍家聞き畢りて徐ろに口を開かれ、改易最も酷、半地尙ほ嚴に過ぐ。諸老の論然るべしと裁断を下されければ、公謝して曰く『一橋殿には御諮詢あらせらること至當なれども、此事に關しては前陳の始末なるを以て、此の儀御沙汰に及びて然るべきや』と伺はれしに、沙汰せよとの上意ありければ、公、御前を退き、橋侯に面し、大膳父子蟄居削地十萬石、毛利血食の儀は然るべき者を撰むべしと御沙汰ありたり。と告げられければ橋侯曰く『御諮詢ならば意見あれども、御沙汰とあらば異議に及ばず』と。會、桑二侯も亦争ふを得ず。議遂に決す。

二十九日、江戸大名小路、酒井參政（飛彈守）の邸を役邸として賜ふの命あり。

慶應二年丙寅正月二十一日、一橋中納言、松平肥後守、松平越中守、板倉伊賀守、小笠原壹岐守參内して長州の處置に付、幕府決議の趣を朝廷に奏上す。其の文に曰く。

毛利大膳父子家政不行届、家來共一昨年七月、父子黒印の軍令狀所持京師へ亂入奉對 禁闕及砲發候段不恐

天朝所業不届至極に付、大膳父子可處嚴科處、益田右衛門介、福原越後國司、信濃於出先條々の主意取失非禮非義の及暴動候に付、三人斬首の上備實檢並參謀の者共、夫々加誅戮任用失人候段深恐入、悔悟伏罪相愼罷在候趣、自判の書を以申立、猶其後疑敷件々相聞候に付 永井主水正、

戸川鉢三郎、松野孫八郎差遣相糺候所、彌恭順謹慎罷在候趣に付於大膳父子 朝敵の罪名は相除候。乍去畢竟不明統御の道を失ひ、家來の者共犯 朝敵の罪候段、其科不輕、雖然祖先以來の忠勤を思、格別寛大の主意を以高の内拾萬石取上、大膳蟄居長門、永蟄居家督の儀は可然者相撰可申付、右衛門介越後信濃家の儀者永世可爲斷絶、此段遂奏聞候。以上。

正月

稍やありて二條關白出座せられ、此の奏聞は天意を伺ひ奉る心得なるや、或は届け捨ての心得なるや。と問はれければ、何れに由るといふ譯にあらず。唯奏聞の次第聞こし召すとの御沙汰を得足れりとす。と奉答して一同引き退き、翌日復た參内す。關白附箋して叡旨を傳へらる。

毛利家は從來有功の家柄にも有之、右様の處置に及而者若彼奉命不致節者無據旌旗を進不申候而者幕威不相立、其節は内憂外患一時に差迫り候様の形勢に及候而者大切の事故、防長の人心折合候處を見留め、被奉安 宰襟候様可被取計候事。

此の附箋を見て三侯、兩閥老は大いに駭かれ、殊に兩閥老は一旦幕議決定せしに、斯の如き叡旨を下されでは却て人心紛亂を醸すものなれば、其の旨を奉じ難しと論争し、附箋を返納せられける。是に於て一場の議論は公武の間に噪しかりしが、兩閥老は固く執りて動かざりしかば、遂に左の勅

旨を得るに至れり。

長防處置の儀決議被 聞食候。方今患憂惑亂候而者於國體深被惱 宰襟候間、厚く加仁惠至當の處置國內平穩奉安 宰襟候様被 仰出候事

此の日、薩藩大久保市藏は、近衛家に詣り長州處分の過酷を論じ、更に私に副勅を撰して之を呈す。其の論旨は既に奏聞を可とするも、方今内外多事にして、深く収慮を惱さる。若し事粗暴に涉らば、恐らくは亂階を爲さん。宜しく至當の處分を爲して、人心を悅服せしむべし。封土を削らば、亦瘠地を收めて民心の激動を起さしむるなけれ。といふにあり。近衛家之を容れ、副勅を以て廷臣に示す。賛成するもの頗る多し。是を以て其の副勅を翌日（二十三日）幕府に下す。

長防處置の儀、昨日被 聞食候得共、自然粗暴の處置有之候而者、内憂外患の亂に拘り候に付、旁以被爲惱 宰襟候に付、人心惑亂不致候様公明至當の處置可致候段被 仰出候。

今や朝議は薩藩の左右する所と爲れり。突然に此の如き勅諭を下されでは、幕府の有司は意外の感に擊たれたらん。其の間の消息を探り得たりとするも、眇乎たる一藩士が京紳を教唆して、掣肘せりと輕々に看過することなく、幕府の憂は、既に盲膏に入りたることを察せざるべからず。先に起れる大和、但馬の一揆といひ、水戸浪士の暴舉といひ、之を人身に譬へば疥癬の如きのみ。激薬を塗抹せば之を滅絶すること難きにあらず。長藩の反抗も彼れが自らいふ如く疥癬の少しく蔓延す

るに過ぎざれば、治療の方法なきにあらず。病膏肓に入るに至りては、良醫と雖も容易に治する能はず。

古人吳王を説いて曰く『今王越を是れ圖らすして齊魯以て憂ふるを爲す。夫れ齊魯は諸を疾に譬へば疥癬也』と。今や幕府が意を此に留めざるを憾む。

二十三日、公下坂せらる。藝州出發の準備を整ふためなり。此の日老臣西脇勝善（東左衛門）藩兵を率ひて登坂す。在府の老臣多賀高寧（長兵衛）は既に來りて滯坂す。翌日公二人を召し問うて曰く『今回大樹公より藝州發向を命ぜらる。汝等如何に思ふ』と。二人答へて曰く『台命重しと雖も今は辭退せらるゝこそ然るべし』と。公首肯されしが日を経て復た二人を召し、大樹公より是非出張すべしと命ぜられ、一人にして心安からずば、更に一人を副ふべしとて短刀を脱し賜はりたり。之は直ちに辭謝したれど、出張の直命再度に及ぶ。如何して可なるやと問はれければ、二人は感泣して斯くまで優遇を賜ふ。今は是非なし。御請ありて然るべしと答へたりとぞ。

二十六日、將軍家は大坂に於て左の命を達せらる。

小笠原壹岐守

藝州廣島表へ爲御用被差遣候間早々出立可致旨被 仰出候事

板倉伊賀守

御軍事御用向取扱候様被 仰付候。

御進發御供被 仰付候。

御進發御用被 仰付候。

是の時公の附屬として、廣島出張を命ぜられたる役員は左の如し。

| | | |
|-----------|----------------------|-----------------|
| 大目附 永井主水正 | 勘定奉行兼帶大坂町奉行 井上備後守 | 外國奉行兼帶軍艦奉行 |
| 木下大内記 | 目附 牧野若狭守 小林甚六郎 溝口出羽守 | 使番 酒井數馬 石川八 |
| 十郎 曾我權右衛門 | 奥右華組頭 片山與八郎 | 奥右華 湯淺貫一郎 佐久間三藏 |

此の日又左の令を下す。

毛利大膳父子伏罪の儀、御疑惑の件々相聞え候に付、大目附を以御糾問有之候處、彌恭順謹慎罷在候段、一昨年自判の書を以申立候通相違無之趣に付、寛大の御趣意を以御處置の品御奏聞相成候。就而者壹岐守事藝州表へ罷越 御裁許可申渡旨被 仰出候此段相違候。

正月

毛利大膳父子、御裁許の儀別紙の通相達候萬一於致違背者速に御征伐被成候間、猶心緩無之様可

被致候。

正月

〔編者曰く〕別紙は前に掲ぐる奏問書と同一なるを以て省く。

是の月、紀伊侯、書を將軍家に呈して、今度の征長一舉は實に海内の治亂、幕府の興廢に關す。且つ一勞永逸の長策と考ふ故に、英斷の處置を施して覬覦の念を絶ち、禍心を包藏するものを滅絶せよと乞ふ。是れ幕吏の姑息を刺激し、又幕吏をして稍々意を強くせしむるに足るものあり。其の全文は左の如し。

去夏、御進發以來、茂承不肖の身を以て辱くも總督の命を蒙り、國力を傾け、弊賦を盡し、當地へ出張罷在、昨冬迄殆巨萬の耗費有之候得共、實に不容易時勢、効忠盡力の秋と奉存候に付、右等の疲弊を不顧、多方經理仕候而今日まで相勤罷在候も、只々此御一舉に而幕府の御稜威も相立、就而は海内久安の基も可被爲立事と、日夜奉欣望候儀に御座候。然る所此度御糺問も相濟、追て御手續も相附候所置振一條に相成候儀に御座候。右は無此上大事に付、容易に決論致し難き儀に候得共、窃に愚考仕候所に付は、此度の御一舉實に海内治亂の儀、

幕府御興廢の境と奉存候所、此御大造 御進發に相成候も、一勞永逸の爲の御長策とも奉存候得共、何分にも此度は嚴然の御所置御座候而天下の耳目を一洗致し、長、防の外諸藩の内にも萬々

一覬覦の意を抱候者有之候共、此御一舉に付、併せて右の禍心をも消滅致候様、恢豁の御所置有御座度事と奉存候。若又萬々一、目前苟安を計り、曖昧の御所置等有之候而是今日海内諸藩の誹笑を招き候のみならず、引續又々干戈を動候はでは不相濟様成行、天下の禍患年々深く相成、詰
り

幕府の御威勢、御氣力とも盡果麻亂鼎沸の世と可相成と、深く憂慮仕候。他藩は不知、弊藩の如きは最早引續再舉は無覺束候に付、何分此度の御一舉に而御盪平に御座候様、若彼
嚴命に抗拒仕候儀も候はゞ、弊藩疲弊の貪といへども、直様弊申凋兵を進め、諸道の寄手と力を併せ、

天朝幕府の御威令に依伏し、義旗を建、朝敵を征伐仕候事に候へば、必定虜膽を奮ひ、微功を奏し可申、何分にも此度は効忠の秋と奉存候に付、兼而死力を盡し可申致覺悟罷在候。仰願くは目前姑息の御所置無之、海内蒼生の爲、久安の御深策御座候様、奉深禱懇願度此段伏而奉建言候。頓首敬白。

茂承

尾、紀、水は幕府の三家と稱する親藩にして、宗家を輔翼すべきは當然なり。水藩が幕府に抗する事情は一朝一夕に論すべきにあらず。尾藩は有徳公（八代吉宗將軍）が我が祖、宗春（中納言）

を措き、紀藩より入りて大統を製ぎしを不快に感じ、又今のお老侯（慶勝）は我が擁立せんとせし一橋家を措き、紀藩より今將軍を迎立せしに釋然たらず。故に宗家を思ふの情も、紀藩に比すれば自ら厚薄なきを得ず。幕吏は其の憾みを解かんと欲し、前役に一旦、紀侯に命ぜし總督の任を解き、更に尾侯を擧げたるも、依違して命を奉ぜざりしが、遂に其の任を負ふに至りては薩藩と結託して、曖昧なる局を結びて師を班し、其の結果益々紛擾を來して、再び征長の師を起すに至れり。紀侯たるもの尾藩に對する反動として、幕府に對する恩義として、安んぞ奮勵せざるを得んや。奈何せん滯陣數閱月、國力の疲弊を極むるは察するに餘りあるも、猶屈せずして運を一戦の下に決せんと望む。眞に親藩の名に背かすといふべし。

二月朔日、尾張玄同侯を以て江戸を守らしむ。

二日、將軍家は直書を以て、公に長藩の處置を委任せらる。

一、防長所置の儀與全權候間、萬事見込通十分に取計可申事

一、事の緩急により必出馬可致事

一、處置済の上は速に上洛候條必東下は不致事
右の條々可得其意者也。

二月

君主より此の如き異數の信任を受く。人臣たるもの誰か感激して報効を期せざるを得んや。事の成敗、身の利害を料るが如きは抑々末なり。公は難局に當る毎に、機に臨み變に應じて所信を貫きたるも、遂に長州處分に於て失敗せり。故に機を觀るに明かならず、世に處するに巧みならず。と批評するものあるも這は其の形跡を觀て、其の心事を知らずといはざるを得ず。

此の日持小筒組頭へ公の隨行を命ず。

御持小筒組 三 小 隊

此度壹岐守事藝州表へ爲御用罷越候に付、附添被差遣候。

公亦藩地より來れる從士に左の旨を達せらる。

今度上坂申付候處、早速罷越不堪喜悅候。此度は天下安危の定る處、實に不容易事件候條、權現様以來二百餘年の御徳澤を感じ、先祖忠知公への報恩と思ひ身不肖の此方を助けて、天晴忠勤相勵可申候。

寅二月

三日、一橋侯駿馬を贈りて餞別とす。公素より馬術に熟達す。故に馬を愛すること人に過ぐ。此の行に臨んで侯の愛馬を乞ふ。侯快諾し之に添ゆるに左の直書を以てす。侯と公と國事を論する時には相容れざる傾きあるも、今之を熟讀すれば私交の親密なるを察すべし。

客月念七御状致披見候。扱は今般爲御用藝州行被蒙御沙汰候段御本懐の至、武門の御面目と譯て不堪拵躍候。乍然御賢勞の段、萬々御察申入候。扱過日は良乗御贈り、右に付駕馬壹疋可差進旨及御約束候處、早稻川御所望の段書中御申越縷々の次第逐一承領。右は中々從軍御用に相足り可申材には無之候得共、日頃乗る所に相用ひ置候義に付、今般格別の御用御出張被下廉にも相足り候はゞ、拙者に於ても大慶の至存候。則御家臣附し相渡候間、今程御乗試にも相成候哉。元より弱足、殊に乗り候處未だ出來上り不申候間、飼方等御心付御座候様存候。此段も御心得迄に申進候。何も激徒鎮定御歸坂の上、萬縷可申入前文御答迄單略如此候。不一。

二月三日、

中納言

壹岐守殿

四日、公は室賀伊豫守、木下大内記、牧野若狭守、岡部三郎右衛、片山與八郎、湯淺貫一郎、佐久間三藏等と共に紀藩の軍艦を借りて之に搭し、大坂を發して、七日廣島に着す。永井主水正、井上備後守等は八日大坂を發す。公の旅館は廣島大手筋壹丁目丸内買屋敷（本は御年寄居屋敷と稱す）と定めらる。

二十二日、公の旅館に藝藩の重臣を召喚し、長州の支藩徳山（毛利淡路）長府（毛利左京）清末（毛利讚岐）及び國老及び吉川監物（岩國）毛利筑前（右田）宍戸備前（○○）を廣島に呼び出すべ

き旨を命ず。時に宍戸備後介は小田村素太郎と與に、去年廣島に於て糾問後、猶ほ幕命を待ちて滯在せしが、二十七日附を以て左の書面を藝藩に差出す。

此度御達の旨有之、末家毛利左京、毛利淡路、毛利讚岐並吉川監物、外宍戸備前、毛利筑前、御當地迄罷出候様御達相成候に付、銘々在所表へ御使者をも被差立候由承候處、已に去八月御尋の趣も有之、末家並家老共の内、大坂迄罷登候様御達相成候節、何れも氣分不相勝候に付、上坂の儀御斷申上置候。其後末家中何れも快氣仕候者有之儀も承り不及、殊に備前、筑前兩人儀者去秋、大坂迄可差登旨於國許内評も仕候得共、同敷不快中に罷在、備後介は備前一家中の者に候故、右爲名仕差出、筑前も右同様に而井原主計差出候處、是亦途中より不快に付、其末木梨彦右衛門名代相勤、御尋御用も拜承仕候儀に付、備前、筑前にも此度者如何可有御座哉。尤其後時日を經候事故、快氣に而早々當地へ罷出候哉と奉存候得共、去秋已來の處心付の儘入御聽候間、可然御含置被下度相願候。已上。

二月二十七日

此の書は在藝備後介彦右衛門等のみの決議にて差出せしものとは見えず、此の一兩日前に彼れ等より長州に向けて急使を發し、長州よりも亦前後急使の來りしこと屢々なりしとの風評を參酌せば、全く本藩と交渉の上差出せしものと察せらる。公は此の書を一覽して、斯くては公邊且つ長州のた

めに不利益なれば、切に備後介を諭し、速に出藝する様周旋せしむべき旨を藝藩に達せらる。

三月七日、藝藩より左の書面を以て、過日長州に差立てたる使者の復命を届け出づ。

長府清末へ被差遣候使者、昨夕罷歸別紙勸書並口上書等差出申候に付、差上申候此段申上候。

三月七日

松平安藝守内

別紙 植田清人

私共儀、府中へ御使者被仰付候に付、去月二十九日府中口客屋へ罷越、御用人庄原半左衛門へ御書付相渡御口上の趣申候處、御家老田代内記を以て御返答被仰出候。

三月六日

若月準二

石嶋瀧之丞

御達の趣に付、遠路態々御使者を以被仰越御書付落手仕候。左京儀御相對可仕筈の處、病褥に罷在不任心庭候に付、此段私より御挨拶仕候段申聞候。

二月二十九日

清末に趣きたる使者の差出せる老臣の挨拶も、亦長府の老臣の差出したるものと同じく、山口、

徳山、岩國より各老臣を以て答ふる所は、御書附の儀猶從是御請可仕候といふにあり。斯く曖昧の回答を爲すものは日を期して呼び出したるにあらざればなり。堂々たる征夷府の特命全權大使が、大兵を擁して犯闕の罪に對する裁許を與へんとして、隣藩をして其の罪魁を呼び出さしむるに當り、斯かる兒戯に類する書信の贈答をなして、日子を費すのみならず、届書に賊臣を指して、御家老御用人等の敬稱を用ひるも怪まず、藝藩の周旋は固より到らずと雖も、畢竟幕威の全く地に墜ちたるを證するに足る。公が出藝の期日を刻して命ぜざりしは、緩慢粗漏の謗りを免かれざれども、公は夙くより長州父子の來らざるを察し、到底開戦と決心せしも、薩、藝、因、備の諸藩は頼むに足らざるを以て、幕府の陸海二軍を徵集せんと欲し、其の事の整ふまで隱忍して日を送らんとせるもの如し。

當時、公と前後して來藝せる軍兵は何程なるかと點閱すれば、紀伊總督の兵は、國老水野大炊頭（忠幹新宮城主）代りて之を率ひ、先鋒井伊掃部頭（直憲）榎原式部大輔（政敬）は自ら彦根高田の兵を率ひ、外に戸田采女正（氏彬）等は重臣をして兵を率ゐて來り會せしむ。紀藩は長州處分に就ては强硬の議を抱き、先に藩主をして嚴重の裁許に及ぶべし。と建白せしめしほどなれば、宮川六郎なる者をして公の姑息を責めしめ、總督の發軔を促すの書を幕府に呈し、其の意氣旺盛にして、早く戰端を開くを待つの風あり。高田藩も亦公の舉措に憚たらず、激論沸騰して、中には公を暗殺

せんと謀りしものすらありと風説せり。されど公は已むなくば戦を開かんも、兵備未だ整はざるに、時勢を察せず、粗暴の舉に出でば、遂に挽回すべからざる始末に陥らんも測り難し。幕府の威嚴を損ぜざる以上は、成るべく寛優の處置を施して裁許を奉せしむること肝要なり。と思はれければ、紀藩等の憤激するにも拘はらず、獨り心を苦め佐賀、土州の重臣中野數馬、福岡宮内（孝悌）等をして中間に立ち、裁許を奉することに周旋せしめしかども、更に其の效なかりし故、局外より之を觀ば、姑息に流るゝ迹あるも、是れ天下を思ふの情切なればなり。

もし紀、彦、高田の三侯をして、祖先の面影あらしめば、常に慎重の體度を取る公と雖も、因循して豈獨り心を苦しめんや。苟も國家の安危を負ふ身としては、血氣の勇に與するを得ざるなり。誠つて藝、因、備三藩の近況を察するに、皆幕府の裁許を以て苛酷となし、頻りに長藩を保庇して只管其の執行を妨げんと勉む。此の際、陽に不可能の攘夷を唱え、陰に幕府の施政を妨碍するは薩藩の慣手段なり。因、備兩藩は主として之に雷同し、藝藩を勧誘して其の黨に入れ、互に密使を往復し、或は密議を凝らすこと頻繁なりしに、其の結果として因、備兩侯は急に上坂し、尋で藝藩世子（松平紀伊守）茂勲（後に長勲）も上坂せんとせしが、公は之を抑制せり。三侯の意は口に上坂を唱ふと雖も、其の實は上京にあり。

長州裁許の事に付、公の決心固きを觀て、之を争ふも益なしとし、寧ろ根柢を搖がすに如かずと

思ひ、争うて上坂す。公は夙に之を看破し、藝藩世子が強いて乞ふにも拘はらず、最後の断案たる左の書を贈りたるを以て、世子は上坂を中止せり。

芳翰拜誦、過日御内話の義に付、愚考の趣再應申上候處、右一件者不相伺候積に被成度御決心の廉も有之候旨被仰越候得共、昨日兩度申上候通、當節柄御登坂等の儀は決而不可然候條於、職掌素より聞流可相成筋に無之、必御無用可被成候。右御再答如此御座候。頓首。

三月二十一日

抑々因、備、藝三侯の祖先は徳川氏に勳勞あるを以て、特に其愛女を配され（因、備の祖池田宰相輝政して、藝藩の祖但馬守長成の妻は、東照公の次女にして、徳公の長女なり）優待親藩に亞ぐ、且つ莫大の封土を授けて山陽、山陰兩道の要地に據らしめたるは毛利氏を押さゆるためなり。

其の默契の場合に於て順風千里の耳眼を備ふる人と雖も、百歳の後、其の子孫たるもののが累世の恩顧を忌れ、敵のために我れに向つて弓を彎かんと思はんや。されども子孫は婦女の手に生長せる翩々たる貴公子なり。争でか閻藩を統馭して頭首の手足を使ふが如くなるを得んや。反つて手足たる臣下に左右せられて、不義に陥ることを知らざるなり。三藩の状況は斯く恃むに足らず。況して近隣諸藩の如きは、長藩の氣勢に呑まれ逡巡躊躇するも、幕命拒み難くして已むを得ず兵を出だせるをや。此の戦意なき弱兵を率ゐて進討するは、恰も群羊を驅つて餓虎の中に入るが如し。

此の形勢を察し來らば、公の處置を以て緩慢姑息となし、皆々として攻撃するに忍びんや。公は斯く獨り心を苦しむと雖も、早晚開戦の避くべからざるを察し、直管軍備の充實に心を用ふることは、二十日の夜と二十一日附とを以て、在坂の同僚に寄せたる書信の一節を見て知るべきなり。

一、御軍艦何分不足御不都合に付、富士山呼寄被致度、尤最早せり迫候間、近日必戰爭差起可申、何れも見込罷在候。其節者決して不可缺御軍艦に御座候間、是非々々呼寄不申候は兩者不相成、至急の事故斷然當表より直に江戸表同列え申遣候。不惡御了簡可被下候。尤佛人乘組候儘相廻候様申遣候。江戸表に而者何歟外國人乗組候儘相廻義深懸念の由承候。左様の小事に致拘泥此事を誤候様に而者以外の義、萬一御耳に入候はゞ、佛人乗組候儘に而極々迅速に相廻候様被仰遣被下候様奉懇願候。(二十日付書簡の一節)

一、末家吉川不罷出節者、御處置六ヶ敷と御痛心の由、御尤至極十が九分九厘不罷出方と相察候。其節者詰り戦争と致決心候外無之、兼而御覺悟可被成候。(二十一日付書簡の一節)

公は、長防處分の全權として廣島に出張し、斯く焦心苦慮して、目前に横はる大患を除かんと欲する上に、背後に潜める深憂を防がざるを得ず。そは何ぞといふに、薩藩の議論は京紳を動かす勢力あり。因、備、藝の三藩は之に附和して、征長の舉を阻礙せんとするにあり。故に屢々書を在坂の三閣老(板倉伊賀守、松平伯耆守、井上河内守)に寄せて警戒を加ふ。當時の幕府を觀るに、將

軍家の滯坂に伴うて其主權は大坂に移り、大坂の施政は公の指令を受くる有様なれば、公は自ら首相の地位に居るものゝ如し。此の際公が日夜間断なく、在坂の同僚と交渉する、書簡の機密に屬するものを摘記して之を證し、且つ幕府當時の内容を偲ばしむ。

一、御勝手向御改正の義者御逼迫の事故、不差障廉に者速に御施行相成可然奉存候間、不得已廉者御伺の上斷然御施行可被成當方へ御掛合には及不申候。(二十日夜附の書簡の一節)

〔編者曰く〕 財務を以て出征總戎の人間に問ふ。幕僚當時蕭何なし。たとへ韓信ありとも安んぞ功を立るを得んや。

一、昨日傳承致候處、松平民部大輔(水戸中納言の弟)此頃下坂致候哉に承候。或人の紙面抄錄水之松平民部大輔是迄滯京の處、去る七日頃下坂未滞在罷在候。風聞には十萬石削地の分持參長へ相續可致、目論見杯と申甚可恐事云々

誠に不取留事にて必定虚談と存候得共、夫共何れに歟極密に思居候哉も不相知、試に御探索被成候而者如何哉御勘考。(同上)

〔編者曰く〕 浮説紛々たるも人心測り難し。公の忠告決して徒爾にあらず。

一、去る十二日、備前より當藩へ密使來、人拂にて紀伊守面會致候由、面會者宜敷候得共個様の時節人拂にて逢候者以外の事と、當藩の者他人へ向ひ我主人を致誹謗候者も有之歟の由、是も委細備後より御聞可被下、畢竟紀伊守今度上坂も、此密使杯より起候哉にも被存候。右に付

當藩より備前へ密使差出、猶京師へも壹人差出と申事に御座候。何歎意味ありさうな事篤と御勘考可被下候。(同上)

〔編者曰く〕書中の備後とあるは井上備後守を指す。先に公の附属として出薦せるが、今度用金調達のため上坂せるなり。此の書を看れば禍顛更にあらずして、蕭牆の内より起らんとす。警戒を要せざるを得ず。

一、展覽會使節の人撰、役々入札申付候處、大抵相揃候得共、末壹、兩人出不申、何れ近日可申上候。御差急の義乍存、追々遲緩相成候段、御不都合萬々恐察、是非是非近日以騎兵可申上候。(同上)

〔編者曰く〕展覽會は當年佛國に於て開設せる博覽會を指す。其の使臣の撰任まで出征の公を煩す繁刷察すべきなり。

一、佐賀表兩使歸坂、閑叟書牘並に手續書御廻被下、逐一一致拜承、如御書中兩人義格別丹精に而御誠實の御主意は致貫徹候様子、先以大慶去候者兩人の丹精感服の義御座候。宜敷御勞詞御轉達奉希候。乍去閑叟の所業拙子甚不満に御座候。其譯は斯切迫の時勢天下を致憂慮候段は其口氣に而も相分居候。其切迫の中え格別の御親情を以

御直書迄被遣候義、縱令風邪にも致せ、御使に致面會候程の義に候はゞ不敢肯汽船に飛乘速に上坂御禮申上、抑其節自ら御斷可申上義當然と奉存候。然るに格別の難有

思召を蒙りながら、居なりに御断申上候は些不得其意事に存候。尤御禮には罷出候には候得共、

防長御處置濟の上と申而者如何にも運延、俗に申來年の事をいへば鬼が笑ふと申者に而埒もなき事に奉存候。併俗諺に乗懸り候義にて此儘にも被成兼候間、今一應兩人を被遣度候。今度は不快爲御尋相應の賜物被遣被成御處勞其節、今一說致候方可然哉に致愚考候。篤と御熟慮可被下候。(二十一日付の書狀)

〔編者曰く〕書中の閑叟とあるは佐賀老侯(松平肥前守齊正)なり。當時幕府が雄藩の懷柔策に汲々する苦衷を察すべし。公も亦此に至りて西海に潜伏し、天下の形勢を観望する老龍の起し難きを察し、此の際隨隨の徒なきを憾まれたるならん。一、大藏大輔より返書相達、大隅守の返簡と一併爲御見被下難有奉存候。右兩通共御預置愚存後便可申上候。(二十一日付書狀の一節)

〔編者曰く〕大藏大輔は越前老侯(慶永)を指し、大隅守は島津久光侯を指す。二侯は素親交あり。故に老侯の手を藉りて説かんと欲せしなり。されども現時の薩藩は久光侯の權力地に座ちて、西郷、大久保一派の時代に化したれば、其の效なきこと知るべきなり。

一、京師平穏、會津など厚心得居候由、少々は安心先安心の安の字位に御座候。下文申上候様浮説も有之、全くの安心とは中々參不申候。追々長陣に相成兵隊中にも少々宛の間違杯も有之、浮説は段々多く相成、動もすれば人氣を動搖可爲致哉と痛心の極に御座候。何卒早將明候様致度候。(同上)

〔編者曰く〕總戎外に在りて、内顧の憂あり。勇往邁進の氣を阻まざるを得ず。

一、坂地御用金の儀、大隅格別盡力の由感服の義何卒成功相成候様千々萬々祈居候。（同上）

〔編者曰く〕 大隅は大坂市尹池田大隅守を指す。將軍の滯坂、廣島の長陣費用費られず。其の成功を祈るの念切なるは當然とす。

一、此度因、備の兩領主早急上坂致候由、多分着坂相成候義との風聞の趣只今致承知候。此頃紀伊守上坂の義申出候と照合相考候得者多分、三國打合候義歎と致推察候。併誠に無根の浮説故、一概信用者難相成、一體左様の義者萬々無之筈に御座候得共、世間に馬鹿もの多候間、油斷相成不申候。萬一實に上坂或は上京致候はゞ、同道致歎願候共、決して御取合無之嚴敷御叱諭御座候様、千々萬々奉懇祈候。（同上）

〔編者曰く〕 三藩の間説、京神の心を動かすを憂ふるは當然なり。故に諱め替めざるべからず。此の際同僚たる幕閣すらも、動かさることなきを保つ能はず。故に諱々として説諭すること斯の如し。全權、公に歸する觀あるも、實は孤立援けなきを察せざるを得ず。

一、山田安五郎にも、同意にて上京と申ふらし候。若實説にも候はゞ是者伊賀様御引受にて、是非共致屈伏候様御説得無之而者不相成、有名の者の事故、御説得方別して大切能々御工夫有之度不堪懇願候。（同上）

〔編者曰く〕 安五郎（名は球方谷と稱す）は板倉侯の儒臣にして、常に侯を輔翼せるもの、公も亦曾て幕府の學官に推薦せし事あり。三藩の間に門生多きを以て、或は説かれて同意せしものか、故に板倉侯の説諭を望むは當然なれども、藝藩の世

子なら眼中に置かず。其の上京を止めたる公にして一儒生を諭解するの難きを説く。又以て勢力下に移れる一端を察すべし。

一、兼々申上候通、御地は卓然と御据り付居候間、何も心配は無之候得共、京地の義何分難致放擲餘りクドク申上恐入候得共、くれぐれ御油斷無之様奉祈候。隨而當方御處置一倍骨折、一刻も早く搬付候様可致盡力候。（同上）

〔編者曰く〕 公の着眼枝葉にあらずして根本にあり。

一、紀伊守儀何様差留候ても、夫を破て押而上坂可致模様に御座候間、嚴敷御説破致屈伏引取候様、御盡力可被下、此度紀伊守並因備杯屈伏逃歸候得者防長の勢燄半ば衰可申、大切の好機會に御座候間、くれぐれ御盡力可被下候。（同上）

〔編者曰く〕 藝藩は征長前後の二役共東道の主なり。されども進んで先鋒の任に當らんとする勇氣なく、隣藩を助けて幕府に抗せんとする俠氣なく、陰謀密策、勢利の孝する所に就かんとす。是れ蓋し祖先長政（彈正少弼）が豊家の姻戚として、款を徳川氏に通ぜし故智に倣へるなり。

一、紀伊守上坂の義は先見合相成候事委細備後より御承知と奉存候。未だ大丈夫止切と難申、明日出立するの、明後日出立するのと申居候由、時宜に寄劣生へ無沙汰にて脱走上坂可致も難計奉存候。扱一體上坂の主意はと相尋候處、曉と申出候には無之候得共、口氣を以相考候處、劣生は斷然据り居候得共、京坂に於てはよもや左様にも有之間敷と申、疑惑も可有之肝膽を碎き、

再三再四、致建白候て、萬々一に一つは御聞届有之、極寛大にも可相成歟何様致盡力候ても、
聊御動搖無之候得者そこで思ひ切、却て夫を以長を説得する種として、斯迄致盡力候ても京
坂共聊御動搖無之、左すれば、

天幕御主意相違と申には決して無之、此度の御裁許眞に

天朝の思召に候間無違背御請申上候方宣敷と申様に致説得と申見込の趣に相見候。右等の意味は極々祕密の事にて、備後介などへもれ候ては大變故、何分内々御答も難申上と申居候。實は故らに右の意味を爲響候深意の處、更に相分不申候。萬一脱走上坂等致候はゞ貴地は勿論、京師にても決して御動きさへ無之候得者不足憂、どこへ行ても御取上無之候はゞ、スゴスゴと歸國致候外有之間敷と奉存候。篤と御勘考可被下候。(同上)

〔編者曰く〕堂々たる大藩の貴公子、身分に相應せざる戰國策士の行に敬はんとす。是れ傀儡子のために操らるゝに由ると雖も世態の變も亦奇なるかな。

以上摘記する所を仔細に玩味せば、世の歴史家たるもの徒らに成敗得失の跡を見て賢愚邪正を判するの迂なるを悟らん。

斯の月、幕末史上に特筆すべき事あり。這是公の事迹に關せずと雖も、幕府の美事を表彰するは公の本意に副ふ所以なれば、爰に其の事を略記す。

二十日、戸田土佐守(宇都宮侯)をして其の支族大和守に封土一萬石を割き與へしめて、諸侯に列し、山陸修理の功を賞す。是れ幕府が尊王の誠意を表する一端とす。晦日造船事業取調のため、先に英佛に派遣されたる柴田日向守の一行歸朝す。是れ幕府が横須賀造船所を開設せる發端とす。裁許の全權たる公は、先に藝藩の使者をして長藩の三末家(長府、徳山、清末)吉川等を廣島に召さしむと雖も、今に出藝の模様なきを以て、四月朔日、斷然日を期して長州侯以下に出藝すべき旨藝使をして宍戸備後介に達せしむ。

松 平 安 藝 守

別紙書付天々へ早々相達候様可被致候。

別 紙

宍 戸 備 後 介

毛利大膳、毛利長門並に長州惣領へ相達候儀有之候に付、來二十一日迄に廣島へ可罷出、若病中にも候はゞ末家並一門の内爲名代可罷出右の段早々罷歸大膳始可申達候。

別 紙

各 通

毛 利 左 京

毛利淡路
毛利讚岐
吉川監物

毛利淡路
毛利讚岐
吉川監物

本家大膳父子並長門總領へ申渡旨有之候に付、其方へ相達候。廣島表に可罷出旨先達而相達候儀に付、若病氣に而も押而來二十日迄に可致出藝尤押而も難罷出候はゞ重臣の内壹人可被差出候。

尤名代の者大膳父子並長門總領名代には難相成候。

大膳家老

宍戸備前

毛利筑前

右の者共相達候義有之候間、廣島表へ可罷出旨先達而相達置候儀に付、若病氣に而も押而來る二十一日迄に可罷出候様可被申付候。

宍戸備後介始一同御用相濟候間、早々當地引拂致歸國候様可被相達候。

宍戸備後介

毛利大膳父子御裁許相達候に付而者、一昨年江戸表に於て御預相成居候大膳並末家家來妻子共廣島表に於て引渡相成候間、受取の者差出候様可致候此段大膳始へ可申達候。

同時に藝州侯、備前侯（松平備前守茂政、後に章政）佐賀侯（松平肥前守茂實、後に直大）松江侯（松平出羽守定安）松山侯（松平隱岐守勝成）柳川侯（立花飛彈守鑑寛）津和野侯（龜井隱岐守茲監）彦根侯（井伊掃部頭直憲）高田侯（榎原式部大輔政敬）小倉侯（小笠原左京太夫忠幹）中津侯（奥平大膳大夫昌服）福山侯（阿部主計頭正方）濱田侯（松平右近將監武聰）及紀州の國老安藤氏（飛彈守直承紀州田邊城主）に左の旨を達す。

別紙相達候期限に至り名代も不差出御裁許違背候而者罪重く候に付、速に御打入に相成候間兼而其心得に而差圖相待候様可被致候。

先に長藩が禁闈に發砲の罪を犯すや、幕府は毛利の本末及吉川の江戸屋敷を沒收し在邸の諸士及妻孥を二、三の諸侯に保管せしめありしが、公は恩意を示さんためか同僚に交渉して、之を江戸より廣島に引き取り、前の達文にあるが如く備後介に引渡して伴ひ歸らしむ。此の擧果して、懷柔の一助となりしや否や、爰に之を辯する要なきも、本末及吉川等を召喚の達文に、断じて本人に出でよといはず、病氣ならば名代を差出せといふに至りては、餘り優柔にして問罪の威嚴を缺くに似たり。斯くては期日を定めたりとて其の効なく、侮慢の念を增長せしむるのみならん。是れ公の果斷に不似合なる行爲に、疑惑せざるを得ずと雖も、公が翌日同僚に寄せたる、左の書翰を看れば是れ亦藝藩の故障に止むを得ず、斯かる優柔の辭令を用ひたりと察せらる。

一、當藩因循は今に始めぬ事ながら、今度大膳始呼出期限を立候儀に付ても、あられぬ苦情申立、邪魔のみ致しイヤモートント埒もなき次第、誠に以大閉口、又夫にかぶれ候者も内外大分有之、全權御附與被下候段は難有奉存候得共、中々劣生の見込通にも不參誠に以困却仕候。(四月二日付の書狀の一節)

斯の文中、夫にかぶれ候者も内外大分有之云々といはるるを見れば、藝藩は啻に故障を爲すに止まらず、陰に公の屬僚までにも誘惑を試み、怯懦にして戦を畏るゝものは、其の寛大論に傾きたるものあるが如し。故に公の意中は到底毛利父子の出でざるを察し、二十一日を待つて開戦と決し、其の準備を怠らす。右の書中にも

大膳父子期限迄に若名代も不差出節は、最早恭順謹慎の實者消失候間、直に進伐の積に御座候。其節者は非御奏聞無之而者不相成義と奉存候。右

御奏聞者進伐と同時可然早き者不宜奉存候間、御含置可被下候。(同上)

とあり、若し早く奏聞すれば、又京紳及薩藩等に沮碍せらるゝ憂あればなり。此の時公は又萬一父子服罪せば、家督には世子の幼子興丸と稱するものを立つべしと決したるを以て、共に召し出す事とせり。達文中長門總領とあるは是れなり。

公は到底開戦の免れざるを期するも、裁許未了の内に妄りに兵を動かさば、輕舉の誇りを受くる

を畏る。故に前日紀伊、高田等の藩兵に因循と攻撃されしも耐忍せしが、早く裁許の始末を附けんとすれば、東道の主人たるべき藝藩に妨げらる。由來罵言誹謗の言を吐きたることなき公をして、前に掲ぐる如き冷評を下すに至らしめたるのみならず、立花參政(出雲守)に答ふる書中の一節を見ば、公が如何に藝藩の舉動に憤懣せしかを察すべし。故に左に抄出す。

一、當方其後の模様御心配の由一々左に申上候。

當方爾後格別に相變候義も無之、末家始呼出候者は何れも断の様子に御座候。未申出は無之、昨今使者追々出藝に相成候。併吉川監物は時宜に寄ては又出候様可相成哉も難計處も、少々相見候。夫は先宣敷候得共當領主父子の倫安儒法には、イヤハヤアキレハテ申候。事々物々因循説を唱、邪魔のみ致誠に當惑、今一層の御寛大願出候と歟にて、是非共上坂する拵申張、既にかけ出しさうに御座候處、夫ぐるみ因循にてぐづぐづ致居、どうか泣寝入になつた様に御座候。右様のつまらぬ事にて日を送り段々長陣に相成何共申譯無之、嘸々御はがゆく御座候はんと不堪慚愧、依而今度は少々斷然の處置を行ひ候。是にて何と歎搬付可申大小はあれ、何れにも戦争には相成可申、御土産には生首數十級可致持參御樂御待可被下候。云々 (四月三日附の書狀の一節)

既にして宍戸備後介は復た左の歎願書を藝藩に差出せり。

今日御使者を以御達の旨謹而奉畏候。然る處主人父子並興丸義被仰達の旨有之、當月廿一日御藩へ可罷出との儀に御座候へ共、重大の事件に付本末相合猶今年以來追々申置候通、士民一統無餘義情實にも有之説諭方等手數相懸り候は必然に候へば、父子興丸は勿論名代の者共も急速罷出候儀、如何可有御座候哉。就ては廿一日迄の御藩へ罷出候儀は、何卒右期限少々御日延の儀奉願度候間、程能御執成可被下奉願候。

去冬、大小監察御役々様方御下向御尋に付ては、衷情心底者無伏藏申上候様との御事に付、巨細申上候處いづれも、被聞召屈落意御承知にも相成、大膳父子多年の心事、闔國士民一統の情實をも明了徹上仕候處は難有奉存候。乍恐大小監察御役々様方は天朝幕府の御耳目に被爲代重大の事件、御承糺方勅命公旨を被爲蒙遙々御下向に候へ共、素より公明正大至當の御耳目を以、御見聞被爲在候事は申上候迄も無之、是非善惡忠邪曲直、御洞察可被在候處。右御役々様方に於ても已に、巨細被聞召届父子誠意闔國情實共落意御承知との御事に候は、全御沙汰筋假令於天朝幕府御裁斷被爲在候共、肝要御耳目に被爲代直に御見分被成候御役々様方、御落意御承知の筋に相違仕間敷義と奉存候。

其處を以國內此度の御模様振には何歟闔國意外の御沙汰にも可相成哉。當節觸候者有之、素より

未發の儀眞偽は不分明に候へ共、大膳父子誠意闔國臣子一統無餘義次第等苦心焦慮罷在、萬一上下の情齟齬よりして不容易皇國內大小關係の次第にも立至り候ては、迷惑千萬の儀に候へば、何卒此度御下向御役々様格別の譯を以て、一應私共被召出得と情實被聞召譯被下候様相成間敷哉。然る上尙も被聞召がたき儀も候はゞ萬々不得止儀に付、不及是非次第と全覺悟の外無之旨、苦慮の餘此段申上試候間御採用被成下候へば難有可奉存候。此段不悪御取計被下度候事。

斯る抑揄的の願意は、今更用ゆべき場合にあらざれば斷然之を拒絶せり。

此の節、横濱在留の英人近國測量を請ふこと頻りなり。江戸留守松平閻老（周防守）之を拒みて許さず、彼れ種々の辭柄を設けて強請に及び、容易に思ひ止まらず、事體穢ならざりしかば、幕府は之を探査せしめたるに、果して薩藩士が英人を煽動して、攝海入航の二の舞を演ぜしめんとせしこと明白なり。事大坂に聞こゆ。在坂の閻老大いに憂ひ、直ちに岩田半太郎、新見相模の二人を廣島に遣し、公に報じて其の指揮を乞はしむ。公意らく内憂未だ除かざるに復た外患を生ぜば萬事休す。是れ萌芽の時に刈らざるべからず。

且つ半太郎の沈着にして能く辯じ頗る氣力あるを見て用ゆべしと爲し、直ちに江戸に赴き、松平閻老を輔けて英人を抑止せしめんとし、意を含めて之を返す。事遂に止むを得たり。此の時又、在坂閻老は勝安房守を起して長瀬處置の事に力を效さしめんと欲し、半太郎等に密書を齎らし、公の

意見を問ふ。公之に答へて曰く。

一、勝安房守の事

此人外は宜敷御座候得共、防長處置の義は大久保一翁と同じく必定寛大論と奉存候。よしや言語には嚴刻を唱候共、腹は屹度寛大論と致洞察候。御裁許濟の上は兎も角も、只今御引出は甚以不可然、今一段と相成寛大論を被唱候而者大閉口に御座候。同人儀外に少々見込も有之、何れ歸坂の上可申上候。(四月三日付の書簡の一節)

此の際、公が勝ほどの人物を用ひざるを以て、度量狭小と評するものあるも、今日の形勢に當りて遂に彼れを惹き起さば、果して能く幕府の威嚴を保持し得たるや否や、後日紛亂を談笑の間に收拾解決せるを見て、彼れを達識の傑物と稱するも、適所に適材を用ひたればこそ、其の功を成したるなり。時勢の如何を察せず、徒に成敗の跡に就いて褒貶するは淺膚の見のみ。

五日、備後介等江戸在邸の長藩士及妻子を携へて國に歸る。

六日、公、彦根侯(井伊掃部頭)と俱に乗馬を試み居られしが、誤りて落馬し、膝部を痛めらる。浮説百出兵氣を阻まんことを畏れ、故さら輕傷と稱し、勉強して事を視る。公の愛馬を明保野あけはと呼ぶ。公自ら延齡山と改稱す。慄悍駿逸、國人容易に馴致すること能はず。公能く之を馭し緩急疾徐其の意に從ふ。公の江戸に在りて登營するや毎に之に乗り、大路數十間前を馳するものを乗り超し

て得々たり。此の役之を牽く、又此の行に臨み、一橋侯が餓する所の名馬早稻川を俱に牽き來りて決波けふなげと改稱し、二馬を愛着して交々之を馭す。當時在坂の同列に書を寄せて、其の駿逸を誇る。

軍務頻繁、羽檄旁午の時と雖も武技の練習を怠らざる一斑を窺ふに足れば其の書を抄出す。

〔前略〕拙寓短くは候へども、馬場も角場も有之、隔日位に砲術馬術等相試、夫故歟先頑健に罷在候間、乍憚御休神可被下候。御使番陸軍方杯旅宿に馬場無之に付、時々罷越大分賑やか、掃部頭式部大軸杯も一度罷越一緒に致乗馬候。例の延齡山至て達者に御座候。一橋殿より頂戴の早稻川事決波と改名爲致、誠に以大名馬と相成、大評判に御座候。歸坂の上伊賀様被成御覽候はゞ流涎三千丈にも可及、扱危き事めつたには御覽に入られ不申候。

九日夜、暴徒備中倉敷代官所を襲ひ、代官櫻井六之助並手代等の居宅を砲撃し死傷あり。庭瀬(板倉攝津守所領)松山(板倉伊賀守所領)淺尾(蒔田相模守所領)岡山藩より兵を出して防禦す事廣島に聞こゆ。公直ちに歩兵一大隊を翔鶴、八雲の兩軍艦に載せて出張せしむ。暴徒逃がれ去るを以て十八日廣島に旋る。是れより先き長藩は左の届書を藝藩に差出す。

大膳領内南部屯集の内百四十人計、當月四日夜器械相携致脱走候に付、萬一如何様の所業可致哉も難計、早速行衛探索召捕方手配等嚴重申付置候。畢竟右旨趣如何の次第に候哉。慥に不相分候得共、追々申出置候通國內情實に付ては、鎮撫說諭方苦慮不一方候所、一昨冬以來の次第も有

之、且昨冬主人父子多年の誠意士民一統の情實共巨細被聞召届被下候に付ては、最早平常の御沙汰を可被仰出候事のみ關國奉渴望居候所、今般御達振にては何歟不取留道路の風説をも傳聞いたし、乍恐關國以外の御沙汰の儀可立至哉と疑惑の餘憂憤に不堪より差起候にも可有之哉。何とも不相濟次第に付、猶國許は勿論地方手配等速に嚴重申付候得共、他國へ罷出候儀も難計爲念不取敢御達致候間、億萬一貴國え罷越候はゞ、御召捕被下候様致御願候。此段

幕府向えは宜様被成置被下候様仕度致御願候。以上。

四月

毛利大膳

家老中

長藩よりは斯かる暴慢狎侮の書を差し出すにも拘らず、幕府は之を叱責する氣力もなく、烏合の衆を驅逐せるを得意として、左の如き形式的の達文を發す。

毛利大膳家來南部屯集の内、百四五十人計當月四日夜脱走致候旨、大膳家來より松平安藝守へ届出候。右は備中國倉敷御代官所へ去十日及亂暴候は右の徒に可有之候に付、夫々討手をも被仰付候事には候へ共、自然散亂可致も難計候間、銘々領内は勿論見掛次第他領迄も付入討取候様可被致候。

右の趣近畿中國筋領分有之、面々へ於大坂表相觸候間相心得面々へ申被達候事

一、備中國致亂妨候賊徒共、去る十四日、同國川邊川通り川船にて乘下り候處、藝州表より爲討鎮被差遣候の兵隊御人數にて討取及鎮定候に付、被差向候御人數並軍目付等歸藝いたし候。尤残黨散亂逃去候者も有之候に付、先達相達候趣猶嚴重可被心得候。

右の趣、同廿九日御供萬石以上以下近畿中國筋領分有之候面々へ相達候事
抑々、大事の目前に横はる時に臨みては、小事を忽略するは人の人情なり。然るに公が用意の周到なる如何なる些事も放棄せず、慎重に之を處す。舊臣長谷川久徵（善兵衛）の身に關する事に就き、其の平生を察すべし。久徵、嘗て幕府築造方雇を命ぜられ居りしが、公の廣島に出張せらるゝや強請して隨行す。久徵、磊落の資を以て往々過激粗暴の説を吐く。公之を憂へて屢々戒むと雖も悛めず。偶々久徵の弟久慎（巽）江戸に在りて大患に罹る。家人屢々書を寄せて告暇看病を乞へども聽されず。是に於て水野痴雲、久恒のために書を公に呈して久徵の歸府を乞ふ。公已に久徵を厭ふを以て之を好機となし、江戸に返らしむ。久徵卑職と雖も今は贊を幕府に委す。公の謙讓なる之を忽諸に附せず、書を板倉侯に寄せて之を謝す。其の書を讀むに、公の久徵を觀るの尋常ならざるを知る。故に之を錄す。

〔前略〕善兵衛東下の義極と深意は小生此度藝行に付ては、同人義ひどく參りたがり候間、松平大隅に内々耳打致、當表え召連參候義に御座候。然處何歟粗暴の義も有之、只今是と申役に立候事

も無之、實は少々邪魔に相成、當惑致居候折柄、右舍弟の大病痴雲の書面誠に能幸一舉兩全の義故、一先江戸表え遣度奉存候義に御座候。其かはり山口え參候と歟、晋作小五郎の輩を説得して參れと歎申様の人の出來兼候事杯は委細平氣にて參可申、個様の事には屹度役に立可申候得共暇に利し置くと何歎暴を致、大さに困り候事も間々有之候。此度召連候義は全小生の不明奉耻入候云々(四月十七日付の書狀一節)

此の時に至り、長防の事情益々切迫に及びたるを以て、幕府は諸藩に諭し、出兵を催促せり。薩藩は既に再討を以て不可とするを以て、此の月十四日大久保一藏(俊道)岩下佐治右衛門(方平)木場傳内等大坂に於て左の書面を幕府に呈し、斷然出兵を辭退せり。

即今内外危急の時節、長防御處置の儀其當否に依り 皇國の御興廢に抱り候重事にて、實以て不容易儀に候處、追々御達の趣も被爲在 猶又來る二十一日迄に大膳父子等被召寄、若し此度御請不仕候はゞ御討入相成候間相心得て御差圖奉待候様被仰渡承知仕候。一昨年尾張前大納言殿爲總督被差向伏罪の筋相立解兵迄相成候處、却て御譴責同様の御都合にて就中神速御上洛の 朝命御請無之のみならず、却て不容易企有之由を以て御再討被仰出、御進發相成終に今日に立至り候。御討入時日御達相成候得共、天下の亂階を被爲開候事實明白に御座候。

朝廷より時世相應の御處置を以て寛典は被爲處候。御達の御趣意も被爲在候處、御奉戴無之由傳

聞仕り、天下の衆人物議喧々恐懼に不堪次第に御座候。征伐は天下の重典、國家の大事、後世青史に不耻名分大義判然と相立、其罪を鳴し令を聞かずして鑿應致し候様に無之ては至當と難申、尤も凶器は妄に不可動との大戒も有之、當節天下の耳目相開け候得ば無名を以て兵機と不可作は顯然明著なる譯に御座候。決して國人不可討之と謂ふに、却て撥亂濟世の御職掌にて動搖を被釀出候場合に相當り候。前條天理に相戾り候戰討は於大義御受難仕假令出兵の命令承知仕候とも、不得止御断申上候間、御聞届可被下候様奉願候。京都重役共より申上候様申越候に付、此段申上候。以上。

四月十四日

松平修理太夫内

右の通於大坂表幕府へ及御届候に付、此段申上候。以上。

一、大バ

ふ。其の書狀

此の書は、公然幕府に反抗の意を發表するものなれば、之を受理せば其の影響の及ぶ所至大なる邊に於て、板倉閥老は一藏を召喚し、説諭を加ふれども承服せず。因て其の書式の違ふを咎めて、斯かる社書は主人の名義にあらざれば受くるを得ず業と訴訟もに、尙もに紙末を切り翻て接ぎ合せ、

更に松平修理大夫と記して出せしかば、又其の所業の僭濫なるを咎めしに、私共は主人より全權を委かされたれば決して僭濫ならずと答へしといふ。此の事早くも三閣老より廣島に移し、公に諮詢せられしかば、公は密に在藝の諸司を會して之を議せしめ、其の答辯に自己の意見を附して之に答ふ。其の書は左の如し。

一、大久保一藏伊賀様へ申上候件々敬承、猶家來よりも逐一承候處、市藏議論段々御說破彼れ言詰り候得共、兎角此度、御進發御見込違の義のみ申居候由例の出たらめを申て何歟御邪魔を致候事と奉存候。當方役々へ内々評議爲致候處、御進發御名義不立に付、人數差出御斷と申意味に候はゞ疾御斷可申上、只今に相成右様の義申候而者不相濟外々響にも相成候間、決して御聞濟は御無用可然と申出候。愚考只今彼是御差押に相成候而者夫に付、又々議論可申出、且又一藏壹人右様申候ても一體の國論は左様計にも有之間敷、容易御聞濟に相成候而者却而修理大夫大隅杯致失望哉も難計、依而いやいや左様にも有之間敷、篤と致勘辨見可申と何ケ度も何ケ度も申聞、期を延置候事肝要と奉存候。とゞの詰りは、役々の見込杯にて御答可相成歟、夫は例の最期べに被成置候方と奉存候。

謙二郎友五郎の見込至極宜敷存候間、別に爲認相廻候。小生見込よりは此兩人の内、何れ歎御取用可然哉に奉存候。(二十一日付の書簡抜抄)

其の後板倉閣老は勝安房守に謀り、其の盡力に依りて受理せざる事となりたれども、唯公然と發表せざるに止まりて反抗の體度は益々高まるのみ。

愈追討に及ばゝ、九州總督は誰に任すべきやは在坂閣老の苦心する所なりしが、一時越前老侯(春嶽)に擬し、又之を公に諮りしに、公は老侯が前役に副總督と爲り小倉に在りて實功の舉がらざるを想ひ、同意を表せず、紀伊侯既に此の方面の總督として出陳せられば、石州方面を兼管せらる難きにあらず。自分は去りて九州方面に力を盡さんと決し、左の答書を贈る。

一、越前九州總督の義一應御尤に奉存候。併一昨年越前の評判不宜哉に承候間、此度同人に被仰付候ては如何可有之哉。併此邊は伊賀様能御承知と奉存候間、御熟考可被下候。夫よりは參政杯可然哉に奉存候甚出過たる申分にて恐入候得共、若小生にて御間に合候はゞ小生罷越ても宜敷御坐候。紀伊殿御出張相成候はゞ石州口尙以兩様の御總督にて可然、左すれば小生は九州口へ罷越候ても御差支には不相成と奉存候。

四國杯も總督無之ては御不都合に候はゞ、矢張參政可然他の者へ俄に被仰付候より參政の方第一迅速に搬付可申と奉存候。尤參政位にては大藩の差圖は如何可有之哉。此邊は御熟慮可有之候。(四月二十一日付の書狀の一節)

閣議之を容れ、五月七日の敕諭に先だち、先鋒總督紀伊侯に廣島出張を命じ、松平閣老(伯耆守)

をして之に副はしめ、京極參政（主膳正）を四國口討手の監軍として與に廣島に發向せしめ、公をして九州口の討手を指揮せしむるに決し、淀侯（稻葉美濃守正邦）を擧げて閻老と爲す。公が廣島の根據を去りて、征討軍のためには、最難局たる九州方面に自ら進んで向ひたる勇氣には嘆服すべしと雖も後日意外の失敗を受けられたるも、此の舉に起因せずやと疑はざるを得ず。

公の滯廣既に數月に亘り征討の軍配も稍や整へり。加ふるに其の地の事情に精通し、陰險の手段を弄する藝藩を壓倒して、其の藩主を屏息せしめたり。故に總督たる紀侯を翼け、先鋒たる井伊柳原を獎勵して進討せば、假令一時は苦戦を爲すとも、岩國を屠ること難からざるべく、而して一步を其の境内に進めば、九州及石州口を守禦する敵の銳兵は自ら救援のため此に集まらん。此の時小倉、浜田の兵は進んで其の虛を衝かば、勝敗の數は豫期すべからざるも攻守所を異にすること顯然たり。

然るに溫厚一偏の松老をして己れの任に代らしめ、土地に不熟なる小倉に向ふ。小倉は公のためには宗家にして、肥後は姻戚の親みあり、且徳川氏にも厚ければ、幕府の爲に盡すとするも、薩、筑、肥前の權謀に長するは、藝、因、備の比にあらず。之が背後を窺ふとせば、容易に海峡を渡りて馬關に侵入するを得んや。公にして豫め之を察せざるは智者も千慮に一失あるの謂にあらざるなき。

二十四日、藝藩より左の書面を以て、毛利本末及吉川等の家老等の着藝を届け出づ。
四月長州本末御呼出着藝の日左の通

徳山

重臣

福間式部

上下六十五人

飯田市郎右衛門

同十五人

今田朝負

同三十六人

目賀田喜助

同十五人

山縣住衛

同十五人

四月二十日着宿淨專寺

本藩

四月二十日着宿善正寺

小田村素太郎 同 七人

文筆方

赤川又太郎 同 七人

七人

同 本使

宍戸備後介

四月二十二日着宿法應寺

佐治太郎右衛門

清末

四月二十三日着宿元成寺

平野郷右衛門 同 二十六人

長府

牧 七郎 同 二十六人

同 二十六人

毛利伊織
金子蔀

三島伊三郎 同 二十六人

備後介附屬

勘定方

川崎此兵衛

同 五人

醫師

松村玄仲 同 五人

右の通廣島寺町止宿の事

當時京都以西は兵馬倥偬の有様なれども、以東は平安無事にして大事の記すべきなし。但時勢は人事の如何に關せず暗運默移して益々開明の域に向つて進む。則ち此の月佛國より、翌年三月を期して博覽會を開く通知あるを以て留守の松平閣老（周防守）は士民一般に出品を許可することを達し、又航海學科修養のために海外へ遊學を許すを達せしことは是れなり。

第八編 幕末の大政に奔命

幕末の大政に奔命

幕末の大政に奔命

公の意氣長藝を呑む 長州の罪状十四ヶ條 征長軍は各地に敗戦
公海路小倉を引上げ 慶喜將軍亦公を重用 三度入閣の恩命拜す

五月朔日、公廣島國泰寺に於て毛利大膳父子名代の者に裁許を申し渡さる。此の日宍戸備後介は腫物に悩むの故を以て出頭を辭す。強いて出頭すべしと達せられたれども尙ほ應ぜず。事茲に及んでは復た延期すべきにあらず。已むを得ず末家の吉川の名代を召し出し之を申渡さる。今其の状況を述べんに、公及び大小監察等の諸司は國泰寺の客殿に座を設け、別室に各名代の扣席を設け、公は第一回に

左京名代

毛利伊織

淡路名代 福間式部

讚岐名代

平野郷右衛門

今田朝貞

を呼び出して口達す。曰く。

昨日呼懸今日出仕候様申渡候處宍戸備後介病氣の趣に而罷出兼候旨、猶亦相達候得共押而も難罷出の趣、依之其方共へ申渡候間、大膳長門興丸並家老共へ可申聞候。

畢りて、次ぎに裁許の旨を達すること左の如し。

毛利 大膳
毛利 長門

毛利大膳、毛利長門、家政向不行届家來の者黒印の軍令狀所持京師へ亂入禁闕へ發砲候條、不恐天朝所業不届至極に付可被處嚴科の處、任用失人益田右衛門介、福原越後國司信濃於出先條々の主意取失及暴動候段、罪科難遁深恐入三人の首級備實檢猶參謀の者共斬首申付寺院蟄居相慎罷在候旨、自判の書面を以申立、其後御疑惑の件々相聞候に付、大目附御目附を以御糺問の處、彌恭順謹慎罷在候由申立候趣は御聞届相成候へ共、元來臣下統御の道を失家老の者至犯朝敵の罪候段、其科不輕不埒の至に候。乍去祖先以來の勳功被思召、格別寛大の御主意を以御奏聞の上、高の内拾萬石被召上大膳は蟄居隱居、長門は永蟄居被仰付爲家督興丸は貳拾六萬九千四百拾壹萬石被下、家來右衛門介越後信濃家右の儀は永世可爲斷絶旨被仰出之

名代の者只今申渡候趣、早々歸國致し主人へ申達候上、來る二十日迄に請書差出候様可相達候。是に於て四人一と先づ退出す。稍やありて復た呼び出し、

興丸へ爲家督貳拾六萬九千四百拾壹石被下候。右者出格の思召を以被下候難有可存候。

と達し、更に伊織、式部、郷右衛門三人を呼び出し、

毛利興丸幼少の事故毛利左京、毛利淡路、毛利讃岐並家老共同申談國內鎮撫方興丸へ輔佐可致候。引き續き韌貞を呼び出し、前件同様の趣を達し、且つ彌忠勤相勵厚盡力可致と特に達せられたり。斯くて四人退席、改めて謁を乞うて左の如く陳述す。

乍恐申上候。興丸幼少ながら家督被仰付、重御仁政の段難有仕合奉存候。且國內鎮撫方興丸輔佐忠勵相勵候様被仰付奉畏候得共、何分去年秋中より段々申上置候通鎮撫方無覺束奉存候。實に苦心仕候事に而行届兼候間、一應此段奉申上候。

公諭して曰く。

先刻相達候通、罪科不輕儀に候得共、深き思召を以寬典被行候段、相辨幾重にも鎮撫方相勵候様可存候。鎮撫方不行届に候はゞ毛利家の滅運なり。

四人

御教諭の趣主人え可申聞候。

と答え、是れにて一段落を告げ、公は歸館せらる後に大小監察より裁許書其の外書附三通並に國政心得書を交付す。

初め備後介の出頭を辭するや、公の屬僚は其の不遜を怒り、彼れ此の期に及び猶ほ病に托して出でず幕府を侮蔑するの甚しき、一に此に至る。宜しく監察をして醫師を伴ひ、其の旅宿に就き之を検診せしむべしと論するものあり。公可かずして斯く平和に裁許申渡しを済まされたり。又、彼れは激徒の一人たる山縣半藏にして、宍戸氏を偽稱するものなり。捕へて之を糾すべし。と議頗る警替たりしも、公は猶ほ之を慰諭して其の處置に及ばしめず、別に尋問の條件あるを以て、左記の者十二人を出藝せしむべしと嚴達せり。

高 杉 晋 作

桂 小五郎

小田村文助

村 田 次郎三郎

太 田 市之進

佐々木男也

波 多 野 金 吾

天 野 謙 吉

北條瀬兵衛

佐 世 八十郎

林 主 稅

山 縣 半 藏

此の命は、一見して長藩が奉ることを得ざる所のものたるは何人も之を知る。故に深謀熟計にあらずと誹議するものあるも、當時、激論黨、其の勢を恣にするにも係はらず、吉川等の溫和黨も亦之なしとせず。是れ激黨の膽を碎きて、溫和黨の勢を添ふるの手段に出づるものにして、若し幸に

溫和黨勢を得て、裁許を奉するに至らば、此の命を奉じ難いとせず。而して裁許奉命の望みなきは、公の夙に期する所、故に彼より事端を開かしめ、我は止むなく之を討すといふ、名義を得んと欲するなり。翌日、公が三閑老に寄せたる書翰を一讀せば、其の心事を知悉するに足るを以て、左に其の全文を掲ぐ。

肅呈暑威次第に相進候。先以

公方様益御機嫌好被遊御座恭悦至極奉存候。隨而御三君様愈御洪祥奉欣暢候。然者昨日於國泰寺御裁許其外夫々申渡候委細表狀に而御承知可被下候。尤備後介義者腫物にて斷候に付、猶又押而罷出候様申遣候得共、實に腫物の由に而再應斷申出候間、不得已末家監物重役共へ申渡候。朔日の期限相延候ては萬々御不都合故無據右様取計候義とは乍申、何共奉恐入候。扱申渡相濟候に付而は速に御奏聞相成候方と奉存候に付、案文相認差上申候。篤と御衆評の上不宜處御座候はゞ無遠慮御加筆、速に御奏聞相成候様奉存候。是に而小生此度の御用は先相濟候形、此上は若戰爭等に相成候而も心置なく相勵可盡微忠と覺悟罷在候。只々方外に長引候上出來上りの甚不手際の段は實以恐入、何様御沙汰御座候而も一言の申分も無之候。無事歸坂致候はゞ其節萬々御詫申上候覺悟に御座候。

一、此度小生へ被仰付候御用、曲りなりにも先相濟候に付而是此段爲言上致上坂度奉存候得共、

未御請も不差出申故、其儀不相叶、依而爲使室賀伊豫差出候萬事同人より御承知可被下候。當表何分御人少に付、伊豫事早々歸藝被仰付度、千々萬々奉希候。若上京等相成候而是實以差支候間、右様の儀無之様是亦奉希候。

一、此討入共相成候得ば、何分御人少に付大目付御目付壹人づゝ、出藝被仰付度奉希候。是迄の事情相辨候者に候得ば、別して宜敷候間、何卒大内記大目付被仰付御軍艦奉行兼帶大平鑛二郎議論も強く見込も宜候間、御目付被仰付候様奉願候。鑛二郎義は當春中云々も御座候間、彌御請可申上哉は難計奉存候。萬一右御斷申上候節は、鑛造可然是は模様次第又々可申上候。

一、申濟相濟候間、直に御上洛の説も有之哉に奉存候得共、未御請も不出事故暫時御見合被下候様奉希候。何れ模様次第可申上候。

一、防長の模様十が七八は御請は申上間敷體相見候。左すれば詰り、戰爭の覺悟罷在候間、其思召にて豫御用意被成置候様奉存候。不遠内破れと相成可申其節は自然御出馬と申搬に可相成哉に奉愚察候。

一、備後介を縛するの説盛にて、一時大に當惑仕候。右等委細伊豫より御承知可被下候、右申上度取込大亂毫御寛原可被下候。頓首。

五月二日

公備後介の疾に托して出ですと聞き口吟せし狂句を茲に挿記するも、胸中閑日月あるを知るに足らん。

はしり兆出來てあしこしたゝぬとは

さてもあはれやふびんごの介

五日、公治兵の式を擧げ午刻諸隊を率る二葉山に登り、東照宮の廟に參拜し、夕刻歸館せらる。之に從ふもの歩騎兩隊、別手組及手兵約八、九千人、大小監察等の諸司も亦此の列に加はる。大砲を馬に牽かせしもの三十挺、軍夫に牽かせしもの拾挺許り、隊伍整肅道路堵るもの堵の如し。公常に藝藩の怯懦を憤慨す。故に裁許の了るを機會に、此の軍容を觀じ、儒氣を鼓舞せんと欲するなり。公が同列に寄する書中に

東照宮御宮參詣ながら、兵隊不殘引連れ致治兵候處、夥舗御人數殊に歩法其外熟練の様子を見聞致候者共、大に目を驚かし此御勢にても防長位は手にも不立と周旋家の類も申居り、さすが大憶病の當藩すら盜腕して、長兵を輕んじ候様子に御座候間、防長は出張の御人數にて餘り候程に御坐候。云々

とあり、此の時公の意氣既に長藝を呑む。然るに一月を経ずして此の精銳を松平閣老（伯耆守）の手に委し、自ら好んで、未だ人情地理を知らざる小倉に渡り、大失態を演ずるに至りしは、驕氣の

ために驅られしにあらざるなきか。公のために大いに惜まざるを得ず。公は斯く藝藩を蔑視すれども、毫も辭色に顯さず。六日左の書を世子に寄せて、裁許申渡の首尾能く済みたるは其の君臣の盡力に由ると謝す。是れ則ち公の公たる所以なり。

〔前略〕然者防長御處置の義に付ては、一昨年來段々御苦辛、殊に此度出藝已後は別して無量の御心配被下候處、去朔日御裁許申渡、先づ奉命の廉も相立難有奉存候。畢竟尊君様御始御家臣に至迄、多々御盡力故と難有奉存候。此上の模様如何相移可申哉。隨事御盡力奉希候折柄、廉果拜晋御茶友にも御充被下候はゞ、本懐の至御坐候。安藝守様へも千萬宜敷御致聲奉希候。頓首。

五月六日

八日、左の命を藝藩に達す。

毛利興丸家來

宍戸備後介
小田村素太郎

申渡の儀有之候に付明九日五半時國泰寺へ罷出候様可被致候。

此の時に當り備後介は、激徒の魁山縣半藏にして、素太郎は小田村文助なること疑ひなしと、滯

藝諸藩の間に咎々たれば、公は裁許申渡の前後に於ては、深く慮る所ありて追究せざりしかども、今は用捨すべきにあらずとて、此の命を下されしなり。果して期に至るも出頭せざるを以て、徒目付河野大五郎、橋爪正一郎、小人目付瀧田正作、中川由太郎をして持小筒組二小隊、歩兵一大隊及び唐津藩士六人を率ゐて、備後介の旅宿へ向はしめ、徒目付石塚武兵衛、永井顯吉をして別手組二十五人を率ゐる、素太郎の旅宿へ向はしめしが、素太郎は既に備後介方に在りと聞き、轉じて之に赴きたるに、長人八十人許ありて之を妨げ、物情騒然たりしも、遂に兩士を捕へ藝藩に託し、禁錮せしむ。其の命に曰く。

松平安藝守え

毛利興丸家來

宍戸備後介
小田村素太郎

右備後介儀最早名代の御用無之候。兩人共御不審の廉有之候に付其方え被成御預候間、其邊取締向の儀厚可被申付候。

此の時又藝藩に命じて、用事の臣辻將曹をして謹慎せしむ。公が同列に報する書に

一、辻將曹義如何の所業有之候間爲慎置候様安藝守へ相達候。右者末家其外名代呼出の義受込居

ながら無断に上坂、猶歸藝に及も何の申出も無之、不埒に付右様取計候。彼大小監察に關係の義等にて右様申付候には無之候間、左様御承知可被下候。達振は相尋儀有之候間、爲慎置可申と申意味に御座候。(五月十一日付の書簡の一節)

又公の着藝當初は、土肥の二藩をして幕長の間を調停せしめんと欲する意ありしも、藝藩の中間に立つと同じく、更に要領を得ずして、遂に開戦の止むを得ざるに臨みたるを以て、是れ等に干渉せしむるよりも寧ろ、之を謝絶するの得策なるを察し、又書を同列に寄せて其の意を洩らす。

一、土州鍋島防長心添の義迷惑の様子にて、色々苦情申立候、強て被仰付候ても、御無益に可有之、且實は右様の者不立寄方御威光も却而相立可申候。此後には御用無之趣相達候心組に御坐候。度々催促申出答にも困り候間、御地へ伺置候旨答置候間、御舍迄に申上置候。(同上)

長藩は、備後介等の捕はれたる報に接するや、老臣の名義を以て質問的の書を藝藩に贈る。曰く「前略」當今二國士民情實切迫の中鎮撫手段候處、宍戸備後介を御地に御達の期限通り罷出候様申付置候處、於途中氣分相勝れず、一日後れ候に付其段備後介より御届申出て、猶ほ先着の末家家老よりも歎願仕り御聞濟相成候由、其後腫物相煩ひ持病も相添引籠り療養仕候内、本月朔日國泰寺へ罷出づべき旨御達に付、有體演説書を以申出候處、病氣押ても可罷出様再應の御達も御座候へ共、足部の腫物起坐心に任せざる容體に候ゆゑ、重て演説書を以て出席猶豫申出候へば、是亦

御聞濟相成末家並に吉川監物名代共備後介に相拘らす罷出候様との御事に付、其意を得奉り罷出候由の處、當日に至り備後介旅宿へ御徒目付御醫者御差越病氣檢證可被仰付由、御傳達早々役々御引受申上候心得にて、御待受仕居候處、俄に御評議變りに相成、右御役々御差越は無御坐候段、御傳達備後介へ御達せられ、御裁許の旨は末家名代の家老傳手を以て、主人より大膳父子並に興丸へ相達すべき段、仰聞られ何れも驚愕の餘り、去月二日御達の旨とは如何の御筋合に候やと御問申上候處、末家名代へ直に被仰達候御筋合は無之、名代共より主人へ申聞せ、主人より家來へ可相達旨の由に候へども、備後介儀右御達拜承一途に差出され病氣に候とも、永引候容體には無之、暫し御猶豫仰付られ候へば、其邊も見届可相成候處、俄に其儀も差止られ、如何の御次第に候やと奉存候内、右御用向備後介へ仰達せられず、別段備後介、小田村素太郎御用有之、暫し滯藝の儀御達に有之候故、益國內疑惑を重ね候處、九日朝急に國泰寺へ罷出候様御達有之候へ共、氣分未だ全快を得ず候ゆゑ、今少御猶豫相願候處、備後介旅宿へ御越にて御達し相成候段御移有之、圖らすも一統御軍裝にて備後介共兩人へ御不審の由を以仰渡され、尊藩へ御預け相成候段附添の者罷歸りこれを承り、實に恐愕の至に奉存候。(下略)

公は『書面の趣は御採用不相成候間差戻候様可被致事』と藝藩に訓令して、差戻さしめたるに又も十八日吉川監物は左の願書を差出し、請書差出の期を二十九日迄延べんと乞ふ。

本家毛利大膳父子御裁許並末家中被仰渡の趣、去朔日於廣島表名代の者へ御達御座候段、彼是奉恐入候。然に聞國士民の情狀中々以私式容易の説諭行届候儀、無覺束次第は已に名代共よりも申上候由に候へ共、尙毛利左京始へも申合度儀も御座候處、名代の者歸邑掛け途中不都合の趣も有之、漸此節罷歸り候旁道路懸隔の場所柄、迅速申談の都合難出來甚以痛心罷在申候。就ては不取敢私より御願申出候間、微衷の程御亮察被成下、此上奉恐入候へ共、當月廿日迄の御期限何卒格別の御沙汰を以、當月廿九日迄御猶與被仰付被下候様、公邊向へ宣御執成の程偏に奉歎願候。以上。

五月十八日

吉川監物

公は其の願を餘義なき次第として、十九日左の旨を藝藩に達す。

毛利大膳父子御裁許申渡右請書差出候期限差延候儀難相成苦に候得共、此度吉川監物差出候書面の趣無餘儀相聞候間、願の通來る二十九日迄猶豫の義承届候。萬一右期限迄請書不差出節は即御裁許違背に付、速に問罪の師御差向被成候間此段可被達候。

同時に、左の命を討手の面々に達せしむ。

來二十九日期限に至り請書不差出候節は問罪の師差向候間、彌來月五日諸手（二十一家）討入候様可被致候。

長藩は表面には斯く恭順を表し、哀訴歎願するも、裏面には士民の名義を以て、此の不條理なる沙汰には飽まで反抗せんとする理由を記したる檄文的のものを移して士氣を鼓舞す。今や長藩の内容は前役の比にあらず。國務は桂（小五郎）廣澤（兵助）等の宰する所、兵權は高杉（晋作）大村（益次郎）等の手に歸し、外は薩藩と連衡の約を結び、土藩の有士も亦歎を通す。氓隸遷徙の徒を編制せる慄怖決死の奇兵隊を以て、名は武士と稱するも實戰の經驗なく、滯陣數月日夜歸るを懷ふ。東兵に當る其の勝敗の數豫め知るべきなり。故に再征の舉を以て無謀と爲し、其の罪を公に歸するものあれど、是れ當時の形勢を能く察せざるなり。

もし寛大論者の如く無事を希うて、長防處分を曖昧に附すとせば、幕威全く地に墜ちて海内の統一を缺き、應仁亂後の群雄割據を再演せしこと必せり。もし此の時徳川氏が時勢の變を察して、早く政權を皇室に奉還し、諸藩を直屬せしめて聯邦制度を行ふとするも、果して國家の安寧を保つべきか。惧らくは建武の二の舞を演出し、大にしては新田、足利。小にして楠、赤松の徒踵を接して起り、海内紛亂して收拾すべからざるに至るべし。成敗論者は關原の役を見て、石田、小西を奸臣と爲し、輕舉と評するも、當時、若し小早川の裏切り、吉川の兩端を持するなくば或は東軍を擊退して、豊家の威權を恢復し、再興の元勳と仰がれたるも知るべからず。

漢と賊とは兩立せず。王業は偏安すべからずといひ、困頓疲弊せる巴蜀の師を出だして中原を掩

有せる魏國を征服せんとせし、諸葛孔明の心事を解するものにあらざれば公の心事も亦解する能はざるなり。

斯くて公は田澤對馬守を大坂に遣し、吉川の延期請願を聞き届け、藝藩及討手の面々に達したる趣意を報告し、且紀伊總督の速に出張せられん事、九州四國の總指揮を定めて差し向けられん事、二十九日後に討ち入りの奏聞あらん事等をいひ送らる。二十四日夕刻に對馬守は大坂に着し、公の命を傳へたるに、閣老一同即時登城して直ちに評決し、即夜紀伊總督及び松平閣老（伯耆守）は廣島へ、京極少老（主膳正）は四國へ發向すべし。と命ぜられ、公を以て九州表討手指揮と爲し、松平閣老をして其の命を傳へしむ。依て閣老は二十八日大坂を發し、翌日廣島に着して之を傳ふ。尋で六月三日、紀伊總督は軍艦に搭じて廣島に發向す。

是より先き長州の三末家及び吉川の名代より三通の書を藝藩に差出したるを以て、藝藩土野田吉五郎は左の添書を爲し、二十七日付を以て公に差出せり。

兼て御裁許に關係ある歎願書を取次ぐましき段御達に付、其旨長州へ申達し置候へ共、國情難獸止次第何分にも一應申上吳候様、只管申出候に付、不得已其儘差出候。

公は、斯かる書狀は取次ぐべきものにあらずと達し、直ちに却下せしに、又二十九日に至り長州末家の重臣、毛利伊織、飯田市郎左衛門、福間式部、氏見小次郎、原野郷左衛門、目加田喜助、金

田朝貞、佐伯太郎左衛門、金子蔀の九人廣島新湊に來り、藝藩士梶川清之助に面會して左の書面を差出せり。

前日奉願候事件、幕府御採酌無之猶ほ尊藩も御援不相叶候ては、最早上下途絶天地恩竭候。仰て號ぶ所なく、俯て祈ること能はず。闔藩人民生を容るゝ處無之次第、斯まで被仰付候御事は、聖天子、賢將軍赤子を生息成され候御趣意、御盛意決して個様の御事は無之儀、全く中間雍蔽の致す所と奉存候。是迄何卒天日を奉拜度百方苦心仕候も、斯く御拒絶に相成候ては最早哀訴の手段も盡果候。乍然御取上無之とても國內奉承服候譯には相成兼候に付、領内鎮撫仕候様にと被仰出候御趣意にも可相叶候得共、已を得ず御違命の儀は此儘相束ね置候心得に罷在候。此際兵馬被差向候はゞ、天下の生靈塗炭に苦み候は勿論、折角渡來御苦勞不相成様に被仰出候御趣意、是亦不も取押へ候様にも難相成、是非なき次第に御座候間、別紙の通り何卒

安藝守様御左右に御差置被成下、假令後來如何成行候共、哀訴の旨趣深く御亮察可被成下候様奉願候。尙此幕府御沙汰の次第も御坐候はゞ、國界邊にて相待候間、可然御取計ひの程奉仰冀候以上。

右の文中に、別紙とある一通は、長防士民より藝藩に對して從來の厚意を謝せしものにて、一通

は諸藩へ其の心事を懇へしものなり。斯く長藩より手切れの書を送りたれば、公は之を見て幕府を侮蔑すること此に至りて極れり。最早一刻も猶豫すべきにあらず。とし速に進軍の手配を爲さしめ、且つ其の旨を大坂に急報されければ、一橋侯及び桑名侯は六月七日參内して左の如く奏聞せらる。

五月朔日、毛利大膳父子裁許申渡し與丸へ家督申付、一家の政事向は毛利淡路、毛利讚岐、毛利左京、吉川監物へ申渡し、猶過激の舉動に及び家來共の内重立候者廣島へ呼出し、餘の者共も夫夫處置可仕段、同四月八日遂奏聞候通に御座候。右は何れも家老共の儀に付、早々歸國、廿日迄に兩人の請書可差出旨申渡置候處、十八日に至り吉川監物より使者を以て大膳父子始め申渡候裁許の條々達命の儀、闔國の士民惑亂名代の者歸邑掛け不都合の儀も有之、漸く今節罷歸、道路懸隔の場所迅速三末家申合の都合も難出來、廿日の期限差迫り如何にも手段難相成候間、二十九日迄猶豫の儀歎願仕り、大膳父子へ達命不届事實無餘儀候間、申し立通り承届、萬一右期限迄請書不差出節は、速に問罪の師可差向候旨をも達置候。闔國士民疑惑憂憤切迫の情狀鎮撫難届候間、此上寛大の沙汰有之候様、三末家監物より申出て、彼より歎願致候期限に至り、終に請書不差出候。是迄國情の程推察の上斟酌盡し候處、右始末に至り朝命遵奉不致裁許違背候條國の大典不相立候間、無餘義問罪の師を差向け、梗命の者共を征伐仕り候。此段遂奏聞候。以上。

是に於て二條關白、尹宮を始め、國事掛、兩傳奏等評議を凝され、夕刻關白及尹宮より一橋侯へ左の如く沙汰せらる。

毛利大膳父子裁許の儀、先般經
天聽其條申達候處、及違背候に付、問罪の師差向候旨遂奏聞被聞食候。大樹には永々滯坂此上模様に寄進發にも可及大儀に被恩召候。速に奏追討の功奉安
宸襟候様、討手諸藩へも可申聞旨御沙汰候事
又廣島に於ては、六月朔日公藝藩主をして追討の幕令を毛利興丸及三末家吉川監物に達せしめ、且つ追討の將士に達す。

毛 利 興 丸 え

一昨子年家來の者共京師へ亂入、
禁闕へ發砲致候條於大膳父子其罪難遁、嚴科にも可被仰付の處、恐懼謝罪三家老の首級備實檢彌恭順謹慎の趣に付
天幕の御主意を以格別寛典の御裁許、五月朔日申渡、同廿日を限り御請書可差出筈の處、廿九日迄猶豫の儀、吉川監物より頗出候に付承届候處、闔國士民疑惑憂憤切迫の情狀鎮撫難届旨を以、此上寛大の御沙汰被仰出候様、三末家監物より又候書面差出候。右期限に至り、御請書不差出、是迄も至難の國狀御斟酌恩威兩道を以國家の大典被正候處、終に御請不致條

天幕の命を遙奉不致御裁許違背不届至極に付、問罪の師被差向候間、此旨可相心得候。尤梗命の者を御誅鋤被成候御主意に付、無罪の細民末々の者妄に動搖致間敷候。

右の通松平安藝守を以毛利興丸、並に三末家吉川監物へ相達候間御供萬石以上以下の面々へ可被達候。

六月

尋で五日、幕府より勘定格石垣武兵衛を問罪正使とし、小人目附瀧田正作を副使として岩國に遣して前書の趣意を布達す。

是の時、長州は又、長防士民の名を以て、左の書を諸藩主に贈る。

長防士民泣血再拜、謹而諸藩明侯閣下に白す。主人多年 敕旨を奉じ 臣命に従ひ、東西に奔走被竭心力候所、奸邪蔽明冤枉再生仰而天に號び候也。俯而地に哭する所也。今日の急に迫り候臣子の不幸御憐察可被下候。然れ共事既に此に至り候而は最早冤枉を辨解も不仕、又哀號して御救援も請ひ奉らず、二州の士民各臣子の分を盡して、死を以て主恩に報ひ知已を千載の下に待て、公論を百世の後に仰ぎ度心中無他事。誓て奉對

天朝不遜の心底少も無之、天地鬼神照明敢て赤心を披く所に御座候。一樣暴舉の看を不被成様奉願候且又弊國の存亡固より不論候所、弊國の事よりして自然天下分裂の基を開き、外夷の術中に

陥り候様可相成哉是のみ遺憾に奉存候。然ば何卒諸明侯戮力同志上

天朝を奉戴し、下幕府を扶け、早く奸邪を誅戮し忠節を登用し、天下をして正邪判然名義相立、人心一致仕候様御盡身有之度、左様無之候而は數日を不出して、遂に神州をして外夷に被爲乘輿候様相成候事必然と奉存候間、深く御遠慮被爲在度、身後の至願唯此一事に御座候間、偏に御亮察被下度、泣血奉懇願候。謹言。

此の書を読み去るときは、悲壯淋漓、怒髮冠を衝く想ひあり。一枝の筆力、士氣を振興すること千萬の援軍に優る。當時、公の部下多士濟々として能文の士も亦多かるべしに、絶えて此の種の文を草するものなし。精力既に一籌を輸け、筆陣亦三舍を避くるを知る。

公は、藝州口の軍務を松平閑老に引渡し、二日軍艦翔鶴丸に搭じて廣島を發し、三日豊前沓尾に上陸、直ちに小倉に入られ開善寺を以て旅館と定めらる。屬僚大目附塙原但馬守、軍艦奉行木下大内記、目附平山謙二郎等を會し日々追討の方略を議されける。將軍家は公が久しく行間に苦勞せらるゝを察せられ、且つ九州表討手指揮を命ぜられたるを以て、特に陣羽織を下賜せらる。京極少老之を齎らして廣島に來りしが、公は既に小倉に發向せられしを以て直ちに小倉に轉送せらる。

公の小倉に赴くや、第一着に長州の罪狀十四ヶ條を列記して、英佛兩國公使に示す。其文正々堂堂、反徒をして辯解の辭を容るゝ餘地なからしむ。恨むらくは之を出はすの時機既に遅れたり。も

し此の書を早く天下に頒布して、征長の師の止むべからざるを偏く世に知らしめば、冥々の裏に士氣を激勵せし效果は料るべからざるものあらん。巧遅は拙速に如かず。獨り戦略のみならず、前に掲げ來れる征長の文書を對照するに、常に敵に機先を制せらるゝ觀あるは、畢竟公の幕僚中に良參謀なきに由るといはざるを得ず。

六月十一日、於小倉表、小笠原壹岐守、毛利家罪狀書を英佛公使へ相渡

第一

其初永井雅樂を以て公武御合體の事を建白し、其主人も専ら其意なるに由て 朝幕共に格別に思召せし所、中頃過激不臣の徒に誑れて、いつか雅樂等正議の輩を殘害し、脱藩不賴の徒を集め、清淨の二州を以一團の廢界となし、粗豪の公卿等に攀縁し、勿體なくも

玉體に迫り大和の 行幸を勧め奉り、京師に放火し還幸の念を絶ち、鸞輿を己が國へ遷し天子を挾て天下に令せんとの奸謀大惡を企し其罪一

第二

攘夷の詔五月十日 期限の 朝命も幕府より傳へ、亦襲來の節は掃攘可致旨の命を幕府より示されたるに、陽に

敕旨を奉するを名として、陰に幕府の不都合を釀さんとの奸計あり。襲來にあらざる無事通行の

商船に砲發し、公卿を誘引し、點檢使と稱し、己が國に招きしは 禁中の御旨なりと表し、それを挾みて天下を劫さんとの奸謀也其罪二

第三

神祖以來御朱印も賜る。外國の耳目として來航を許し置るゝ襲來にも無之、和蘭船へ猥に砲發し神祖の法を犯す其罪三

第四

然りといへ共、攘夷の事は其比一旦

勅諭も出し事故、其罪を問せられざるは無量の高恩ならずや。右の次第糺問として被遣之、幕府の使臣を謂れなく暗殺せしは卑怯至極。逆命の大罪其罪四

第五

天道昭々、陰謀忽暴露し 禁中より御不審ありて 諸門の警衛御免被 仰付しに、命を拒み
葦轂の下に事を擧んとす。

朝廷動搖したまはず。早く可引拂旨

敕旨を下し給ふに依て、奸人始て人數を引揚たれ共、猶三條以下の人々を其國に伴ひし其罪五

第六

其時征伐の師を向けられ、罪を鳴らして征伐せられしは一言半句の申譯無るべし。然るを格別の仁恕を以自改の期を待れし、其洪恩も辨へず、猶非望の企止す、去子年大膳父子の軍令狀を持、鐵騎戎裝京師へ亂入し

禁闕へ向て發砲し、長門を噴發して軍卒を率ひ、海路鞆迄出張せしむるは、源平以來未曾有の大逆無道、南山の竹を以て書盡し難し。一々毛髮を拔てもたらす。不容易天地の大逆罪其罪六

第七

若し實に主人の意中にある。果して三臣等の奸謀に出る事ならば、速に罪魁の首を刎ね、徒跣し幕府に伏罪の命を乞べき筈なるに、父子を勧めて隱然割據の企をなさしむ其罪七

第八

如斯、不容易罪を犯して頑冥改悟せざるにより、尾張前大納言殿、總督として追討の際に臨み、始て三臣の首を斬て悔悟伏罪の旨を述、其緩急の罪不輕、剩へ謝罪狀は、前大納言殿より幕府へ伺はれし迄にて、未だ朝旨幕府の御裁許なき限りは、天下萬世朝敵の罪名をゆるされざるなり。然るを私意を以て天下の大法を誣犯し、朝幕に抗せんとす其罪八

第九

幕命に背て暴動し、攘夷を唱て異船を砲撃しながら、軍艦領海に迫り、擊破せらるゝに及で、脆くも自判の降狀を投じて、強て朝命幕令に應じて、無餘義發砲せし旨を偽り、己が罪を朝廷幕府に推委し、私に交親を結び往來を通する其罪九

第十

其始疑ふべき事多きに依て、將軍御進發猶寛大の恩恵を以て、糺問の爲め大坂にて三末家御呼出の所、病に托して不差出、正義の末家迄も罪名を蒙らしむ其罪十

第十一

然るを、天地の洪恩格別の寛典を行、委曲御奏聞の上敕旨　幕令を奉じて關老境に臨み、猶誤解なからん爲め、末家吉川等を呼出せしも、差當病に托し不差出候様仕向けし其罪十一

第十二

其末いつ迄も病氣の旨にて、名代を不差出候所、宍戸備後介儀は兼て一門にも無之、身分疑敷ものゝ所、俄に一門の養子に致し、爲名代差出爲、其一途の御用出藝致し居ながら、兼て病氣のよしも不申立、六月朔日爲御裁許御呼出の期に至り、俄に腫物に付起居難相成由を以、押しても難罷出旨絶て及御斷

天幕の命を輕慢する條其罪十二

第十三

御裁許三末家え被仰付候處、士民情實不折合に托し、途中におるて相支、大膳父子え御裁許の旨不相達、私に歎願書取締藝藩迄上達の儀申立候其罪十三

第十四

備後介儀病氣の段、自分より申立名代の御用不相勧候に付、右御用の儀被成御免當人身分に付、仔細有之國泰寺へ呼出し候所、又々病氣申立不罷出、依て病氣全快迄御達し藝藩へ御預けに相成候節、安藝守警衛人數間に不合に寄爲警衛銃隊被差出候所、右様主人の命を承りながら、其用向をも不相勧、剩へ身分疑敷、其ため御預に相成、其旨興丸初主家吉川等へも御達相成候上は、彼是異論ケ間敷儀有之間敷は勿論、恐縮可罷在筈の所、右備後介御預相成候節、銃隊被差向候上は、兵馬を以應じ候は臣子の分担と罵り候は、長防二州備後介の所領なる哉。毛利の舊領なるや、果して毛利家祖先已來の舊領ならんには、備後介の爲に兵馬を擅に差出し

臺命を拒み 御裁許を違背し却て主人を罪に陥る也其罪十四

此の時熊本、久留米、柳川等の諸藩は小倉に出兵爲し居ると雖も、其の數甚だ尠きを以て、公は頻りに九州路討手の諸藩に出兵を促すも、會々梅霖、連日諸川汎濫して行軍を妨ぐるのみならず、

鹿兒島は先きに出兵を辭したる始末なれば、命に應ぜず。福岡（黒田）は五卿警固を口實とし、佐賀（鍋島）は形勢を觀望して與に兵を出さず。故を以て小倉藩には一番手先鋒の兵全く備はるまで討ち入りを見合すべき旨を達し置かれたり。

然れども門司浦は下關と海を隔てゝ相對し、其の距離の狹き所は僅八町計りに過ぎざるを以て、敵の不時に來襲するも料るべからず。故に防備を嚴にし、藩老嶋村志津摩は田の浦を、溢田見舍人は門司浦を、小倉支藩（小笠原近江守）の兵は楠原を、安志藩（小笠原幸松丸）の兵は庄司を、唐津藩の兵は白木崎を、熊本藩の兵は大里を守り、警戒少しも惰らざりしが、十七日黎明濃霧四塞して咫尺を辨ぜず。寅の刻の半を過ぐる頃、長州の軍艦五艘不意に門司、田の浦、楠原、庄司の四營を砲撃す。四營の兵防戦す。嶋村志津摩の隊兵最も能く戦を力め、敵艦一艘を擊沈し、一艘を傷つけ、スループ二艘を破る。長兵屈せず岸に上り奮闘し、門司田の浦、楠原の營を焼く。四營の兵皆退却して大里を據守す。大砲二十門、手船三艘、漁船八十艘計り敵の奪ひ去る所と爲る。

會々熊本藩の兵千六百人小倉に着す。直ちに大里に繰り出して之を援く。又大里沖には幕府の軍艦順動丸、飛龍丸碇泊して之を守る。此日の戦甚だ困難なりしは塙原、木下、平山の三吏が在廣の大小監察に寄せたる六月十八日付の書翰に、左の一節あるを見て之を知るべし。

小倉は舉藩憤發には候へ共、器械乏數大砲はボードウキスル多く、小銃も火繩多く、甲冑小具足

藤の弓杯にて更に埒明不申候。纔に二、三百の奇兵隊に破られ、殘念無之上久留米も五百人程出倉居り候へ共、是又尊王攘夷の兵隊、熊本も大凡同様困却の至に候。銃隊甚乏敷且砲隊も十分に無之候。云々

公及び木下、塚原、平山等の幕吏は甲冑、小具足、重藤の弓の當時の戦争に適せざるを悟りながらも、何故廣島を去りて小倉口に向ふ時、公が先きに廣島二葉山に於て觀兵式を舉行し、中國人の膽を寒からしめ『此御勢にても防長位は手に不立云々』と誇りし新式訓練の兵隊の一部を率る來りて中堅たらしめざりしや。もし此の兵をして中堅たらしめず、如何に慄悍向ふに前なき奇兵隊と接するとも、斯く脆くは敗を招かざりしならんに、徒に他の短所を評するのみにて、我が失計を悟らざりしを却て殘念無此上とこそいふべけれ。

されど征長軍の敗績は、獨り小倉方面のみならず、何くも同一なるを觀ば、兵氣の不振が最大原因たるは疑ふべからず。是より先き六月八日、幕府の海軍は松山藩（伊豫）の兵と共に、周防の大嶋を襲ひたるを手初めとし、藝州、石州及び小倉口三道の戦は開かれけるが、藝州口に於ては先鋒たる彦根（井伊）高田（神原）の藩兵頻りに敗られ、纔に紀州兵のために藝防の境を喰ひ止め得るに止まり、石州口に於ては福山（阿部）濱田（松平右近將監）の藩兵敗走して、津和野（龜井）藩主は敵に降る。十六日（小倉口開）より十七日に掛けては大嶋に於て幕軍及び松山藩兵大敗し、十九日

には盡く撃退さる。

二十六日、公、英佛兩國公使と會見せらる。蓋し先きに兩公使に示せる長州罪狀書の趣意を親しく演述せられしなり。

七月三日、長兵大砲を小舟に載せ、曉霧に乘じて我富士艦を迫撃し、一隊は彦島の弟子待砲臺より大里町を砲撃し、又兵を門司に伏せ、窃に大里の背を襲ふ。我が兵死力を竭して防戦す。翌日長艦復た大里を砲撃し、又兵を門司に伏せ、窃に大里の背を襲ふ。我が兵死力を竭して防戦す。翌日長本、小倉の兵之を赤阪に邀撃し、富士、回天の二艦砲を發して聲援す、長兵遂に退く。回天艦は直ちに進んで下關砲臺を衝き、砲撃頗る烈し。又た克つ能はず。眼を轉じて藝、石兩道の戦況、其の後は如何と顧るに、紀伊總督廣島に在りて兩方面を指揮し、藝州口は其の先鋒將水野大炊頭（紀州新宮城主）の兵善く戦ひ、時に小利を獲ることあるも、一步も敵地に踏み込む能はず。石州口には名代として安藤飛驒守（紀州田邊城主）を遣し、指揮せしめしも、毎戰利あらざるを以て幕府に請ひ、鳥取侯（松平因幡守）に指揮を命ぜしめたるも、鳥取侯は病に託して辭し、十八日に至りて濱田城は陥落し、藩兵は松江及び鳥取へ退去せり。故を以て總督は安藤氏を罰し、國に歸らしめて石州口の指揮を辭す。

戰況は斯く日々に非なるに加へて、總督と監軍たる松平閻老（伯耆守）との間に一衝突を惹き起

せり。其は他にあらず、松老が獨斷を以て、公が先きに拘留して藝藩に預け置かれたる宍戸備後介、小田村素太郎の二人を放還せし事はれなり。蓋し松老の意は一人を歸して、長、防、兩國民を説諭し彼我の隔意を緩めんと欲せしなり。旗鼓相見るの時に當り、突飛にも斯かる無意義の處置を爲したれば、却て敵の侮蔑を招き、又もや長防士民の名義を以て左の愚弄的の書を水野氏に宛てゝ送り來れり。

紀伊侯前鋒閣下に白す。先般幕府問罪の師四境へ被差向候に付ては、弊藩士民一統不奉得其意如何の御様子に候哉奉伺度、隣境借地推參仕り候處、不圖も井伊、榊原二侯御陣拂に相成、愈疑惑罷在候に付、再度大野御屯所近邊不憚嚴威罷出候次第に御座候。然る處此度松平伯耆守様御寛大的御處置を以、是迄御拘留相成居候。宍戸備後介御差返被爲成候に付ては、國情巨細御了解の御事と相考、最早改て平穩の御沙汰可有之哉と奉渴望候所、道路の風説先夜以來御襲來の御様子承之不堪恐愕、素より下情背塞匹夫不獲其所よりして今日の形勢に立ち至り候へども、前断伯耆守様萬端御聞取被爲在之上、又候 皇國の騒擾萬民の塗炭を醸候ては何か私闘の姿に相渡上は奉對明天子賢將軍恐縮の至りに奉存候。萬願くは從來御柱石の御位を以、明良御遭遇の御場合に被爲當候御事に付、早々平常の御沙汰被仰出候。御盡力の程奉懇願候。

七月二日

長防士民中

總督は、此の書を見て松老の妄斷を憤慨し、五日急使を大坂に遣して左の辭表を呈す。

私儀、不肖の身を以て忝くも御先手總督の命を蒙り、實に其任に不堪儀に候へども、方今切迫の時勢乍相辨只に退讓而已候も奉恐入、再應御辭退の上愚陋を不顧、今日迄奉命仕候儀に御座候へども、元來弱輩の私、衆望に不相副、總督の任有名而無實、軍の進退並敵の重囚を放遣等、別紙の通の大事件に付ても往々預聞不致義、多分有之諸藩進戰の兵士へ對し何とも無面目次第に立至り候も、全く 公邊御趣意を不奉辨一己の鄙面を以て叨に重任を犯し居候故の義と深く悔悟仕、此上羞恥を忍び強て勉強仕候とも、此分にては往々罪を重可申と深く奉恐怖候。付ては何卒總督の職は今日より御免被成下候様仕度、其上にて如何様共努力可仕と奉存候。此段何分御許容被成下候様伏て奉懇願候。以上。

七月

尋て、軍事奉行をして藝、石兩道の征討諸藩に左の達書を下さしむ。

別紙の通り大坂表へ被相願候付ては今日より藝、石兩道共紀伊殿には指揮不被致候間、伯耆守殿にて宣指揮等有之候様被存候。此段可申達旨被申付候事

滯坂の幕閣は總督の辭表を見て大いに驚き、直ちに松老を召還し、征討の諸軍、扈從の諸侯及び旗下に左の達文を發す。

板倉伊賀守相渡

毛利興丸家來宍戸備後介、小田村素太郎儀御不審の儀有之、松平安藝守え御預被成置候處、此度於藝州廣島表伯耆守全く一己の差略を以竊に歸國爲致候段以外の義に付、伯耆守義大坂表へ爲御呼登糾問の上、至當の御所置可有之積に付、聊無疑念是迄の通可被心得候。

右の通口々討手の面々へ相達候間、御供萬石以上、以下の面々へ可被相達候事而して松老は大坂城代笠間侯（牧野越中守貞明）に預けられ、左の詰問書を渡して答辯を徵す。

松 平 伯 耆 守

松平安藝守へ兼而御預相成居候宍戸備後介、先達而伺も無之其許一己の取計を以差戻候に付而是惣軍の氣配を阻み候は勿論、其他不容易御不都合に立至り候も、畢竟何等の見据有之如斯取計に及候哉。

一、同人差戻候期に當り、夜中竊に其許宿陣へ呼寄申含候筋有之哉の趣も相聞候得共、何等の儀申含候事に候哉。

一、何月幾日差戻候哉。

一、差戻候旨趣に付、其許在藝中渠より何と歟申出候儀も有之候哉。

一、前段の趣何れより歟竊に申立等の儀、右を偏信取計候事にも候哉。且つ差戻方手續等は安藝

守家來え申付爲取計候哉。或ば其家來爲取計候事に候哉。

右の趣逐一覽答書可差出候。

八 月

松老今日の境遇ば、公が先きに生麥償金の處置に坐して大坂城代に預けられたる時と相似たり。然れども公は其の詰問書に對して少しも屈せず、事理明白に答辯し、將軍家を始め、同僚の同情を受けたれども、松老の答辯は果して如何。未だ其本文を看ざれば、其の主意の存する所を詳しく述べるに由しなきも、左に掲ぐる副書を看ば、其の大意を推知すべし。之に由りて機宜に適せる處置と爲し、同情を寄すべき價値ありと爲すべきものありや否や。

本文の説得人差入候見込は、何分當今の御場合兎も角も平伏御請に及び候へ共、總ての御都合一筋に存込候處より差入候事にて、猶備後介素太郎を遣候事は、是迄も説得の筋に有之候處、何分にも不届候間、此賊にて毒より毒を制し候理も有之儀と存候間遣候事に候。

壹岐守始め、御役方へ不相談候儀は調へば宜く、不調の時は一同御咎も蒙り候儀と存じ、相談も不致事に候。何分防長の力責は述も長引可申候。其間には不思議の御不都合も出來可致哉と恐入候。御地にては此の如き激徒可有之とは淺見にて不存寄候處、此度の一條にて思考候に、長防の二州九分過激の境界にて、加之薩英の激論助之蒸氣船等は借之候哉の風聞有之、薩人は内實多分

入込み居候哉にも相聞へ、右等の義ゆゑ此等の見込甚以て六ヶ敷く存じ、今に九州、四國、石州、藝州の應援は出兵致さず、たまたまに出兵の藩は糧米等相願ひ、或は暫時御取替の金相願ひ、其人數多く候ても夫人許にて戰士甚だ少く、鐵砲、大筒等は古風にて、渡り始めの通りの容體にて然も砲隊にても多く候哉と存候處、其上砲隊は數無外にも、當時砲隊の開け候は、先づ第一公邊の陸軍講武所、第二薩州、第三大鍋島、皇國此三口許りミニグールを好み候位、實用に渡り、直に用立候事、爰に長防の徒は殘らず農兵ミニグールにて穢多兵まで同様にて困り入り候。

一つにて夫是考合致し候に容易には御平定見据無之、然れども佛に談判に及び、三十艘も軍艦を借出し、世上の評論は顧みず、異人遣ひ候はゞ夫ならば成功も可取、其他は更に無之、夫等にて承伏御請に及び候を最も専一と愚考致候事にて、暗雲短見恐入候へども、心底の不全奉申上候。頓首多罪。

七月五日

伯

耆

守

板倉伊賀守様

稻葉美濃守様

且つ重要な軍務を監せしむ。再征の軍全然失敗に歸せしは毫も怪むに足らず。斯くて將軍家は牧野若狭守を使とし親書を總督に贈り、慰藉して盡力せんことを求む。
伯州事如何の取計に及候聞へ有之、絶言語驚入不取敢牧野若狭を以て可申入と存候折柄、大久保帶刀歸坂委細事情をも承り以ての外の事にて、當人は早々呼戻し糾問の上急度申付方も有之候。畢竟右様のものを申付候事、全く不明の儀深く恥入候事に候。此度不被掛心頭不相替御盡力頼入候。尙委細は若狭より可申述候。不備。

七月

中納言殿

家

茂

尙不快中故代筆申付候也。

總督は此の親書を見て、信賴の篤きに感激し、再任と決心し大舉して長防を衝き、前敗を挽回せんと欲し、左の條件を掲げて幕府に乞ふ。

御先備總督再任仰付候に付ては、紀伊殿見込の趣左の條々何卒御採用被成下候様仕度、左候はゞ内諸藩を約束し、外長防を進討仕り、大旆御進征の御前路を開き、賊徒を折衝御威光を挽回可仕、右御採用の御模様に寄紀伊殿存意の品も御座候間、早々御評議の上御沙汰被成下候様仕度旨被申

付候。

七月

橋本六左衛門

一、大膳父子並三末家吉川等實に悔悟謝罪軍門に降參候節は、御差圖可奉相伺候。其外長防臣民歎願等總督の手を不經では一切御取揚被下問敷事

一、藝州口寄手の指揮中の諸藩建白等、是亦總督取次の外御取揚無之様仕度事
附征長に不關諸藩も長防事件に付ては建白等總督の是非を申上候筋は格別、其餘は時々御示し被下度候事

一、精兵合て三萬、悉皆三兵隊に御編制早々御差向被下度候事

右は藝州口諸藩寄手も有之上、格別の申立と可被思召哉に候へ共、諸藩も相應盡力の様子ながら銃隊少く銃手も多分火繩銃故、三兵精練の敵に向候ても利鈍懸隔に候。依て公邊三兵隊をば敵軍も殊の外恐れ、味方も専ら依頼仕候儀に有之、紀伊殿人數も乍不行届、出張の兵は悉皆銃隊に致し度改制候。右公邊御勢に諸藩の人數を合候得ば、攻擊進入自在に可相成、且諸藩も公邊に見習兵制改革、彌振起可仕候。抑寛永中島原鳥合の賊徒御追討、諸軍合て七萬餘の兵を以時日を經漸御成功相成候。況哉長防二州累年撫育一致の敵に候間、寡兵にては徒らに歲月を経、戰士を疲勞し金穀を費し疲弊困頓に至可申候。

然ば則今日大軍齊進速に成功無之ては、其間不意の餘變も難計候。是迄寸功無之、却て逡巡致し候は指揮不行届故に候へども、一つには兵數不足、後詰無之故一兩度の小勝も其場限りにて、更進入の機無之、空しく長陣に相成候而已ならず、今日の形に至候儀、殘念の至深く心配被致候得共、國力有限最早繰出候間、此上は堺表御固め御免被下右人數をも繰廻し申度、其餘は致方無之事情御賢察被成下右御人數早々御差向被下度奉存候。

一、右御人數御差向迄の處、差當り在坂御人數等の内二、三千急に御差向可被下候事

一、御軍艦五艘早々藝州口へ御差向被下度候事、藝州口は險隘之地多候故、海陸並進部正互に用不申ては難進候事

七月

御差圖書

初ヶ條、被仰立趣都て御聞届の事

二ヶ條、御指揮諸藩申立等御取次の外御取揚無之は勿論、其他防長事件關係の書類御差廻しの儀委細御承知の事

三ヶ條、四ヶ條の儀は三兵御編制早々御差向可相成候に付、坂地は勿論江府にても出格の御英斷にて、兵隊専ら御編制相成候儀に付、御差向可相成最も堺表御固め御免の段切迫の御時節柄無餘

義御儀に付、御聞候相成候事

四九四

五ヶ條、御軍艦早々御差向可相成候事、即今何分御船少々に付差向被仰立候通には相成兼候へ共、猶精々御縁合追々御差廻可相成候事

右の次第逐一可被申上候事

幕府は、斯く盡く其の請ひを容れ、總督をして後顧の憂なからしむるを期すると雖も、家國の衰運に傾く時に當りては、恰も倒瀾を既倒に廻すが如く、人力を以て抑止すべからず。故に幕府の君臣は國難を鎮むることに汲々たるも、一難除けば一難起り、遂に救治すべからざる一大厄難に遭遇せり。其は何ぞや。將軍家の御不例是れなり。若し是の時に將軍家の御身健全に在らせられ、先きに公に賜はりたる親書にいはれし通り「事の緩急により必出馬可致」との事を實行さるゝを得て、馬首を西に向け金扇馬標を廣島地方に飄さば、如何に惰弱卑怯の謗りを受けし旗下の士と雖も、苟も人心を存する限りは奮激して身命を擲たざるを得んや。

往時大坂落城に臨み豊臣右府（秀頼）が紺甲を擐し、錦砲を穿ち、千瓢の馬標を建てゝ櫻門まで繰り出したる時は、滿城の將士勇躍して殊死戰せんと欲し、さすがの老雄をして膽を寒からしめ、纔に苦策を旋らして之を阻み止めしにあらずや。況や三百年來撫育せし旗本八萬の中には、報効を思ふの徒も渺からざるに於てをや。加ふるに忠義を盡さんと欲する紀伊侯を先鋒と爲し、彦根高田

の兵を激勵して敵地に進入せしめ、海軍は舉つて萩、下關等沿海の要地を攻撃し、彼れをして奔命應援に疲らしめば、洞ヶ峠に據りて觀望せる順慶連も亦來り援くるは反掌の間に在り、事斯に至らば善戦善謀の士に富む長州と雖も、復た内訌の再起せざるなきを保たんや。

嗚呼、天は徳川氏を厭うて此の好將軍に年を假さず、其の病症は益々重らせ給ひ、遂に七月二十日卯の上刻に大坂城に於て薨去せられ（實は七月十一日なりといふ）八月二十日に喪を發するに至れり。此の二十日こそ實に徳川幕府の運命全く盡きたる日にして、此の後一年有餘の日子は一旦變災に罹りて傾覆せる大慶の、壊土摧木を收拾するに異ならずと評するも決して妄言にあらず。

今や幕府は、遽に主帥を喪うて暗夜に燈を滅する如きも、善後の處分未だ定まらざる内は之を發表することも爲し兼ねて、徒しく心を痛むるのみなるに、反対者は之を知るや知らずや。

遠慮會釋もあらばこそ、連りに攻擊の箭を發ち、薩州侯は七月二十日傳奏に宛てゝ左の建白を差出し、二十二日には長防士民の陳情歎願書に添書して、諸藩に傳達し、尋で二十六日因、備兩藩は幕府に建白して會藩の京都守護を解き、長州再征の根本者たる公を罰して追討軍を退けよと乞ふ。

先きには紀侯の懲りを解きて再任を諾せしめ、速に征長の局を結ばんがため、陸海二軍の増發準備に汲々たる場合に臨み、意外の大喪に逢ひ、滿廷悲哀に沈める中に此の攻擊を受く。快刀亂麻を斷つの手腕を有するものと雖も辟易せざるを得ず。況や溫厚篤實の板倉閣老獨り其の衝に當る。侯

が當時の苦衷大いに察すべきなり。

薩州侯の建白

四九六

方今内外大小の憂患四方百出仕、實に皇國危急存亡、此時に可有御座、抑今日の形勢推遷致候義一朝一夕の根由に無御座、於幕府冠履倒置の義不少、就中十年來外夷御所置振より以往天下人心痛怨離叛の姿に相成、憂國の士是が爲に非命に斃れ候者數を不知、勤王の諸藩國力を不顧、東西に奔走仕候次第、偏に皇運挽回の至誠を以聖朝を輔弼し、幕府を扶助し、藩屏の任を竭し度、下々赤心に候處、幕府駕馭の術を失ひ候に付、憎怨私親採擇に不適候故、國は一定衆議合論の場合に至り兼、悉く水泡畫餅と成行候義千載の遺憾に御座候。

既一昨年來大亂の機相顯、干戈を動幾多の蒼生を殺し候上、眼前若州、信州邊の天災及び丹波、大和の一揆、兵庫、大坂、江戸の騒動傳承仕候即今、兵庫、大坂の義將軍家御在陣中號令嚴肅軍威四方に可輝の處、却而足本の卑商賤民の如き嚴威を不憚、大法を犯し候義、所謂民不堪命の苦情に出候事に而不可忍次第に御座候。早鎮定の形にて候得共、米價は勿論諸色未曾有の騰貴に而、既に當年災旱水溢の憂も不被圖、此上兵端を開候と爭論日に長し、奉土分崩不可救の勢に及候は案中に而、其時に當り外患を受候節は何を以防禦可仕哉。是卑臣年來痛心慨歎する處に御座候。

然る處内政を變革し、皇國を起すの大策一日も不可捨の急務に而可有御座候得共、長防御征伐の義御取懸の事に候共、願は既に一昨年來悔悟謝罪の道相立尾張前大納言殿解兵の上、被逐奏聞候義に而其節引續御所置被仰渡得ば、奉謹承候義案中に御座候處、時機を失ひ朝廷寛大の御趣意に反し、御再討御進發と稱し、更に御出軍御不審の筋御糺明の處、御了解被爲在候由にて忽本に歸し、御裁許の名目を以當大兵を國境に臨せ、御所置振被仰渡候義解兵後の御不審御晴相成候而も、御再討の兵は御解き不相成候而是本に復し候事、實に不相顯見不得止兵を用られ候譯にも不奉伺候得ば、假令奏聞の上とは乍申條理不相叶候故、乍恐も其筋に承伏仕間敷前文兵庫、大坂の商民共さへ其令を不恐程の事に候得ば、數百年來譜代恩顧の長防士民の情は無餘義被察候處、歎願の筋をも御採用不被爲在御裁許の御沙汰相拒候とき、則問罪の師被差向は相當の御所置共難申上、且又名代として出藝致候宍戸備後介事御不審被爲在候を以、幽閉被仰渡候義、問罪の師の舉動に無之候道理を以、御詰問の上閉口して退去致候は必國民も皆罪ある事を可存譯に御座候。

却而口を開様に仕向られ候は、唯憤怨を起させし計の拙策に陥るのみならず、是非曲直は不相正の事と天下に布告致候譯に相當り、殊更防州大島郡への暴發は海賊の所業に類し候義、實以歎息の至に而御座候。今般の始末防長の士民憤怒を懷く計になし、大に天下の人心に關係可致譯に

て、如何なる大亂に可立至哉不被計事に御座候。假令可討の理有之候共、皇國の興亡に相關り候大難の時に臨み、可起の急務を置き却而亡に陥るの道に被爲就候義、實以絶言語奉恐入候儀に御座候間、前條緩急大小の辨治亂興亡の機、朝議を以寛大の詔を被爲下、沛然の恩を被爲施持危扶顛の聖斷被爲在親聽を四方に開き給ひ、天下の公議正評を盡し、政體變革、武備興張、遠戎賓服、中興功業を遂られ、上御祖神の恩に報ひ、下蒼生塗炭の苦を被爲救度御義と奉仰願候。誠以重大の事件卑賤愚魯の小臣輕卒奉申上候義不當の重罪に候得共、乍恐朝廷寛大の御趣意兼て奉伺も有之、且小臣等拔群の聖恩を奉荷候得ば、皇國御浮沈にも相懸り切迫の機にあたり、默止罷在候に不忍冒萬死、血涙涕泣言上仕候。誠恐誠惶。謹言。

〔編者曰く〕本書は薩侯の建白と世に言ひ傳ふれども、文章粗拙にして莊重の體を缺き、堂々たる大藩主の建白を見るべき價値なし。想ふに該藩末輩の徒爲にする所ありて之を草し、名を君主に託して江湖に流布せしものにあらざるなきか。爰に疑ひを存し、以て大雅の訂正を乞はんとす。

又、薩藩より加州始め三十二藩（十萬石以上の内尾、紀、水の三藩及び彦根、津、會津、桑名、大垣、庄内、姫路、小濱、小倉、高田、小田原、佐倉、松代、福山、白川、淀を除く）へ廻狀として送附せる長防守民の陳情歎願書及び添書は左の如し。

長防守民誠恐誠惶、頓首再拜、昧死して上表。伏惟

天日照明有時雲霧是を覆ひ、盡力竭誠不幸にして讒誣其間に生じ候事、古今の通患と奉存候。主人父子多年力を公武の御間に竭候所、不圖も今日の勢と相成、進て天日の明を拜する事不能、退て自訟の所無御座、二州の士民手足の措所を不知、天地に號哭仕候。就而は鄙野無知の小人是非得失も辨得不申、只管相考候へ者主人曾而恐多くも天威咫尺の明詔を奉じ、親しく將軍の委托を受被申寧所不仕候處、一旦御譴責に相成多方歎願仕候も、微意を明す事不相叶、爾來深く自ら己を罪し戒慎恐懼、情實を露呈し日夜冤枉の被雪候を仰望致候處、再び軍勢被差向御難題被仰出候事に相成候而は何共其故を不奉伺、畢竟雲霧明を覆ひ、讒構上を誣る故に而

決而聖朝叡慮に無之と奉存候。其證は癸亥攘夷期限御布告相成候節、於關東諸有司 敕諭臺命無奉承より以來、不臣の行欺罔の跡前後相募り、顯然明著、遂に外夷を誘ひ攝海に闖入せしむるに至而是要脅最甚し、朝威日に御萎靡に被爲向、正邪混淆是非顛倒仕候如きは、徧に奸邪事を用ひ候故に有之、然者今日の事も又皆其手に出るに疑無之候。

就而は臣子の分今日の急に差迫候而は身を以君難に殉じ、平生の息を報じ候外他念無御座候。二州舉而氣死の覺悟罷在候全以奉對、天朝不遜の心底は毫末も無之、天地鬼神に誓ひ奉申上候。幸と天地未だ二州士民を遐棄せられず候間、再び雲霧を拂ひ天日を拜し候時も可有之候得共、恐くは千載に冤枉を懷き、地下に瞑目不仕事と奉存候故、責而は鄙衷を御照臨被爲成下置度一統昧

死して奉哀訴候。誠恐誠惶。頓首泣血。謹上。

七月廿二日

別紙長防士民より奉告候至情無餘儀奉存候。今日の成行にては取傳仕候哉も不都合の姿に御坐候得共、事對 天朝毫末も不遜の心庭無之、無二の誠意責ては上表哀訴仕度趣意に候得共、進退訴るに無道、鄙藩へ涕泣依頼致候次第に御坐候。全體上下懸隔、下情鬱塞、濟民の情を盡さしめざるは古今明聖の代には無之、明證に有之特に急難を見る時は憐候は武門の通情にて、旁傍觀默止難し。別紙相添此段申上候間、明亮の御裁斷を以宜敷御執奏被成下候様奉願候。以上。

松平修理大夫内

内田仲之助

三十二藩宛

嗚呼 是の時薩長人の眼中には既に幕府なし。

因備兩侯の建白

長防御討入御手始三軍井伊、榎原始蒙 臺命候處、更に御勝利の様子毛頭不承儀御座候。此期に彼是忠諫申上候も奉恐入候得共、堂々たる 神州浮沈の境今日に御座候。是迄度々建言仕候得共御採用無之却而疑惑の件々不少候得共、假令一家存亡仕候共

皇國の興亡に拘候而是九牛の一毛と奉存候間、不顧萬死言上仕候。

長防御討入頻建言仕候會津中將儀、寸刻も早く帝都御守衛御免加賀宰相へ被 仰付候事
一、小笠原壹岐守儀、此度藝州表取計方士民一同不落意の箇條不少候間、早々被召呼至當の御所置御座候様仕度候事

一、長防一舉に御討入相成候得共、根元壹岐守私意より出而重大の件輕々敷取計ひ候事故、其次第被仰立諸軍早々御引揚寛大の御處置相成候はゞ、自然 幕府の御仁德列國並萬民感服仕候は必然の儀と奉存候。一際出格の御恩惠不爲被渡候而是乍恐 德川家も今日に迫候義、外藩狐疑の志も有之假令如何様 臺命御座候共、兵士は差出候儀無之、情實明鏡に照し明亮と奉存候。
私共數年來蒙大恩候身分此儘傍觀仕候而是背本意候間申上候。其他愚考の趣、家來荒尾但馬、伊木長門差出候間御不審の件々御糾問被下度、犯萬死此段建言仕候。誠謹恐々。頓首。

七月廿六日

松平因幡守

薩長の幕府に反抗するは又條理なしとせず、因備の如きは斷然反抗の體度を示す能はず。口に忠諫申上候も恐入と唱へて、犯闕の大罪人を討ぜんとするものを解職處罰せよといひ、而も尙ほ大恩を蒙る身分といふ。是れ鄙諺の所謂「オタメゴカシ」にして徒に他の施設を妨碍するものといふ

べきなり。

五〇二

七月二十六日夜、長兵來りて小倉口を襲ひ、戰爭翌日に亘る。小倉兵最も苦戦し、熊本兵之を援けて亦戦を力むと雖も、後援繼かざるを以て纔に壘を保つに過ぎず。又幕府の軍艦は意向區々にして運轉一致せず、富士山艦の如きは大砲傷きて用を爲さず。是の故に、熊本の總帥長岡監物は屢々公に向つて建議する所ありしが、議遂に協はざるを以て兵を率ゐて去り、續ひて久留米、柳川の兵も亦去る。

是に於て公及び幕吏は孤立と爲れり。折柄大坂幕閣より將軍家の御不例を報じ、歸坂を促し來れるを以て、今は一日も猶豫すべきにあらずと決し、廿九日午時頃、公は老臣西脇勝善（東左衛門）多賀高寧（長兵衛）を召して大坂表急御用に付、今晚乘艦出發せんとす。長兵衛汝は密に江戸より扈從の家臣を率ゐて長崎に廻るべし。東左衛門汝は夜に入り唐津の兵士を率ゐて去るべしと命じ、夕刻に至り兩人をして左の口上書を小倉藩田中孫兵衛に贈らしむ。

壹岐守様儀大坂急御用に付、一先當地出立致候。是迄段々御家來中御世話に相成候。此段一應御挨拶に及候猶宜敷御取繕ひ被仰上度候。

斯くて、公は夜半密に富士山艦に搭じ、小倉を發し長崎に向はれたり。抑々公が小倉引上げは終生の大瑕釁にして世の最も非難する所なれども、當時の形勢と公の地位とを顧みば其の心事を察せ

ざるを得ず、長兵は元來一生を萬死の中に期するものなり。故に討手の兵未だ集まらざるに乘じ、突進海を渡り上陸地を略し、直に小倉に薄る。小倉、熊本の兵防戰頗る勉めたりと雖も、天時我れに利あらずして日夜雨露に曝され、疲勞困頓するも後に繼ぐべき兵あるを見ず。諸藩は首鼠兩端ともいふべき状態に出で、勝敗を觀望して出兵の命を奉せず、幕威の衰へたること遂に此に至る。復た如何ともすべけんや。

或は熊本兵の撤退を以て公の駕馭宜しきを得ざるに由ると爲し、之を咎むるものあるも是れ亦眞に已むを得ざるなり。後日（九月二十二日付）細川の家臣澤村修藏より差出したる左の届書の一節を看ば之を證するに足る。

署中以來困苦の末、烈敷戰後數日雨露に曝、兵力相疲候に付、應援等の御處置數度小笠原壹岐守様え總帥より奉願候得共、右の御都合に運兼、總軍の人氣も治不申候に付、猶壹岐守様え相達御聞の上一先人數引拂申候。云々

然らば公は此の際自ら孤軍を指揮して、猪突猛進の兵に當り、勝敗を一時に決せんか。是れ所謂暴虎馴河の勇にして、苟も國家の柱石として一身億兆の安危に繋がるものゝ爲すべき所ならんや。

或は小倉城を死守して藩兵と存亡を共にせんか、其任務の點より觀るも、伏見を守りて兩軍の東下を阻みし鳥居元忠（彦右衛門）の蹤を追ふべきにあらず。將軍家の喪は祕せりと雖も、公は大坂

幕閣の密報に由りて、既に之を知ること猶ほ豊公が毛利征討の時に、織田氏の兎變を疾く知りたるが如し。されど直ちに之を敵に告白して同情を買ひ、媾和の期を早めたる故智に倣ふべきにもあらず、根本の動搖を鎮むるため枝葉の事を差し置きて、直ちに大坂に返らんか、嘗て我れを信任し給ひし將軍家は今は既に亡し。何人か入りて大統を繼ぎたるぞ。

我れと親善なる板倉閥老は舊の如く事に當れりや。若しも怨家が代りて要路に立つとせば、自ら進んで陷落に投する如き奇禍に罹らずとも期し難く。斯かる境遇に在る時は如何なる智者と雖も、百計施す所なし。されど此の機に臨みては急に上坂して、板倉侯に會し繼嗣問題を解決して根本をして動搖なからしめ、更に精兵を撰みて捲土重來するには如かずと決心し、倉皇、小倉を去りしも海路雍塞せるを以て南海を廻らんとして長崎に至りしは萬止むを得ざるなり。

詩人杜牧、項羽の廟に題していふ。勝敗兵家不可期包羞忍耻是男兒。と。以て公が當時の心事を慨すべし。されども公が豫め九州諸藩の情況を察せず、自ら進んで其の指揮たらんと乞ひ、二、三の屬僚と僅少の手兵を率ゐて小倉に入りしは妄舉に涉るといはざるを得ず。

是の時公の深く信用せる目附平山謙二郎は、公が小倉を去れりと聞き陸路を馳せて肥後に出で、南海を廻りて大坂に歸る。途中詩あり。精巧ならずと雖も當時彼れ等の心事を偲ぶに足れば爰に掲ぐ。

出小倉城

國歩艱難巫峽水。近來更上太行山。請看旬月天心定。索落秋風赤馬關。

途中偶得

勝敗兵家常事耳。懃慄諸士休懊惱。天兵卷地重來時。病葉秋風真一掃。

又

憶昔牛郎襄八島。逆艤乘夜破風濤。新王踐位舉征旄。狗群鼠輩若振稿。

經南海到浪華舟中

一身如葉托扁舟。森渺海天與月流。丈夫進退豈無見。不破防長死不休。

八月望阻風雨泊天草洋

海路阻風雨。寸心裂欲飛。朦朧雲外月。底事照征衣。南海風波惡。留稽天草洋。孤臣憶君淚。潮衣濕衣裳。

八月朔日、小倉藩は孤立守る能はざるを知り、自ら城を焼き退ひて香春に據る。後長藩に侵略地を割與して和を媾す。

此の日、大坂に於ては板倉閥老、長防討手戦争の景状を演達す。

伊賀守殿演達

今度長防御征伐の儀に付ては、一統兼て心得可有之事には候へ共、當時の形勢に付ては兼々被仰出候品も有之候に付、是迄の大意荒増申渡す。

毛利大膳父子與丸御裁許の儀、兼て從御所被仰出も有之候に付、寛大の御處置を以て都度々々御奏聞之上於藝州表小笠原壹岐守御裁許申渡候處及違背候に付、無御據奏聞の上問罪の師被差向候處、口々討手の面々及戦争候者有之候處、長州銃隊にて勝利彼に有之、然る處此方人數銃隊の分は戦爭五分にも相成候へ共、既に去月十八日石州濱田及落城、豊前小笠原領田の浦と申所長州に被乗取、同國大浦と申所迄押出し陣取居候に付、下關兩岸敵地に相成り通船も最早止り居り、誠に歎息の事に候。藝州口にては井伊、榎原被敗軍唯今の御人數並に紀伊殿御同勢に相固め罷在候へ共、引續き援兵無之、此度御目付大平鑛次郎、牧野若狭守早打にて罷下り、右次第柄並に御人數御警固無之ては難引去切迫の場合に相成り、戦地出陣の者心中押量り數年來の報御恩澤候様、一統諸組支配末々迄厚く可相心得、就ては從是御軍役御變革等も追々可被仰出候間、其節に至り難溢相心得候者無之様、篤と申諭し可被置候。此段申達。

同月二日、公長崎に着て、六日同港を發し、南海を経て二十一日大坂に着す。時に小倉引上を以て公の失策と爲し、之を攻むること囂々たり。板倉侯窃に公に謂つて曰く『暫く屏ひて物議の定まるを待たれよ、數旬を出でずして再勤の命に接する事に斡旋せん』と。公其の意を諒し藩邸に蟄居

して後命を待つ。初め將軍家には三道の戰皆利あらずと聞かれ、大旆を廣島に進むべしと御沙汰ありけるが、尾越兩老侯等互に上書して、征長の不可を論じ、薩藩は益々異論を唱へて朝紳を動かしけるため、躊躇されける間に六月末より脚氣症に罹られ、遂に前記の如く七月二十日、薨去の不幸を見るに至れり。

是に於て滯坂の閣老板倉、稻葉の兩侯は何事を差し措きても繼嗣を定めざるべからざるを以て、二、三の親近と謀りて後見たる一橋家を推すことに決し、卿に懇請せしも容易に容れられざりしが、春嶽侯等の切なる勸説に依りて漸く承諾されければ、八月八日に至りて將軍家の御不例を公表し、萬一の時には一橋侯に相續を仰附られ度く、長防追討の儀も名代として出陳せしめ度き旨上奏せられしかば、朝廷より

大樹所勞追々差重り候に付、危急の節は一橋中納言へ相續致させ、尤も長防の儀は至急に付、名代として出張爲致度由願之趣被聞召候事と勅詫ありければ、即日左の通り布達す。

公方様此程中より御不例に被爲在候處、追々御疲勞被爲増候に付、此上萬一御危篤にも被爲在候はゞ、御相續の儀は一橋中納言殿へ被仰付候且長防追討の儀至急に付、御名代として御出陣被成候様是亦被仰出候。

是の月、一橋侯は十二日出陣の豫定にて御暇乞として參内、小御所に於て龍顔を拜し、天盃を賜はり、更に御學問所に於て勅語と御劍とを賜ふ。

一 橋 中 納 言

大樹先達以來所勞の處、追々差重り危篤之節は相續の儀達命の趣相請、猶又長防の儀は至急に付爲名代近々出陣の事大儀に思召候。將軍職の義は兼而御斷申上候次第、難被 聞召筋に候へ共、段々申候趣も有之、無餘儀被 聞召候。乍去大樹同様厚被遊御倚頼候間 朝家の御爲謁乃速奏追討之功愈可勵、誠忠依之御劍一腰賜之候事

斯くて、一橋侯は將軍家の御名代として、長州追討に發向せらるべき筈なりしが、十日に至りて小倉落城の報に接せしかば、今は急に征服の望みなしと察し、左の如く上奏し、又勝安房守を召し、旨を含めて廣島に遣し、解兵の事を斡旋せしめ、又長州處分を議せんと欲し梅澤孫太郎を西國に遣し、諸侯の上京を促す。

私儀大樹爲名代出陣之義被 聞召此程賜御暇不日發途可仕奉存候處、大樹病體追々差重候趣諸藩一統傳聞仕候故にも可有之哉、九州筋俄に解兵に及び、兼而爲指揮出陣罷在候小笠原壹岐守儀も引揚歸坂可仕段申越候。私儀征長之大任素より行届不申候故、御斷可申上處、目前急務國家御安危の界と奉存候に付、其分を不量一身に引請勉強仕候心得に御座候處、前段之事務に立至り、諸

藩引揚候上は兼而言上仕候通薄力菲才の私、此上諸藩の指揮所詮無覺束、猶又諸藩に於て兼而の御趣意に御座候折、柄俄に解兵仕候は必定夫々之見据も可有御座、就ては此場合急速諸藩呼寄見込も篤と聞届利害得失論定の上、夫下公論の歸着を以て進退可仕奉存候。私儀是迄格別の 御罷恩を以厚蒙 御沙汰出陣に臨、今更右様の儀言上仕候は奉對 朝廷實に恐惧千萬に奉存候得共、此上御大事を誤り候ては如何にも恐入候に付、至情難默止言上仕候。此段何卒寛大之以 思召分御許容之 御沙汰成被下置候様、奉前件願之次第、畢竟諸事不行届より差起候義と私に於て奉恐入候。依之謹而罪を 閣下に奉待候。誠恐誠惶。頓首謹言。

慶 喜

前將軍は既に逝き（未だ喪を發）新將軍は繼がれたり（まだ宣下は） 銳意、勵精速に反徒を誅鋤して祖先の偉業を恢復せらるゝならんと期待せしに、長州處分に就いても襲頭第一『諸藩呼寄見込も篤と聞届利害得失論定の上天下公論の歸着を以て進退可仕』と宣言せられたり。是れ則ち專制政治を廢して合議政治を施さんと欲するもの、固より公平無私の見にして肯て間然する所なしと雖も、祖先傳來の霸業は爰に全く廢絶せりといはざるべからず。新將軍は英明の君なり。豈に此の義を思はざらんや。是れ亦時運の然らしむる所、兎角の批評を加ふべきにあらず。

勝安房守は一橋侯の命を奉じ、八月十六日京都を發して廣島に到り、辻將曹を介し翌月二日宮嶋

に於て長藩士廣澤兵助（眞臣）井上聞多（馨）等と會見し、解兵の意を通じて、幕府は討手の軍を盡く引き揚ぐべし。長州は退軍を追從して上京し強許する如き事あるなけれと談判し、纏く其の議を調べて十日京都に歸着して復命せり。

同月二十日、將軍家薨去及び一橋侯嗣立の事を發表す。

公方様御不例被遊御座候處、御養生不被爲叶去る二十日卯の上刻於大坂表 肄御被遊奉絕言語候。兼而被仰出候通り一橋中納言殿御相續被遊去二十日より 上様と可奉稱旨於大坂表被 仰出候。

江戸に於ては八月二十八日、左の如く布達せり。

公方様御儀御不例の處、御養生不被爲叶去二十日卯上刻薨御被遊候。一橋中納言殿去る二十日より上様と奉稱彌以御精勤を勵可申段於大坂表被 仰出。

斯くて、遺骸は軍艦にて江戸に送り九月二十三日を以て芝増上寺に葬り、昭徳院殿と謚し參らせたり。

是に於て、一橋侯は宗家の統を繼がれしも、嘗て辭退されたことなれば、將軍職の宣旨は急に下されざりき。

九月朔日、朝廷より左の勅諭を下されたり。

大樹薨去上下哀情之程も御察被遊候に付、暫時兵事見合候様可致旨御沙汰候に付ては、是迄長防

に於て隣境侵略之地早々引拂鎮定罷在候様可取計事

幕府は征長の困難なるに倦み果てゝ、何がな休戦の機會もあれかしと期待せし場合なれば、此の勅諭の下りたるを幸ひとし、先きに廣島に下りたる勝安房守の復命を待たずして「別紙之通り從御所被仰出候間、取計方之儀は於藝州表松平安藝守へ相達候間、此段爲心得御供之面々並在坂軍目附へ可被達候」と達し、紀伊總督にも左の如く達して兵を收めしむ。

紀伊中納言へ

爲前軍總督出張之處度々奮戰及諸藩指揮も行届き候之由被聞食御満足之事に候。長々滯陣之段太儀に思召候。此上猶厚く可有盡力様御沙汰之事

但出陣之諸侯へも同様可被達候事

紀伊總督は此の達しを得て諸藩に解兵を命じ、陣拂ひをなし明光丸に乗りて上坂す。井伊、榎原兩侯も其の先鋒隊のみ残し置き引き續きて上坂し、藝州に留まるものは松本（松平丹波守）延岡（内藤備後守）龍（野脇坂淡路守）の三小藩に過ぎざりしが、總督は上坂後其の任を辭し、且つ諸藩兵残らず引揚げ、休養せしむべしと建言せしかば、幕議之を容れ、九月十九日に至りて斷然引揚げの命を紀伊侯に傳ふ。

藝州口、石州口出張の御人數並諸家人數共不殘引揚候様可被致旨被仰出候。此段可申上候。

此に至りて、討手の諸藩は先きを争うて兵を引き揚げしかば、數日を出でずして藝、石地方には一兵の影だも止めざるも、長州に於ては暫時兵事見合とありては再び討入るも料り難く、且侵掠云にあるも解し難き御沙汰にして、是れ亦讒構誣闖の手に成りしものならんと推測して、其の御沙汰書を受領せずして藝藩に預けたりといふ。

此の如くして征長の舉は曲りなりにも局を結びたれども、毛利家處分は未決問題として残れる上に、天下の人をして幕府の畏るゝに足らざるを知らしめて滅亡の期を早めたり。されど又之がために弓槍は銃砲に敵せず、甲冑は筒袖に及ばざるを知り、爾後幕府を始め各藩をして軍事の改良に汲汲たらしめたれば、我が國今日の強盛を致せるものは、此の役に種子を播きたる結果といはざるを得ず。

同月二十三日、公歸府を命ぜらる。蓋し征長の舉一先づ一段落を告げたるを以てなり。二十九日軍艦（艦名不詳）に搭じ大坂を發し、十月五日江戸に着す。翌日思召有之、御役御免の命あり。同日井上閣老（河内守正直）の役邸に於て名代小笠原石見守へ左の如く申し渡さる。

小笠原 壱岐守

其方儀勤役中不束之儀も有之候に付逼塞被 仰付候。

公の初めて入閣するや、生麥賃金事件のために謹責を受け、再び入閣するや征長事件のために謹

責を受く。榮辱地を易ふること何ぞ其れ甚しきや。

憶ふに公の施設する所失敗に歸し、或は人意に満たざることあるも、唯一念國家に盡す至誠に出で、一點の私意を挿む所なきを以て、常に日ならずして其の冤を雪ぐを得。今や謹責を受くと雖も一月を経るの後三たび入閣の恩命に接するもの豈に故なしとせんや。其の成敗の跡を觀て人物の如何を論するが如きは抑々亦淺膚の見と謂ふべき耳焉。

十月、山階宮（晃親王）を始め、朝紳二十二人結黨建言せる廉を以て謹責せらる。先きに長州處分のために周旋して、公武合體派なる二條關白等の溫和説に反対せるを以てなり。

十一月七日、松平閣老（周防守）役邸に於て名代北條相模守（氏恭河内狹山藩主）に逼塞を免ぜらるゝ旨沙汰せらる。

同月九日、三たび加判の列を命ぜられ、役米三萬俵を賜はる。某侯一日嗣君（一橋家）に謁して曰く『小倉の事天下皆々壹州を責む。其の聲未だ靜まらざるに復た彼れを起して閣老と爲す。世間皆な臺慮の在る所を怪む。請ふ得て聞くべきか』と。嗣君微笑して曰く『天下人あらば何を苦んで復た彼れを用ゐんや。壹岐守は今の幕府に缺くべからざるの材なり』と。初め故將軍の世に在られし時に當りては、公深く其の信任を受け、言ふ所聽かれざることなき有様なりしも、嗣君とは往々意見を異にし、互に激論に及ばれたることも勘からず。然るに嗣君に立たれし後は亦深く公を任用

され、常に腹心を披きて商議に及ばれければ、公も亦赤誠を罄して獻替せられたり。後北地に顛轉せられし際も屢々嗣君の事を語り出だし、其の恩眷の渥きに感じ落涙せられしとぞ。公は恩命に感じて一旦重任に就くと雖も當時健康を缺き告暇して、静養すること多きを以て引退の意あり。會々幕府は征長の失敗に鑑みて兵制を改革し、旗本の士を盡く銃隊に編制し、筒袖（羽織と陣羽織とを折衷し陣股引（ツボンの貫）を戎服と定め、來年正月より登營にも此の服を用ふべしと達す。公之を不可とし左の建白を同僚に寄せ、且つ引退の意を通す。

不肖の私重任を蒙り、先年より登坂仕候處、長防の御征伐彌切迫に相成候に付、藝州表迄罷越、亦々小倉表へ出張時々諸家の勢へも指揮仕苦辛致候得共、何分一和の基無之、小倉城も自焼致し必勝の目算も更に相見不申、就ては上坂猶軍隊相〇〇申達、速に登坂仕候處御用向も不被爲有候間、早々歸東致様御沙汰に付、不敢出立着仕候處、思召も被爲在御役御免且逼塞被仰付、全不肖の私奉御重任候柄は覺悟仕候得共、今更の様相覺重々奉恐入多罪可贖時有之間敷、悲歎謹慎罷在候處、不存寄謹慎御免被仰出又々加判の列に罷居可申旨、誠恐謹の至、再三固辭奉申上候得共、御宥恕無之謹而御請奉申上候に付、其後登營方今宇内の形勢熟察仕候處、世議闊瀬開港の望に御座候内、九州は攘夷を唱、追々九州邊にては土雄割據の深謀も有之、誠に以薄氷の時徳川御家浮沈相迫候哉と奉存上候。

然る處今般御旗本の面々、胡服着用致候様被仰出左袴の風俗に變易相成候段如何の思召に候哉。天下攘夷論も有之、折柄左様相成候ては却て大罪を促候様に相成申間敷哉。素彼の所長を取り、利器相用候は格別の儀に御座候得共、都て彼の風俗に變易相成候ては、神國の風俗を貶易し、千萬年の皇運頽滅に相成可申奉存候。昨今鬱症の時病相發度々引込勝にて奉恐入候間、今暫見合御役御免をも奉願度心願に御座候間、各様迄厚御含置被下、願書差出候節は早速に御差圖被下置候様奉願上候。尤養生專一に致し快氣候節、又々御厚恩奉報候都合も可有之日夜勞苦罷在候。此段奉申上置候。以上。

十一月二十四日

小笠原壹岐守

〔編者曰く〕公は夙に開國論を主張し、殊に西洋流の練兵を奨励されしにも拘はらず、外人を好まざりしは侍臣の熟知する所にして、時には國粹保存論者の如き傾きあり。故に胡服に就いて云々し國風の貶易を歎かれしは、其の本領なりと評するものあり。然れども此の建白書を熟讀するに、主意貫せず行文も亦流暢ならず、公が平生の文書と異なる點あるは病中に起草せる故なるか。

想ふに然らず、蓋し胡服の事に托して胸中に鬱結せる不平の氣を洩らしたものと察するなり。如何となれば、公の小倉を引上げしは、板倉侯と打合せたる事あるに由るは疑ふべからず。其の打合せたる事柄は知るべからずと雖も、又察するに、將軍家繼嗣の事を協定して根本を固め、捲土重來の策を講ずるためならん。然るに、他の幕吏は其の間の消息を知らず、公が途中風波に阻められ、時機に連れて着坂するや、公を以て失敗者と爲し、罪人視す故に板倉侯は獨り氣の毒に思ひ「暫く物議の定まるを待れよ、數旬日を出でずして再勅の命に接する事を斡旋せん」と慰藉せしを以て、公も其の意を

諒とし、暫く口を締めて其の爲す儘に委せしが、遂に歸東を命ぜられ、加ふるに遅塞までも命ぜらる。公の忠厚なる一身に其の責めを負ひ、人に向つて辯解せずと雖も、如何でか心に快しとせんや。

暫くして果して再勤の命に接せしかども、江戸留守の幕閣及諸有司は、殊に關西の事情に通ぜざるを以て、征長の失敗は全く公の罪と爲し、其の入閣の如きは意外に感ずる所なり。故に公を待つこと昔日の如くならざりしは、戎服を變革する大議すら閣老たる公に謀らずして決定せしを見ても知るべきなり。

是を以て公は益々不快に感じ此の書を寄せて辭意を洩らしたるものならん。書中「何分一和の基無之小倉城も自焼致し、必勝の目算も更に相見不申、就ては上坂猶軍隊相〇〇申達、速に登坂仕候」云々。又「不肖の私奉重任候柄は覺悟仕候得共、今更の様相覺」云々。等に注目せば、不平の語氣自ら現はるを見る。公の世故に熟せる此の時勢に當りて、胡服に變するに異議を唱ふるの迂愚なることを知らざらんや。畢竟爲めにする所あればなり。果して數日を出でず、外國御用並に御勝手入用掛の割職を命ぜられ、再び幕閣中の大立者となりたるも亦此の建白に基因せしものならん。

同月二十九日、外國御用掛、並に御勝手御入用掛を命ぜらる。御勝手御入用掛は格別の事情あるにあらざれば、概ね首席の閣老を以て之に充つるを慣例とし、其の職權も自ら重きを加ふ。故に當時首席たる板倉侯を推すべき所なれども、侯は當時京坂に在りて嗣君を輔翼す故に、外交の衝に當れる公をして兼攝せしめしなり。是に於てか公に對して輕侮の意を含みたる同僚を始め、總ての幕吏も其の下風に立たざるを得ず。信任斯の如くば主家のためには身命をも惜まざる公にして安んぞ辭意を諷さざるを得んや。

十二月五日、敕使二條の城に參向され、嗣君に征夷大將軍の宣旨を賜はり、右近衛大將に任せら

れ、正二位内大臣に叙せらる。新將軍の初め宗家の統を繼がるゝに當り、異議を獻するものあり。其の議は將軍職を帯ばるときは、其の職掌として長防征討も遂行せざるを得ず。然れども其の職に就かざるときは、責任を免かるゝを得、然る後列藩を會同し、威望の歸する所を推して將軍と爲すべし。而して衆望尙ほ徳川氏を推すとせば、皆な其の令を奉ぜざるを得ず。さすれば長州處分も速に解決すべしといふにあり。嗣君其の議を容れ、將軍職の宣下を辭退されけるが、佐幕派なる列侯及び幕吏は斯く其の職を曠ふするは、自ら祖先の遺業を失墜するものなりと反対し、勧説して遂に其の職を襲がしめしなり。

此の際、朝廷には長防處分を議せらるべしとて、尾紀加薩を始め二十藩を召されけるが、其の評決に至らざる中に又意外の一大不幸を見るに會す。

主上には、十二月に入りて御不豫の御沙汰ありけるが、十五日に至り、愈々御疱瘡との御事に決し、遂に二十九日を以て崩御あらせ給ひき。寶算三十七、翌年正月二十七日後月の輪東陵に葬り奉り、孝明天皇と謚し奉る。億兆の民考妣を喪ふよりも悲みたるも、別けて幕府は前將軍の薨去後未だ半歳を経ず、漸く此の頃、新將軍家の立たるゝを得て愁眉少しく開かんとするに臨み、近來益々徳川家を恩遇信賴し給ひし聖主の登遐に逢ふ。其の痛悼の情察するに餘りあり。

是の月、幕府は將軍家の介弟徳川民部大輔(と稱す) 松平を佛國に留學せしむ。我が國貴族の洋行せ

し嚆矢とす。

同三年丁卯正月九日、今上天皇寶祚を踐み給ふ。

此の節兵庫開港の期に迫りたるを以て（兵庫開港期限は戊午の條約には文久二年十二月〇日即西暦千八百六十三年一月一日なりしも、後慶應三年十二月〇日即西暦千八百六十八年一月一日まで五ヶ年を延ばせり）外國人は又々攝海に乗り込みて、之を請はんとするの議頻りなりと聞えたり。公は先き頃より専ら外交の衝に當られたれば、屢々彼れ等と横濱に會して應接に及ばれるが、正月七日

小笠原壹岐守

御用有之候間早々上京可被致候事

との命を蒙むりたり。這是又兵庫開港敕許の件に關して將軍家より召されたるなり。依て九日乗り切にて築地海軍所に到られ、直ちに同所より乘艦横濱に赴かれ、十一日拂曉急に歸府せられしが、間もなく十三日重ねて

小笠原壹岐守

御用有之候間立歸の心得を以早々上京可被致候事

との命に接せしが、十六日に至り上京、一と先づ見合すべき旨達せらる。然るに二十五日六ツ半時常登城の供立にて海軍所に出でられけるに俄に同所より乗船、上京せられたり。此の時英佛米蘭の諸公使も亦攝海に航行したりき。既にして將軍家は京師より下坂し、諸公使を引見され、公専ら應

接の任に當らる。先きに彼れ等が攝海に航行せし時は、京坂の間紛々擾々として宛ながら鼎の沸くが如き有様なりしも、今回は將軍家親ら大坂城に延見せられしも、痛く異議を唱ふるものなかりしは、亦以て時勢の推移を察すべし。而して兵庫開港は先きに朝議を以て差し止められたるも、今は止むべきにあらざれば、幕府も因循姑息の體度を一變し、斷然と開港の準備に着手し、遂に三月五日を以て左の如く上奏す。

一昨年十月中條約敕許の節、兵庫は被止候様御沙汰の越、早速外國人へ可申渡の處、左候ては忽瓦解に及び、折角平穏の御趣意水泡に可相歸、且一旦取結條約相變候はゞ、唯々信義を外國に取失ひ候而已にて所詮可被行儀に無之、其段深く心配仕候へ共、一時切迫の情態御諒察の上、條約敕許も被爲在儀今又彼是可申儀も斟酌可仕筋に付、先其儘御請申上置篤と熟考可致奉存候。折柄長防の事件差起り、且故大樹の大故に及遂に開港の期限指迫り、各國よりは段々申立候趣も有之候に付、猶再應熟慮勘辨も相究候。條約變更の義強て施行仕候へば、義理曲直の論に及び大に不都合相生じ、詰り百萬生靈塗炭の苦皇國の浮沈にも相拘り候様可成行は目前に有之、右様の形勢に至り候上無據條約履行候ては、實に御國體御威信共總て不相立、職掌上に於て最も不相濟次第殊に堅艦利器彼の長を取り、皇國の富強を謀り候は今日の急務に候間、何れも開港可仕御至當の儀に有之、然るに今更彼是申斷候儀は、是迄苦心仕候富強も一時に盡果可申且條約各國交際

は期月にて永久不易の御規則無之候ては、大は小を凌、弱は強に被制候様可相成、西洋諸國大小強弱は御座候へ共、全く信義を重じ條約を致遵守候に付、凌奪併呑の憂も無之、夫々立國罷在候事にて、條約守否は國の存亡に相拘り候儀に御坐候へば、旁以一旦取結候條約は是非遂行不申候ては難相叶奉存候。

就ては被爲於朝廷でも右の事件篤と御勘考被爲在候様仕度、自然利害得失如何と思召に御坐候はば、參内の上亘細言上可仕奉存候。將又宇内の形勢變遷の儀、追々申上候通に御坐候處、古今の情態篤と考察仕候へば、萬國森列土地風俗の異同有之候へ共、均く天地の化育を受け、今日其生を遂其の死を完ふするを致候に於ては、素より彼此の別無之、既に民生同胞に有之上は、總て信義を通候は天地の正理に候處、皇國も環海の御國柄を以て、押輿中東西要衝の地に相當り、即今海外諸邦旦日に相聞萬國如此隣自奔走の砌獨舊轍を堅相守、萬國交通交接不致候ては、自然の大勢に相戾り、不容易禍害頓に可相生奉存候。

因ては形勢變局方今之〇〇に候間、四海兄弟一視同仁の古訓に御基き被遊〇〇御更正被爲在候様仕度奉存候。左候はゞ是迄の陋習一洗、數年を不出富強充實致し皇國の御武威彌增皇張奉安朝威候様盡力可仕奉存候。此段奏聞仕候。以上。

三月五日

慶

喜

故將軍の時に、公は屢々開國の意見を述べ、時には此の議を飽くまで天聴に達せられよと絶叫せしことありしも、常に沮抑せられて達することを得す。先きに兵庫開港問題の起りし時、一橋家と共に參内し、朝紳及諸藩士を會して論争徹宵、辛ふじて條約敕許を得、意見の一部を纔に達せしが征長事件のために又一頓挫を來し、遺憾遣る方なかりしならんも、今や再び外交の衝に當るに及び新將軍を輔けて右の如き開國主義の論議を天聴に達し、遂に積年の難問題たる兵庫開港事件の解決を見るに至れり。是に於てか公の宿望始めて達す。先きには征長事件に失敗し、後には滄桑の變に逢ふと雖も、人事十分の成功を望むの難きを觀念せば、公亦憾む所なかるべし。

此の上奏に就き、朝議其の可否を決する能はず。諸藩主の意見を徵すべしとて、尾張以下二十五藩主を召し、又將軍家にも尙ほ再考すべしと達せられければ、將軍家は重ねて左の如く上奏さる。

兵庫開港條約履行の儀に付、過日見込の儀建言仕候處、右は重大の事件被對先朝候ても難被及御沙汰筋に付、尙早々諸藩見込をも被聞召候間、篤と再考可仕旨御沙汰の趣奉畏候。慶喜儀年來闕下に罷在先朝以來御趣意の程親敷相伺居、殊に一昨年の御沙汰も御坐候上は、開港等輒く建言可仕に無之候處、皇國の御爲利害得失勘考相盡候へば、何れにも過日建言仕候通の御義に無御坐候ては永久御國體難相立、輕重大小斟酌仕申上候次第にて、此上外に勘辨可仕様無御座、且つ一旦取極候條約變更の儀は、所詮難相叶事勢に御座候間、各國より申立候儀有之節は、過日建言の趣

意を以夫々達置候事に御座候。尤打續國事多端の折とは乍申、重大の事件に付、聊も不打捨、何と歟取計不申候ては不相濟義にも御坐候處、是迄遷延仕候今更彼是申上候段對朝廷深く恐縮の至奉存候。就ては前件の次第國家御安危の界に付、幾重にも一身に引受御断可申奉存候。右の情實篤と御承知被爲在、尙今一應被盡朝議候様仕度此段御尋に付、重て奏聞仕候。以上。

三月二十三日

慶 喜

是の時、召しに應じて京都に在る重なる藩主は、越前（松平春嶽）土佐（松平容保）宇和島（伊達宗城）の三老侯及島津侯（大隅守久光）なりしか、此の人々は屢々參内して二條關白に謁し、又登營（二條城）して將軍家及閣老と兵庫開港並に長州處分に就きて談論に及ばれたる末、五月二十二日、連署して左の書面を幕府に呈されたり。

天下の大政は公明正大の至理を盡し、時世に適當し内外緩急の辨を明に御施行無之候ては難相叶儀は勿論に御坐候處、全體不可救の今日に至る根由を推窮仕り候へば、乍憚幕府年來の御失體より醸出候。内にも殊に、防長再征の御一件より物議沸騰し、天下離叛の委に相及び候次第に御坐候。依之明白至當の筋を以て防長御處置急務たるべき段談合の上屢建言仕候儀にて、篤と退考仕候處、自ら以て曲直當否の御實跡顯はるゝと顯はれざると相拘はる事に付、虛心を以て御反察被爲在様奉願候、二件朝廷へ奏せらる旨拜承仕候得共、皇國の御安危にも關係仕候に付、是非至公

至大の道を以て私權を拔かせられ、治久の大策被爲在候様有之度、重大の事柄難默止再考の趣言上仕候。

依て將軍家は翌二十三日、參内して右の二件を奏して敕裁を請はれたり。是非を以て朝廷には夜を徹するまで評議を盡され、翌二十四日に關白より左の御沙汰を將軍家に下されたり。

長防の儀昨年上京の諸藩、當年上京の四藩等各寛大の處置可有御沙汰言上、於大樹も寛大の處置言上有之朝廷同様被思召候間、早々寛大の處置可取計事

○兵庫開港の事元來不容易殊に、先帝被爲止置候へ共、大樹無餘儀時勢言上、且諸藩建白の趣も有之、當節上京の四藩も同様申上候間、誠に不被爲得止、御差許に相成候。就ては諸事屹度取締相立可申事

然るに上京の四藩主中には、幕府が長州處分を後にして兵庫開港のみに汲々する傾向あるを不快に感じ、兵庫開港に就きては、曾て同意を表したことなしとて、頻りに苦情を鳴らせし向ありて上書して朝裁の理由を伺ひしも、朝廷は曖昧模稜の沙汰を下され、容堂侯の如きは、二十七日急に歸國の途に就きたる始末なれば、遂に其の儘にて事済みしも、此の時上京の土州藩士板垣退助等は、藩主の佐幕に傾くを見て憤慨し、薩藩の西郷吉之助等と會見し、密に同志を糾合し、討幕の師を起さんと誓約し、急に國に歸りて奔走せり。是れ薩長有志の同盟に土藩を加へたる端緒とす。

又、此の頃より洛西に屏居せる岩倉卿（中將具視）の如きも、討幕派の氣焰益々高まるを見て、王政復古の時機到来せりと爲し、中山（大納言忠能）中御門（中納言經之）の兩卿を語らひ、窃に討幕の計策を畫し、薩藩の小松（帶刀）西郷、大久保の諸氏をして島津侯（久光）を説かしめ、侯は亦其の藩邸に潜伏せる長藩の山縣狂介（有朋）品川彌次郎を歸國せしめて内意を通じ、尋で西郷大久保二氏も亦長州に到り、木戸準一郎（孝允）廣澤兵介（眞臣）等と會見して、討幕の議を決し且藝藩の辻將曹、植田乙次郎等を語らひ、遂に三藩合議の要目を定めて三卿に呈するに至れり。

幕府のために斯かる禍機の伏在せることは暫く措き、是れより先き、公は屢々兵庫に出張して地勢を相し、又外人と應接して居留地を開く事を議し、四月十三日に板倉、稻葉兩閥老と連署せる左の書簡を英國公使に贈り、兵庫、大坂居留地の制を定めたり。

尋て、此の月外國公使接待の禮式を定む。

五月二十四日、兵庫開港敕許の下るや幾ばくもなく、公は京都に於て外國事務總裁を命ぜらる。是に於て從來紛糾を累ねたる難題も全く解決したれば、二十九日大坂を發し、兵庫を巡檢し、同所より奇捷丸に駕し、六月三日江戸に歸らる。

此の時老中御用番を履し、總裁を置き政務を分擔せしむること左の如し。

御國內事務總裁 稲葉美濃守

| | |
|--------|--------|
| 會計總裁 | 松平周防守 |
| 外國事務總裁 | 小笠原壹岐守 |
| 陸軍總裁 | 松平縫殿頭 |
| 海軍總裁 | 稻葉兵部大輔 |

〔編者曰く〕 報效志士人名錄中板倉勝静の傳を見るに、慶應三年丁卯五月幕府會計總裁となるとあり。會計總裁は舊稱御勝手御用掛の劇職なれば、前章に述ぶるが如く板倉侯の分擔に歸するを當然とす。故に人名錄に記する所確實なるべし。

然れども侯は常に將軍に従うて京都に居れば、別に主任を置かざるを得ず。故に一時は公をして兼ねしめたるも、外交事務の次第に繁劇を加ふるがために、此の分擔を定むるに臨み、更に松平侯をして代らしめたるものなるべし。

六月六日、公は幕府を代表し、外國貿易獎勵の旨意を以て左の如く國內に達す。
来る十二月七日より兵庫開港、江戸並大坂市中へも貿易のため外國人居留致し候筈に付、諸國の產物手廣に搬運勝手に可逐商賣もの也。
右の趣御領私領寺社領共不洩様可觸知候。

六月

此の達しに對し、英國公使は公に左の書を寄せて謝意を表す。
以書翰申進候。然者來る十二月七日より外國交易の爲兵庫開港並江戸、大坂兩都開市可有之に付、

諸國の產物手廣に運送勝手に可逐商賣旨、貴國中へ不殘大君政府より被觸候布告の寫被差添候手簡致落手候。其好意大に満足致し、早速本國政府へ申達候。右布告の儀は當大君に於て外國と貴國と取結し、條約を急度踐行候御心組の實跡と存候。且又本月十七日平山圖書頭殿へ面接の砌承候へば、今般御所より被仰出候書附にも、貴國皇帝陛下右直實なる良策に同意被遊、候も多半同意有之證據御坐候旨、相聞甚だ喜悅する所に候。國中一體の約諾無相違踐行はれざれば、國の威光安全繁榮も長く有るべからざる事は諸侯も不殘能く知る所と存候。拜具謹言。

慶應三年丁卯六月二十一日

ハリエスバルケス

小笠原壹岐守殿

今や江戸に於ては内治に大變事なく、外交事件も斯く穩かにして、唯財務の局に當れるものが内帑窮乏、用度支へざるには窃に心を痛めしが、樂觀者は之をも一時の變象と看做し、此の小康時間に益々貿易を獎勵し、陸海軍を訓練して富強の實を擧げば、往時の全盛に復すること近きにあらんと、前途の有望を夢みしならんも、關西地方の低氣壓は時々刻々に近づき来る模様にして、百日を経るか經ぬ間に暴風雨を起し、大政返上の如き大變動に逢はんとは神ならぬ身の誰か豫知することを得ん。人事の變轉禍福は眞に思議すべからざるなり。

八月〇日、兵庫開港商社設立に依り、融通のため楮幣を發行すべき旨を達す。幕府の世、各藩中

には紙幣を發行して其領内に通用せしめしものあるも、幕府は絶えて紙幣を發行せざりしが、茲に至りて商社のために楮幣を發行すべしと達したるは、亦西洋諸國の制度に倣ひて新法を布きしなり。

九月二十八日、幕府は稻葉閣老（美濃守）をして左の辭令を交付せしむ。

小笠原壹岐守

向後御役料者不被下御役金壹萬兩被下候旨被仰出候。尤當卯年は右の三分下被下來辰年より三月、六月、九月、十二月四度に被下候事

從來幕府を始め列藩皆な士人の秩祿諸司の俸給は、米穀を給するを以て目的となす。故に持高、役高の區別を立て、持高は世襲するもの、役高は勤役中に給するものとし、持高なきものには役高の全額を給し、持高あるも役高に満たざるものには其の不足額を給するを例とす。而して小祿のものには間々金額を補給することありしも、公の如き巨額の役料（三萬俵）を給するものに、全部金額に代へて給する如きは創制とす。是亦西洋の制度に倣うて、明治政府に傳へし官吏給金の發端とす。

十月十四日、大將軍京都に於て上表して政權返上を乞ふ。其文に曰く。

皇國時運の沿革を考へ候に、昔王綱紐を解き、相家權を執り保平の亂、政權武門に移てより祖宗に至り、更に寵眷を蒙り二百有餘年、子孫相受臣其職を奉すと雖、政刑當を失ふこと不少、今日

の形勢に至り候も、畢竟薄徳の所致不堪懼候。況や當今外國の交際日に盛なるに由り、愈朝權一途に出で不申候ては、綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉歸、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力共に、皇國を保護仕候へば、必海外萬國と可並立候。慶喜國家に所盡是に不過と奉存候。乍去猶見込の儀も有之候へば可申聞旨諸侯へ相達罪候。依之此段謹而奏聞仕候。以上。

十月十四日

慶

喜

翌十五日、朝廷は其の乞ひを容れ、左の如く沙汰せらる。

祖宗以來御委任厚御依頼被爲在候得共、方今宇内の形勢を考察し建白の旨趣尤に被思召候間、被聞食候。尙天下と共に同心盡力を致し、皇國を維持し可奉安宸襟御沙汰候事

更に又、

大事件外夷一條は、盡衆議其外諸大名伺被仰出等は朝廷於兩役取扱、自餘の儀者召之諸侯上京の上、御決定可有之夫迄の處支配地市中取締等者先是迄の通にて追て可及御沙汰候事
是の日を以て政權は皇室に復し、維新の基業は開かれぬ。億兆の臣民は其の主義の如何に拘はらず、齊しく千載一遇の美事として長く記憶に存すべく、誰か又此の間に成敗得失の論を容るゝものあるや。

抑々大政返上の事たる、突然今日に發生せるにあらず、初め新將軍が宗家を繼がれし時に當りて既に其の議を唱ふるものあり、將軍の意も亦之に傾けり。然れども其の時は之に反対するものの氣焰熾んにして、撲ち滅すこともあらざれば、遂に將軍職に就かれたれども、時勢は往時の如く武家專制を許さず。加ふるに公武列藩の間は益々杆格支吾するのみにして、舉國一致外國に當るが如きは到底望むべからず。是を以て佐幕派中の有力者なる容堂侯すら政權返上の議を建白し、且つ藩士後藤象次郎等をして、切に將軍を説かしめたれば、將軍も斷然意を決して此の舉に及びしなり。

慶長八年二月〇日、徳川家康に征夷大將軍の宣旨を賜はりしより、世を累ぬること十五代、歲を閏すること二百六十五年にして、爰に全く終局を告ぐ。然れども將軍及幕府諸司の深意は、今や將軍職を解きたる上は、祖先以來列侯を臣僕の如く頤使せし權威は到底保つべからずとするも、列侯會議の結果復た推戴せられて盟主の地位に立ち、齊桓晋文として數十年に餘命を保たんことを期したるも、惜むらくは自ら一步を譲れるを以て、討幕派の京紳及薩藩等は此の機乘すべしとなし、小松、西郷、大久保の三士は討幕の密敕を受け、十七日京師を發して、二十一日長州三田尻に寄航し、其の藩の有志と會議し、二十六日鹿兒島に着し、公武合體派の反対するにも拘はらず、兵を率ゐて再び西上し、長藩も亦來り應じて伏見の變を激成し、王政復古の實迹を見るに至れり。大機の轉換は眞に一瞬息の間に在りと謂ふべし。或は大政返上を以て征長失敗の結果なりと論すれども、

是れ思はざるの甚しきなり。若し幕府をして當時外交の壓迫を受け、國內の一統を謀るの必要なからしめ、一意專心に薩長と雌雄を決することを得せしめば、假令一時の蹉跌を受けたりとするも、尙ほ京坂の間には幕府と存亡を共にせんと欲する會、桑、大垣等の強兵あり。又幕府と一體の親誼を存する紀州の如き雄藩は大坂と密邇せり。故に海陸二軍を要害の地に配置し、長命懸軍の疲兵を邀へ撃たば、其の勝敗の數は逆め知るべきのみ。後日偶發せる伏見の一敗を觀て幕僚人なく、幕兵勇なし。是を以て幕府の敗れしを證するに足るといふも、亦克く當時の形勢を察せざるなり。

要するに、大政返上のために公等の施設せる外國貿易等の事業は、幕府の手を離るも明治政府に引き續がれて着々進歩し、今日の隆運に達す。其の收穫の利益を受くる者安んぞ開墾者の功勞を沒却することを得んや。嗚呼、幕府としての徳川の末流も是の日全く涸れぬ。是れより公の事を記するも亦殘泡餘沫に過ぎざるなり。

先きに兵庫開港に付、商社設立の命を發するや、貿易の區域を限制すと誤解するものあり。故に幕府は十月公の名を以て左の如き諭達を發す。

此度兵庫御開港に付ては、交易筋彌盛大に可相成ため商社御取建相成候處、商社の外は直取引難出來様存候者も有之哉に相聞候。右者心取違の事に候間商賣を遂度者共は神奈川、長崎、函館同様勝手次第取引可致候。

右諭達の事を各國公使に通告するや、英國公使は書を公に寄せて其の疑義を質問す。

千八百六十七年十一月二十一日江戸英國公使館

本月六日附小笠原壹岐守閣下の貴翰を謹て落手せり。右書に政府より兵庫に於て商社の取建は日本諸人勝手に賣買するに於て故障あるまじき旨を述たる觸書を添たり。

此書に依て日本人右商社を忌嫌へるの心も自ら消すべしと思へり。されど余右商社は何等の目的にて取建ありし哉、如何なる人々より成りし哉を知らず。閣下此等の事を委曲に告知し給はば幸甚なり。恐惶敬白。

特派公使全權ミニストル

ハーリー・バーグス

〔編者曰く〕本書の年號に西暦を用ひしは當然にして、月日も亦西暦に據るべき筈なるに、然らざるは譯者が改めたるものなるべし。

公は乃ち左の答書を贈る。

グレートダーラニヤ
大貌利太泥特派公使全權ミニストル兼コンシユルゼネラルエキセレンシシエルハリエスバ
ルケスケシビえ

貴國第十一月二十一日附貴翰並和文とも落手披見致候。兵庫商社取立候主意並右商社組合は如何

なる者に候哉委細御承知被成度段候申越之趣承知致候。右商社之義は其前も差進候觸面に有之候通り、外國貿易を盛大にせんが爲めて他之主意有之候義には無之、且商社身分の義は兵庫、大坂居住の商人にて即別紙名前の者に有之候。此段貴答如是候。拜具謹言。

(別紙人名略之)

慶應三年丁卯十一月二十四日

小笠原壹岐守花押

〔編者曰く〕本書の月日も貴國第十一月二十一日とあれば、先方に贈りたるものは西暦を用ひたるべきれども、扣は邦暦に改めたるものならん。

十二月九日、朝廷は左の如く王政復古の布告を發して、攝閣以下の諸司を廢し、總裁、議定、參與の三職を置き萬機を親裁さる。

徳川内府從前御委任大政返上、將軍職辭退の兩條今般斷然被聞召候。抑々癸丑以來未曾有之國難先帝頻年被惱宸襟候御次第、衆庶之所知に候。依之被決叢慮王政復古、國威挽回之御基本被爲立度候間、自今攝關幕府等廢絶、即今總裁、議定、參與の三職を置れ、萬機可被爲行諸事、神武創業の始に原き、縉神武辨堂上地下の別なく、至當の公議を竭し、天下と休戚を同く可被遊叢慮に付、各勉勵舊來驕惰の汚習を洗ひ、盡忠報國の誠を以て可致奉行候事。

一、内覽勅問御人數、國事御用掛、議奏、武家、傳奏、守護職、所司代總て被廢候事
一、三職人體

總裁 有栖川宮

議定

仁和寺宮 山階宮 中山前大納言 正親町三條前大納言 中御門中納言 尾張

大納言

越前宰相 安藝小將 土佐小將 薩摩小將

參與

大原宰相 萬里小路右大辨宰相 長谷三位 岩倉前中將 橋本小將 尾張三人

越前三人

薩藩三人 土藩三人 藝藩三人

大政官始追々可被爲興候間、其旨可心得居候事

一、朝廷禮式追々御改正可被爲在候得共、先攝錄門流の儀被止候事

一、舊弊御一洗に付、言語の道致洞開候間、見込有之向は貴賤に不拘無忌憚可致讐言、且人材登用第一の御急務に候故、心當の仁有之候はゞ早々言上可有之事

一、近年物價格外に騰貴、如何ともすべからざる勢、富者は益富を累ね、貧者は益窘急に至り候趣、畢竟政令不正より所致、民は王者の大寶、百事御一新の折柄旁被惱宸衷候。智謀遠識救弊の策有之候はゞ無誰彼可申出事

一、和宮御方先年關東へ降嫁被爲在候得共、其後將軍薨去且先帝攘夷成功の叢慮より被爲許處始

終奸吏の詐謀に出で、御無詮の上は旁一日も早く御還京被爲促度、近日御迎公卿被差立候間其旨心得可居候事

此の大號令の煥發は明治政史の發端にして、之に伴ふ事件は固より、國史に炳然たれば肯て私乘に記するを要せず。

此の月江戸の薩摩藩邸(在リニ) 浮浪の徒屯集し府内を騒擾す。幕史奇禍の激發することを憚り、其の處分を遲疑す。公斷して追捕の命を下し、○日庄内藩(酒井左衛門尉忠篤)の兵を遣して斬獲焚亡せしむ。

慶應四年戊辰正月三日、慶喜公大坂城に在り、闕下に奏する所あらんと欲し、兵を率ゐて會、桑二藩を先驅とし京師に入らんとす。薩長及土藩等の兵と鳥羽伏見に戦つて敗退し、六日夜に乘じて大坂を發し、海路江戸に歸る。會、桑兩侯及び板倉閣老等之に從ふ。官兵陸路追討す。公主戰論を唱ふ。議容れられず。

二月七日、左の辭表を呈す。

謹而奉申上候。私儀不肖蒙昧の身を以て至重の御役蒙仰勤罷在候處、近來多病と相成氣力衰耗、精神も恍惚と仕耳目共に疎く、健忘追日甚敷種々攝養の道をも相盡候得共、何分復全仕兼候。斯至難の時節と相成候ては、從來不行届勝而已ならず、其上右様病衰仕候ては、逆も相勸兼候間、

何卒以高大之御仁恕御役免被成下候様、偏に御執成の程奉懇切願候。
同月十日、職を免ぜらる。同時に佐州公の名義を以て、病氣廢嫡厄介に爲したき旨出願聞届けらる。

〔編者曰く〕廢嫡頃の日附を家譜には二月六日とし、辭表の日附と前後する疑ひあるも、當時混亂の際記録も亦紛淆せしものならん。

是れより後、公は先代の遺民として天下の治亂に關係なく、一時朝敵の餘類と看做され、東北地方に韜晦す。後東京に歸りて潜匿し、明治五年七月青天白日の身と爲り、九年十一月復た位記を賜はる。是れより韜晦前後及び晩年の事蹟を略記し、以て公の一生の経歴を完結せん。

近の大坂の火事は、その原因として、火薬の誤用が挙げられる。

近頃の火事は、多くは、火薬の誤用によるものである。火薬の誤用は、火薬の誤用によるものである。

近頃の火事は、多くは、火薬の誤用によるものである。火薬の誤用は、火薬の誤用によるものである。

近頃の火事は、

第九編 蝦夷地韜晦の卷(天)

東大謙
題表號詩刻の卷天

蝦夷地韜晦の巻 (天)

舊封棚倉城下に向ふ

奥羽列藩同盟の動き

越後諸藩の形勢展望

輪王寺宮も陸奥入り

官軍に會津征討の命

公、各藩の間に善處

公既に退職し、又廢嫡となりしかば、曾て住み慣れし深川高橋の別邸に屏居して夢棲と號し、五十年間の浮生をば黃梁一炊の夢と觀て山林に遁棲し、風月を友として優游餘年を送らんと欲するも、複雜なる世綱は其の身に纏繞して、遂に脱出するを得しめす。在藩の士民は上國の變を聞き、公の安危を憂ふる餘り、急に故國に迎へんと欲し、倉皇東上して切に西歸を勧むるものあり。舊幕臣の中にも舊將軍の恭順に歎らすして、公と去就を共にせんと欲し、舉動に注目するもの多し。

公は此の間に立つて孰れを取らんとするか、進んで徳川氏の文天祥たるべきか、大義名分の犯すべからざるのみならず、主と仰ぐ舊將軍の決意は回すべからず。退いて藩に歸らんか、新政府は藩主に公を捕へて差出すか、或は腹を割かしめよと嚴命せしといふ流説あり。假令皇澤天の如く、其の罪なきを察して寛容せられんも、裏には勅旨を體し、幕命を奉じ、征長の衝に當りし身を以て、

いかでか西海の一隅に蟄伏し、今は反りて廟議に參し、生殺の權を執る長人等に對して、首を低れ尾を掉るに忍びんや。

もし一朝事の齟齬するときは、徒に累を家國と父君とに及ぼすのみ。是に於てか暫く、舊封棚倉の僻地に韜晦して、時勢の變を觀んと決し、三月三日侍臣十數人を率ゐ、夜に乘じて高橋の邸を逃れ出でぬ。されどもまた豫期に反して安居するを得ず。東奥北蝦の間を播越すること一歳餘にして再び東京に歸りて潜伏せしは他なし、隱遁の際、會津籠城、列藩連衡、及び幕臣脱艦等の事あるに會し、其の渦中に投ぜざるを得ざるを得ざる勢に迫られ、一時抗命の罪を犯すの已むなきに至りたればなり。公の行路も亦難いかな。

〔編者曰く〕公が韜晦中のすさびに成る『夢のかごと』と題する記事は、其の間の消息を知るに最も適切にして、別に拙文を綴るの用なきを以て、之を經となし、侍臣堀川慎(始め尾崎和一郎と稱す)の日記『簿曆』と題するものを轉となし、參互錯綜して間々註疏を加へ、以て新暦中の傳記に換へ、且當時東北方面に於ける形勢の一端を知るに便ならしむ。されども慎は主として會計の事を扱へり。故に『簿曆』と名けし如く、其の記する所多くは金錢の出納に涉るを以て、是れ等の事は總て削除し、從者の動靜に關する瑣事も亦概ね省略せり。且つ行伍の間草率に記する所なるを以て難解の字句頗る多きも、傳記の本旨は眞相を存するにあるを以て、這は妄りに修正を加へざるなり。

夢のかごと

大君の召によりて、おのれが宮つかへせしは、いぬる文久の壬戌といふとしの秋なりけり。身の不

肖をかへり見て、ひたぶる辭したれども、みゆるしのなきまゝに、せんすべなく側近うつかうまつり、七年のほし霜をぞ過したる。そが中にくさ／＼の重き仰ごと蒙りたれど、もとよりおろかなるさがにしあなれば、いさゝかのいさをしだになきまゝに、いとゞおそれかしこみてぞる。此頃さまのことうちつゞきて、世の有さまもいといたうかはりもてもて行く紅のからまれるごとく、事の多きこと靖といふむしのあつまれるが如し。つねなればみとせよとせに、やう／＼ひとつもあるべうおぼえたるほどの事の、ひと日によつもいつゝもいでくるばかりにぞ有る。

おのれのおろかなるをのみ、かこちてこうじはてゝありけるに、去年の睦月のはじめに、俄に事こそいできたれ、西に東にはせちがひ、いみじうものうき世の中となりて、天つちもくだけやすらんと、いとおそろしからんには、猶さら徳うすくざえみじかきものなどの、ものすべきにあらず、まいて、つよきいたつきにまつはれ、やみさらばいたる身などは、いふもさらなり。

そを知りつゝ重き勧めせんはくるしきわざになん。もとより皇國みさきのさちならず、かつは賢路さかみちをさまたぐるとやいはまし。よりてその心をつばらにきこえあげて、つかへを辭したりしに、大君もせちなる情を憐みて、とみにゆるさせ給ひしは、いとも／＼うれしくかしこかりける事にこそ。おのれがそのやしなひ子となれるは、安政のよつといふとしの、秋の半過る頃なりけり。その仰をかしこみて住なれたる絹川の庵を立てるとて

おもうことえとげばまたも歸りこむ

わするな園の松も紅葉も

となんおもひつゞけし。仰をかしこみて閑曾の側近く参れるこゝろは、みじかくこそあんなれ、さえのかぎりをのばへつくして、君を堯舜にするなんとは、をこにかたはらいたきわざにしななれば、のぞむべき何かはあはれ、家をもおこし、かぞいろをもあらはさばやと人にこそいはね、ひそかに心のうちにぞ誓ひたる。

今こゝろしづかにこしかたをかへり見れば、これぞ思ふこともなし。されば行末をかうがへても、かくこそといふ目あてもあらず。かにもかくにも、さがのおろかに、さえの短きばかりくるしきものはあらじかし。

詩や歌の心にはそむくとも、もとの庵に立かへり、うき世をよそにすみなさばやと思ふ心のせぢなるを、ひそかに閑曾にきこえあげしに、心のまゝせよとて、公へも申して養ひ子の名をのぞき給はれしは、こぞの如月の初の九日といふ日にてぞ有ける。絹川の庵に来て見れば、そこばくの年を経て園のけしきのやゝおもかはれるくまもあなれど、水のほとり近く梅の咲みだれ、柳の梢に鶯のおとづるゝさまなど、いはんかたなく中々にむかしのしのばれければ。

梅柳春は昔のはるながら

たゞやかしらに霜まだらふる

この園の春をゆかしみ歸りにき

松な柳な家をとがめぞ

このせとのなれし春さへうれしきを

昔わすれず來なくうぐひす

今よりはなれのみ友よ梅柳

うきよをしてゝ歸り來し身ぞ

家るものいとせまく、かしづく人も多からねば、よそめはものたらぬごと見ゆべかれど、さはなくして、かへりておもひしよりは、事のはかゆき、うしろやすきものぞかし。

またせばしとはいへ膝容るにはあまれるのみか、こけむす軒もおもひて、不破の關屋にあらねども、生ふるしのぶをもる道の、おぼろのかげもそぞろゆかしく、山かつの芦ふく庵あやしの賤が屋もおもひやられて、あはれふかし。

月も花もうき世の外の住居哉

やすらはざりし袖をしそ思ふ

門さして鳴鶯と花の香と

とひくる月の外をゆるさじ

おきかへて住むや草の戸露よりも

ことしげき世のあだし心を

よしあしをわくるもうしや今よりは

世を捨舟の水にまかせて

立歸る春はいそぢも近き身の

世をかんたんの夢のわび棲。

かくなん打興じつゝ、十あまりの日を送りたるに、たがしわざにや、我ことを何くれとなく、あしざまに、心になき事を、あるやうにいひなして、今よりはふつにおとづれをもせず、國のうちへも入れすなんと、かいつゞりて、すべらぎへ出したらば、そはからめとりて籠居せさせよ、またははらきらせよなど鳴神の落かゝること身ぞやんごとなよ

仰の出たるは、そもいかなることぞや、くやしくも、またかなしくこそ。
いそぎそのよし閑曾かわへいひほどかんにも、つてなしたゞあきれにあきてせんすべをしらず。とやせましかくやせましと、あんじくらしたるがさはれ、かゝるやんごとなき仰の出たるものから、吾落ちければ

妻におちるんも、いとかしこし。しばしいづこの山林へなりとも、かくれしのびてあらんには、などか、いひほどかんするをりのなからましやは。
さあらんには、をりをもて都へももうのぼり すべら皇國のみためにはかくこそなんと、かねて、

かうがへおきたる、かたはしをもつて、きこえあけば、もしや愚者の一得もあらんかと、年ごろまじらひむつびたる人々にも、よそながら、なごりををしみつゝ、心しりたる從者すくしを具して、おなじ年の彌生の初かた、絹川の庵をかしま立するに、さすがに、住なれし心とて、おぼえず涙の落ちければ

世は夢とおもひすてしをこはいかに

いかにくやしき袖の涙ぞ

一度、このまごゝろをきこえしうへは、ともかくもなきむと、落つる涙の玉ばこの、道のおくをこころざし、あじきなき世をしのぶ草、露の命をながらへば、はやいそちにも近き身の、いつか頭のかみづけに、ふりかゝりたるしもづけや、初老の坂越行て、と見れば、家のあはひ處處に、梅の愛木の咲みだれ、水の流の岩根には、桃の若枝のわか／＼と、なぐさめ顔に咲出たるも物思ふ身は中々に涙をさそふ媒とやならまし。

かたへについ居たる女の子に、こゝはなにといふ所ぞといひしに、さく山てふむまやにて、猶行先

は越堀、あし野など聞えしかば。

梅桃の春おもしろくさく山を

つかれあし野へ越堀のさと

梅の花のやゝちりがたなるを見て

ちらば人汝や恨みん心せよ

ひる過る頃、いたく吹出てさむさのたへがたきに、霞さへふりければ

籠手の上にたばしりなせそ春されど

奈須野の霞風きほふなり

かくて其つぐの日の朝まだき、那須野が原をたどるに、霜いと深くて雪の降りたるかとあやまたる。

那須野原草葉のみかは越えて行く

我もかしらにしもづけの國

行きてなべかけ越堀、あし野など打過つゝ下野と陸奥との境を越てしら坂といふ所にて
よしあし野ほどもしら坂これやこの

浮世の外のみちのくの旅

〔簿曆〕慶應戊辰三月三日、春來大殿様（佐州公）より御願立の義等有之、御廢嫡且御役御免も被爲仰蒙候處、其前於長崎臣子不可云之云々有之、上國の變唐津に傳はるや、閩藩惶惑爲す所を知らず、急使を長崎及佐賀に派し、父子の縁を絶ち、勤王の實效を奏せんと乞ひ、且つ教解を求む。幾ばくもなく佐賀老侯（閔叟）甲子、傳龍、臯月の三艦を率ゐて上京せんとし、藩領呼子港に寄泊す。（二月二十三日）佐州公出迎して旅館に招請す。會々長崎行の使より飛報あり、鎮府世子東に在るの故を以て藩主の説ひを容れず、主公急に上京して天機を伺ふに如かずと、老侯亦同行せんと勧告す。佐州公乃ち從者十五人を率ゐ、便乗して洛西大長寺（千本通り一條上る）に投宿し、謹慎して朝裁を待つ。而して途中より不虞に備ふるために會藩兵五千人を借りて警衛に充つ。（藩老鷗村忠津摩之を率ゐ）是より先き、藩士長谷川久誠（清兵衛）大坂に在り、重臣と假稱し上京して天機を伺ふ。朝廷世子をして諱を關下に待たしむべしと命ず。久誠乃ち東下して公の西上を勧説す。公之を却け、遂に東北に船晦す。久誠事を誤るを謝し自殺を謀りしも死せざるを得たり。是れ三月七日の事にして、公の遁走に後ること四日なり。「かごと」に「國のうちへも入れずなんとかいつゞりてすべらぎへ出したれば、そはからめとりて籠居せさせよまたはらきらせよなど」と云々。『簿曆』に「其前於長崎臣子不可云之云々有之」とあるは、皆此の間の消息を述べたるものなれど、東西隔絶せるために、意思のよく疏通せざりし點なきを保たず。且つ函館邊迄勅使迎來（公考）を西館府知事に任じて蝦夷を撫撫せしめたるを傳聞し、東北地方も既に勅使を迎へて敵となれりと云ふ意なるべし。又如何様之事生候も難計、因之御沙汰の旨御遵奉御歸國被遊候に付、御供被仰付候面々左の如し。

西脇源六郎（變名大西玄蕃）米溪彦作（變名丹羽驥三郎後に新井常保と改む）野邊小作（變名鬼々大作）中澤格太（變名上野力）市橋秀松（變名高橋恭輔）佐久間銀太郎（變名土岐善次郎）前場喜司馬（變名川勝謙二郎）山久知文次郎（變名田山久吉）白井勇（變名前尾崎和一郎後堀川慎と改む。本篇の記者なり。）高仲重次郎（變名天野重郎）山峰岸次郎（變名曲淵一郎左衛門）水野忠右衛門（變名友枝茂助）多賀男也（變名福與男也）同權太郎（變名多岡太郎）西脇乾三郎（變名小西田造）吉倉辯三郎（變名高倉三郎）

夜八時過無御滯御出門、高橋際より御乗船御乗込は山田旦那(公は山田實
藏と變稱す) 大野(始め又七郎、後右仲と
稱す。變名松川精一) 中澤、前場、自分、僕幸次郎(小林孝次郎の事)横濱行と號し、因循に付永久橋より御上陸、夫より永代橋際佐賀町河岸より又乗船、此時既に拂曉 同四日八時頃、三谷堀へ着、爰にて又替船、九時半頃千住大橋際へ着す。夫より御駕へ被爲召白川定宿伊勢屋甚兵衛方へ休憩す。然る處木た 高松太吉子(白川の人にして案内者なり) にも不來云々相談有之、其内に來る。又荷一船也午後に着、八時頃不殘出立す。爰は繼立不間に合、西脇、水野、高仲は残り、夕刻草加宿鶴萱屋新吾右衛門方へ御止宿に相成る。同五日、三日落墨夜六時より御城へ御使に出で、一翁公(大久保忠寛)淺野作州公へ於鴈之間謁見、御國行云々之義申上候。朝七時出發越ヶ谷、柏壁御晝、幸手御止宿苦屋傳右衛門方也。

夜に入り馬荷其外の人々無事着す。同六日、今曉六時出立、栗橋御闢所病人の體にて乘輿格別無故障泊り小金井藤屋卯右衛門方 同七日五時半出發、殿を致す。喜連川に至り泊る。同八日朝四時半宿屋出發葦野泊り宇須井。此處より高松太吉君先へ御城下(白川)へ早追にて行き、夫々手繰致し吳候積り、明早朝又來る筈也。千住以來日々會藩庄内(藩主酒井左衛門尉)柴田(新發田なり、藩主溢口伯耆守)等數十人同行、皆家内共引越荷物諸驛に留滞する者多し。

同九日朝九時頃高松氏歸來、御手繩の由申上、十時頃御出發、白坂にて御晝、四時過白川城下元

町山形屋萬兵衛方へ着す。白川は元治二年六月、阿部氏棚倉へ轉封されたる後は幕府の直轄となり、塙代官所に於て支配せり 長谷川林右衛門殿來り、謁見諸事御咄し有之、御酒等被下、同十日、今朝は會藩餘程出立の由、此地に手代木直右衛門、西郷頼母、小野權之丞君(三人は會藩の重臣なり) 滞留の由。右は高松氏に逢ひ度き由申込有之候由、今朝上の山公(松山城守信庸を指す) 奥様(佐州公の次女) も御通行可有之し 同十一日夜半前、高松氏、長谷川林右衛門氏来る。此地は奥州街道人目にも觸れ易き處ゆへ、棚倉へ移り可然、夫には御舊領の事且つ野中治郎左衛門は彼地の豪商ゆへ、夫へ一先御移りの積りに長谷川談じ參り候由、右に付明朝御出立の事、申定む荷物は一切長谷川の假宅へ預け、便宜次第野中氏へ廻し来る筈也。今夜中に預け荷物は長谷川氏へ送る。右は人夫を不使悉く總人數にて致したり。

棚倉てふ所は、我もとの國にして代々の墓所などもあるものから、世をしのぶには、たよりよかんめれど、そをこゝろざし白川の町中より、右の道へとあゆみをはこびて、日のくるゝころ、棚倉なる野中某が家にやどかりて、まがきをはなるゝ事、遠くもあらぬ所にて、人のゆきゝもさはなれば忍ぶにたよりあしかりけり。

〔筆暦〕 同十二日朝四時頃出發、丹羽氏、曲淵氏は兼て江戸行被命居事故、今朝共に出立門前より左右に別れたり。高松氏は金山通り、長谷川氏は釜之子通り、兩道に別れ棚倉に到る。金山通

りに先生、上野、自分、幸次郎一連、又一組は山久知、市橋、前場、小西、大西、少しく後より来る。金山宿にて晝支度致し、其先の村より馬二疋を雇ひ行く。夜に入り棚倉城下に入る。其前に餘り遅くなりし故、先着の者迎へに來り、城下口へは野中主人出迎へ居り、道案内致し吳れ、十時前頃野中氏へ着す。酒肴入湯等用意致し吳たり。途中高松氏より種々呴しの大略は、隠黨主黨有之、此度の事は隠黨の人々呑込みの事にて三數人に不過、よし夫には御國替云々の次第も有之、隠君の思通りは諸事難徴、夫故表立ては御介抱申上がたく、併し決して是より御手放しと申には無之、只一藩不一定の人情故、主黨より夫を暴露するに至ては、夫迄の事故○○なき様に何處までも致し度に付、是よりは野中へ依託御居所等も逐一談じ、彼のいふ處に從ひ、可然旨呴し有之、白川より棚倉へ貶封せられ族美作守正静家を襲ぐ。書中隠黨と稱するは即ち隠居に黨するものにして、主黨と稱するは當主に黨するものなり。隠居豊州は嘗て公と同僚にして、其の境遇もやゝ似たるを以て、同病相憐む情あるも、作州の一派は向背に惑ふの時にして、公を封内に潜匿せしめば、不測の禍に逢ふを畏る。是れ公を待つに親疎の別ある所以なり。棚倉藩の先代阿部豊後守正外は、間老奉職中兵庫開港談判に關し朝議を蒙りて職を解かれ、跡で隠居豊州を命じ、

同十三日、昨夜市中にて此方の風俗を見咎め怪者有之、是は茫と答て過ぎし、又友枝連も右の通りの由、城中の風聞には會人水戸へ行きしといふ説の由、長谷川委細取計ひ無事済みたる由。爰より五里ばかり有之湯岐と申す處は、温泉場にて深山の内故人跡も少く、一先其處へ御移り可然由、右に付川勝氏、天野氏場所見物へ行く。主人は今日君公御着藩主江戸より歸にて御城下へ出る由、夜に入り歸宅、至て幽僻可然處の由、愈々明早朝出立の事に相定む。今夜は主人並に怜寛

次郎を召出し、時計、眼鏡、筆墨等御手より賜り酒肴杯被下、且つ直に大略成り來りし處、御直に御云含め有之し由感泣のよし也。珍書晝軸出し入御覽、正宗、國宗の書簡刀劍の誤記ならん。長恭公は公の曾祖父にして、長國公より六代前に當る。光圀公の御書簡、長隆公七代前に當る。遠州掛川より棚倉に移封されし君なり。長堯公公の祖父にして、長國公より六代前に當る。の御書其他種々有之、湯場見分の二人は四ツ過に歸宅す。

とみにこゝを立て、五里あまり南なる湯岐てふ所にやどりをもとめ、そが處の出湯いでのゆあわに浴などしつつ、二日三日を送るに、こゝは山の中なる片田舎にて、家居もすくなく、物たらぬこと多けれど、行かふ人も、ともしぐれて、いと、たよりのよきまゝに、やをら、こゝになんおちるにける。

うしやとも思はで住めば都にも

あはれはまさるうぐひすの聲

〔簿曆〕十四日朝五時半御發足、御同行は自分、田山、鬼々、小林五人、兩掛一荷を馬荷に致し、乘掛けにて行く。川上にて小休「そば」など催し、寺山村よりの馬を戻し、酒代など遣す。爰より又馬を雇ひ、荷を附け、乗掛けなし進む。午後一時湯岐へ着、寺山よりの書を投じ、御殿を借り、上段中の間は、二座敷へ五人にて借り切り、今日は一切勝手賄に頼む。

御預り金配當の扣 總高五千五拾兩

内千四百兩 友枝、大西、丹羽、田山、土岐、高橋、川勝、鬼々、上野、小西、高倉、福
與、天野、白井各二包づゝを帶ぶ。

内九百兩 大西、川勝、上野、鬼々、高倉、白井各三包づゝを帶ぶ。

内一筐 野中氏へ託す。 内一筐半 田山、小西に託す。 内五包 友枝氏に託す。 内五
包 先生帶着。 内貳拾金 小西、田山に託す。 内五金 大西氏に託す。 内廿五金 白
井預り。 内五十金 道中天野に渡す。 内五十金 天野、曲淵に渡す。

右現に封を不解分四千八百五十金、餘二百金は圈點の處へ散す。

今以て後來の連不來。如何致したる譯哉甚不解。定めて府内出立頃の儘にて出る機なきと見ゆ。

江戸出發後十日餘を経るも、追蹤の内諱あるもの來らざるを怪むなり。 同十五日、此地は暮春なれども未だ正月上旬頃の季候。花開くを見、朝夕鶯語の聲を聞き、甚だ幽雅なり。昨日水戸の脱走人は百人許りニカウ泊り。

片田舎のくせとて、こゝらわたりのことすら、たやすくは、耳にいらぬものから、まいて、あづまのおとづれなどは、夢にだも、よしのなければ、おもひわづらひて

軒におふる柏のかれ葉そよぐなり

都の風の音づれもがな

此ごろは、春雨うちつゞきて、いと、しめやかなり。

春雨に出湯の烟立ちきほふ

烟か雨かあめかけぶりか

春雨のふる葉うちしめる夕ぐれは

柏に風の音もたえけり

岫霧林烟頻斷魂。黃昏況是雨霏天。山居春盡春不到。計寫憂空懶眠。

〔筆曆〕 同二十四日、田山氏と談せしに、白川にては實報も疎にして宇都宮不行ば江戸の形勢も難知。此兩三日中には丹羽、曲淵、二人は先に探聞のた。或は其他の者も音信可有之、其後の事に可致決し置しに、命ありて夫は兎もあれ、爰にては一話を繰返すばかり、虚實は兎もあれ、白川或は石川ボバタ邊に到りなば、又新聞も可有之厭費は第一なれども、爰にて食するも脇にて飲するも一日だけの事にて、必用の義、其邊を體して今二三人は可出旨なり。右に付鬼々、高倉氏野中へ到り、夫より白川に行く手筈になし置きたり。一人一日一方半位 同二十五日早晝にて鬼々、高倉氏出發す。今日は水戸の天狗黨千二百人ばかり戸塚イカウ泊りにて棚倉を通行致す由、定めて書生黨を逐ふ事と見ゆ。

かくて十あまりの日をふるに、さはる事出來にければ、またしもや、こゝを立出でゝ、北をさして

行くほどに、こゝかしこ、櫻桃咲きみだれたるを見て、

こゝの桃かしこの桜またさきは

とほくかれすやはるの旅ひと

〔簿曆〕 同二十七日三時、鬼々氏、丹羽氏同行歸來。右は昨日金山を越し候頃、大野(右仲)は、是は松川精一と改名。曲淵三人の来るに出逢ひ、白川は天狗黨にて雜沓、例ひ行くとも無益なるべしと、夫より直に引返し、金山に一泊せし由。松川、曲淵は跡より来るよし。丹羽氏と久振にて一盃を酌む。二十二日出立の由。其頃には錦旗黨、東海道板橋の人數繰り込み候よし。其人市中徘徊する者許多有之候由、薩の西郷吉之助、勝房州と應接七ヶ條の内、談有之其整べき様子の由、大君恭順の御誠意も相徹し、意外輕く相濟むべきかの由、十五日討入の期も延期に相成り、西郷大總督府まで上り伺ひし由。旗下には奮發の徒も有之、大久保豊州、岩田織部正、公其他七八黨唱義御開城の日を以て起兵の由。江戸市中十日前後は荷物運轉の騒ぎ有之今は先靜居る由。

夜八時頃、松川氏、曲淵氏、高倉氏に伴はれ來着、談説同前。

明朝御出立の説及不服説。松川は先に公を千住まで送り、引返して江戸に滞留し、世上の形勢を観察せり。且つ從來會津藩中に親交あるを以て、會津篠城の決意を確め來りて投會を主唱し、急に出發を促ししも公の本意に違ふを以て、公は遂に其の議を容れず、從臣中にも反対を説くものあり、互に辯難して談容易に決せず、故に筆者は未了の語を用ひしものならん。 同二十八日、今朝御出發の議未定

に付、松川昨日來り候節、猫唱の一連は今日出發、明日釜の子にて御待合可申手筈に相定め置し爲め、己、丹羽寺山へ行く。猫唱の二字分明ならず、察するに、投會反対者は、君臣共に自立自營の計を立てずして斯く云ふ。會津の寄客となるは、恰も猫が人の家に伺はるゝが如しとなし、投會説を唱道するものひしならんか。

午前一先此地御引拂、寺山へ御出、其上田山矢吹迄探索に行きし模様に依り、投會なり。同二十九日、曲淵氏若殿様御一事の事建議有之、且自分は先、會は決未と云議、殘の御一決定に付、今日は御逗留遊ばざるゝ事の念、朝飯後直に曲淵と同行、寺山へ行く。此の一段の文意明の記事に就いて考れば、今度江戸より歸り來れる曲淵の説に、藩主は少公の身上の事に就き建白せられたることなれば、或は不日寛大の恩典に接すべし。故に自分は之を待つを急先とし、投會は萬已むを得ざる時に臨んで決すべき結果の手段と云ふ議論なり。公の意も亦其の報を確めたる後、残れる一手段、即ち投會に決せんと欲し、今日寺山に逗留せらるゝ事故、御發途前に尙ほも意見を述べんと思ひ、急ぎ朝食を喫し、曲淵を伴うて寺山へ行くと云ふ意なるべし。四時頃寺山へ到り見しに、先生は既に今朝御出發、白川湯本へ御出に相成りし由、宿志晝餅可悲事。此には至りて斷然投會に決せしなり。隧道の初志に負くと雖も、萬已むことを得んや。

十里あまり行きて、白川なる湯本にいたり、こゝなん三日四日を過しぬる。

ながめやる軒の葱しのぶのしげりあひて

はるさめいく日古里の空

〔簿曆〕 四月朔日、先生には二十九日早朝野中氏を出發、矢吹御泊り、三十日湯本温泉場へ御着の由。然る處其道是より三里有之、羽黒宿には會より人數出張り居り、他人を通さゞる由、松川

も居られ、實を明し竟に御道入の事に到りしよし。委細は略す。同二日出發、羽鳥迄山路甚險岨なり。羽鳥關所には已に奉行より吾等通行の事通り居りたり。彼是關吏へ談判の内、白川連白川を經て來る一も丁度來る。略一同通行大平に到る。爰は會領にて嚴に關所有之、出張の軍事奉行中村善六君に面會す。荷物は、武器は古法領内へ不入事故、只荷物と號し通し候様申談整ふ。午後三時頃、湯本へ着、星野屋某方へ投宿す。

會津の郡、若松てふ所は、こゝより遠からぬほどなるに、そが所の守は、おのれがゆかりあるものから、とく若松へこよかしなんど、人していひおこせし、そがねもごろなることば、いなみがたくて、打ちつれ立ちて若松へいたりしはおなじとしの、卯月の初の七日といふ日にてぞ有ける。

〔簿曆〕同三日、松川氏より此度の事に付、手代木直右衛門君へ一書を投せし由、今夕自分來られ候由、疲勞も有之今夜は來られず松川氏行れたり。御投會は先づ御延期の恩召に付、其議可然申上置しに、此場に至りては左程自由も申しがたく、乍去何とか其道有之は可然内々申上置く。同四日手代木君來られ、先生御直に御内話有之、是は御二階、其後下にて御酒下さる。松川、大西、自分御取持に出づ。初て知已に相成り歸宅の上、御残肴一同に被下候。明朝御出立會へ御道入の事に決計不得已情なり。同五日、大雨にて野中川滿水、人馬共止り候由に付、今日も御出發

は御見合に相成りたり。同六日、田山氏不快ながら先快然の方に付、馬にて御供す。先生も御馬荷物も盡く馬合せ七疋に到る。大平にて曲淵氏に別る。用命を帶びて江戸に到るなり。是は寺山村へ立寄り、白川街道を南上する由、大平より川に添ひ、左折會に向ふ。山險あり、大平には三百人許り防禦の兵出で居る由、午一時頃馬入宿に着、關所あり。爰にて午食何れも辨當を開き、酒なども催しき。夫より本街道福良へ出、爰へ一泊の積りの處、騎兵出張場にて混雜に及ぶ事故、其先赤洲に投宿、第四時半 同七日朝八時出發。先生、田山氏は座駕にて、其他馬にて三疋は乘掛になしたり。昨日以來手代木君同行、此邊は最早會領にて、今日よりは吾等の事も知得者少く、險所三ヶ所第一尤甚し。瀧澤峠は城下を目下に見晴し、絶景可極賞、坂下にて午憩。

あづまを出でしより、そこよこゝよと、さまよひありきて、ひるはひねもす、人目をしのび、よるはすがらに、うまいもえせず、露ばかりも安き心のなかりしに、けふなんこゝちやゝおちるにける。おのれの、かりやどりせし所を、藥園となんいひける。こは所の守の遊びの坪にて、さうじのひまよりうかゞへば、花の木などあまた植ゑこめて、池には泉をたゝへ、川の流をせきかけたりと見えて、水の音のたゆる時なく、見所あげにおもほゆれど、世を忍ぶ身は、しかすがに、おそれかしこみて有ものから、たゞ、たれこめて、水の音のみ聞き居たるに、ものゝひゞき、人の聲だにえせず、うき世をはなれて、いと、ものさびたり。

しづかさやねてきゝおきて水の音

ひるはひねもす夜はよもすがら

水の音鐘のまた雨のあと

などふる里の音づれはなき

寝ればえにおくればものゝおもはれて

うゝるひまなき忘れ草哉

〔算暦〕七日の續き。御居所は御城南方の地、御藥園と唱ふる處にて、庭中甚美御殿も可なり廣し。御藥園には諫訪常吉君、御道坊主山本道沈、御醫師馬嶋瑞園君等御待受け致し居られたり。懇々の御料理にて御酒御膳下さる。其内に大野英馬、手代木直右衛門、鈴木多門、御家老萱野權兵衛御使に來られ、御酒御料理等御贈物有之、皆御前に於て御酒下されし。御家老の外餘は吾等の相手致されたり。御居間八疊、次同、斷中二疊溜、十疊、其次二十疊なり。石川榮藏氏一切御引受御世話申上候ものゝ由。同八日手代木君來らる。是は御機嫌伺ひなり。大野君も來らる。是は悅堂様御逢ひ遊ばされ度き御使の由、兩三日御断り御申の由。悦堂は肥後守容保退隣後の名稱なり。他書には祐堂と記するものあり。筆者の誤記。晝一同御酒下さる。晩食も亦然り。甚御丁寧の御取扱也。同十三日三時頃、當公若狭守（容か）

大様此近邊迄御微行遊ばされ候に付、御立寄遊ばされ候旨俄に御出、御庭より御居間へ通り、御逢有之、御土産として御菓子一箱進ぜられ候。且つ悅堂様よりは御酒二升、鶏卵五十進ぜられ候。御附大蔵俊藏、同小野權之麿君來られ、御茶に御菓等差出し、五時半頃退散に相成る。同十四日夜分、鈴木氏（多門）來られ、明後夕罷越の約を爲す。松川、自分、仙臺（藩主伊達陸奥守）米澤（藩主上杉彈正大弼）二本松（藩主丹羽左京大夫）より使來られ候由、其答に當惑のよし。且つ亦水府、新潟、一條も遙り來り居る由、庄内より仙臺への使は不一度、此方へ生死存亡可共との使は來り候由、庄藩も此の時朝敵となリし故、一面は屢使を仙藩に遣し、長岡も河合（繼之助）不相變在勤益々憤發の様子也。本文は何人の説なるや判然せざれど、前項に鈴木氏來られ云々とあるを見れば、同人の談話を記して伏見鳥羽に戦ひたる罪を宥し、舊封を余ふせしむべ。是れ未定なるを以て確答を與へ難き所以なり。同十五日諫訪君（常吉）來らる。右は昨日米澤より歸られ候由。米澤も仙臺に出し抜かれたるを怨み居り、去りながら今一層御恭順を盡し、其上にて官軍引拂候上、大舉を共に可爲思込み候由云々咄有之、御酒御前にて下され御次にて相手致す。

同十六日御前へ召し出され、松川、丹羽、自分へ三藩（仙臺、米澤、二本松）への答方御相談等有之、御茶菓子下され候。松川見込至極。公は當時尚ほ藩議に關係せずと雖も、重臣交々來りて諮詢し、且つ三藩を徵し参考に資せんと欲するなり。今日西郷頼母君、悦堂様御使に來られ候由。同十七日夕刻、手代木君より手紙来る。堀尾金吾 山田寛司の變稱、脫藩連の内なるも 三代へ來り候由入れ候ても宜敷哉否取合に来る。無仔

細旨返事贈る。同十八日夜分鈴木氏來り、拜謁有之、御菓子一箱獻す。其咄に江戸城去十一日に御開城、尾州、薩長勢隊を組み、大久保、勝房州先導にて引渡相済み候由。即日大君には水戸へ入らせられ候よし。尾州へ駿遠御預けに相成り候よし、海陸軍兵器の義は未だ其確報無之由、今日史上徳川氏亡の事感慨不過之、同十九日山川大藏君（後浩と稱す）御使に來られ候由、右は鑄金の事のよしなり。同二十日山川氏、先生より御咄落の事に付御呼び寄せ、暫くにして面會す。横山氏（主税）は後日御代口へ出張候由。同二十一日午後分家清水屋（公の炊事用を達し居るもの）より堀尾金吾到着の由、其主人手紙持參爲知に來り、門外にて逢ふ。直に清水屋へ行き面會す。江戸表にては別に替る事も無之由、家君（筆者の父尾崎嘉右衛門を指す。當時青山新右衛門と變名）には未だ不被來候由、友常（典膳）青木（五兵衛）の奸事中澤殿（見作）立歸り總御國勝手、既に十四家被仰付候得共、一人も行候者無之よし。（此の後、江戸の形勢定まるに及び、櫻田、麻布、深川三郷の藩士は大概家を擧げて歸國せしも、久住の府下を去るに忍びず、祿を返し仕籍を脱するもの數十戸あり。）同二十二日夕刻、手代木君被來於御前御酒被下し、松川、自分御相伴被仰付たり。仙臺、米澤御恭順勤め切迫の咄し。右は江戸の歩兵一千計（大島圭介等の大島圭介等の脱兵）關宿より北に向ひしに、其節宇都宮（城主戸田山城守水戸戸櫻夷黨の乱に追討の機を誤りたるに坐せられ、二萬石を削り、棚倉に轉封を命ぜられしも、後山陵修繕の功に代へて轉封を止め創地を免さる。當時の公文に戸田氏を以て棚倉城主となすものあり、故に爰に之を辯す。）官軍を募り、近所の兵を進め、古河（城主土井大炊頭）よりも兵を出せしに、半途に其事承り引返しければ、なりしと聞き返りしな。官軍古河征討に出でしに、歩兵丁度出逢ひ、大に勝利一端結城（城主水野日向守）大平山に引舉、又々

進み、宮迄來りし由、初合戦は十五、六日の事の由、近藤勇（新徵組の長にして甲府に據りたるもの）終に囚に就きし由同二十四日午前總體御前に被召出、松川氏統率心得被仰付の御内意有之、左の通り被仰付たり。
名前書 謙訪君より返事來り、宇都宮落城は十九日、江戸勢二千五百人計り、將は織田對馬守、大鳥圭介、事薩長も少しは交り居候由。（文意不明、蓋し脱兵宇都宮城を攻むる時の大將は織田對馬守なりしが、故あること。）宮勢（兵城）も可也戰ひ脱走致候由、器械許多、又金十萬兩を分取せし由也。同二十六日謙訪氏より先日中の探索書爲持來、大意十六日は結城飯塚にて戦争勝利、脱走兵勝利を得。大平山邊へ引取、翌十七日亦戦同斷、十八日宇都宮へ押寄せ圍城、苦戦相引く、市中焼拂ふ。十九日朝到り見しに、既に宮勢退散、米二萬俵、金藏、武庫を分捕る。二十一日壬生（城主鳥居丹羽守）邊より攻め來り、伏兵に逢ふ。直に壬生へ押寄せ城下焼拂ふ。大雨にて不遂、此日は三百人計の由、翌二十二日又雀宮迄來り戰ひ、大砲兵横合より攻めかけ勝利、二十二日同市にて戦ひ勝利、板倉公（伊賀守勝静、先に聞老たりし人、南照院に屏居す。）は近臣八人にて寺院に被囚居りしに、同市迄被引返候由、其外の士六十人は壬生へ御預けの由也。江戸隊は傳習隊、草風隊、貫義隊、凌霜隊等二千五百人許の由。

追々薩長の兵千不足來り候由、如何の戦に可相成哉。越後の古屋（作左衛門と稱す。越後の農兵を編制して幕職して會津に入り、後大島と與に函館に脱し頗る驍名を鳴らしたるも、遂に戦死せり。）は高田（城主榎原式部大輔）を説破し、同志に致し、兩野へ援兵に出る筈也。同二十八日御重役内藤介右衛門殿、謙訪伊介殿、一の瀬要人殿被來御逢有之、去二十三日宇

都宮城へ官軍來り、朝五時頃より戰始り、夕七時頃迄爭ひ、終に城を棄て探行に日光山へ引きし由。官軍も二千餘、此方も同斷、宮城は四達の地にて守に難く、今は取らるゝ所以。分捕の品杯は盡持去りし、討死二千恐くは十の誤り。に不足由、此地より援兵を不出を怨言する様子有之、右に付其中を結ぶの策を願ひに來りし由。猪苗代には仙臺、米澤の周旋にて休戰に來りし由。仙臺の官兵千五百計秋田城主佐竹右京大夫。へ廻り庄内と戰ひ、二十四日には鶴岡勢鶴岡は庄内なり。大勝利、新庄城主戸澤中務大輔。迄出勢の由。是れ庄藩と追討兵と開戰の始めなり。戊辰庄内戰爭錄に「一二近隣の藩々謀奸の徒あり、我藩竊に幕府を恢復するの計画あり、預地の受取を名として、村山最上の地を悉に占領せんと欲するの旨を以て、奥羽鎮撫總督府に告訴せしより、近藩に命ぜられ、庄内を征討せんと軍勢を出し、封境に迫るの風説追々盛なれば、如何なる事變も料り難しとて、四月十九日、清川口及大細口、吹浦へ國境警衛として御人數を出さる。清川口は松平甚三郎、大細口は酒井兵部(天休公の庶公子)、鉢之助と稱す。出でゝ庄藩の公族大夫酒井氏を嗣ぎ、兵部と改む、吹浦口は石原倉右衛門なり。同二十四日、平民鎮撫使護衛薩長の隊、近藩の兵を率ゐて一應の應接もなく清川口へ打入發砲す。戰爭數時間にして打擗ふと雖ども、事忽卒に起りし故味方死傷多し」古屋の兵も信州飯山迄來りし由。江戸御軍船は駿府を指し出帆の由。散兵千五百計は江戸脱走兩總の方へ向ひし由、其れを勝房州追つ掛け行きし由。勝房州の脱兵を追跡せしと云ふは、歩兵差圖役信太歌之助が房總地方に緣故あるを以て、房州等より總房三國鎮撫の委任を受け、鹿島神宮内に據り入りし初めなり。同二十九日夕刻、松川氏本家清水屋へ新撰組頭取介土方利藏(誤り)君尋問に行く。

宇都宮にて戰争に足の甲へ手疵を受けし由、土方氏は一番隊に加り、大鳥氏は二番隊、桑名の士にして七聯隊總勢二千五百人計にて去十一日江戸を出發、鴻の臺、結城、古河、間々田邊の戦を經、宇都宮より爰に來りし者也。是れ脱兵の會津に入りし初めなり。閏四月朔日午後一時頃御登城被遊、御庭口より

直に御居間御縁側へ御上り御逢有之、主と會見す。御共の者は御庭木戸迄にて不入、松川氏、鬼々氏、天野氏、自分、御廣間へ休息所被賜たり。小野權之丞君、柴太一郎君、田中左内君、安部井政次君、倉澤右兵衛君皆軍務に與るるもの。初面す。話中に信州へ向ひ、古屋の兵、飯山、松代城主眞田信濃守。の兵と戰ひ勝利。日光の兵は今日邊り出張。日光駐屯の脱兵宇都宮方面へ繰り出す事か。御軍艦は紀州へ向ひ說得、京師を動す事、兩總の兵へは藤澤志州等も被居、木更津より富津へ到り官軍と戰ひし由、勝敗不相變、昨日御靈樞口へ仙臺の兵四十計來り六七發爲し、此方よりも放せしに乍ち散亂の由。是れ追討軍と龍城庄内の兵は險所へ引寄破りしよし、庄兵が清川にて官軍を破りしを云ふ。是へ薩長百五十計來りし由、險路を越え来る。梶原(平馬)氏は今日頃仙臺へ着の筈して赴きしもの。大廣間は御軍事掛の役所に御仕切出來、佐渡奉行の手附來り、其次に休む。上には御酒御膳も出で、御家老御用人の邊七、八人御相伴す。御往還共八島氏公の寓所を監するもの。御案内、益々御手輕也。御歸座夜四ツ半時頃。

〔編者曰く〕梶川の仙臺行は蓋し謝罪書を齎らすものなり。其の謝罪書の却下は列藩の同盟反抗の變を激成せしめたるものなれば、爰に附記して参考に資す。

弊藩の儀は山谷の間に僻居罷在、風氣陋劣、人心頑愚にして舊習に泥み、世事に暗き土俗に御座候處、老寡君京師守護職被申付候以來、乍不及 天朝尊遵奉安 辰襟度一途の存念より他事無之、粉骨碎身罷在、萬端不行届の儀には候得共 朝廷の御垂憐を蒙り、多年の間何とか奉職仕臣子の

冥加難有奉存、鴻恩萬分の最も奉報度、闔國奮勵罷在、奉對朝廷御後暗き體の心事神人に誓ひ毛頭無之、伏見一舉の儀は卒然に起り、不得止次第柄にて、亦異心等有之儀には毛頭無之候得共、一旦奉驚天聽段奉恐入候次第に付、歸邑の上退隱恭順罷在候處、今度鎮撫使御東下、御兩藩え征討の命相下候由承知仕、愕然の至斯迄奉惱宸襟候儀、何共可申上様無御座候。此上城中に安居仕候ては、奉恐入候に付、城外に屏居仕奉待御沙汰候間、一祝同仁の御宥恕を以て、寛大の御沙汰被成下度、家臣擧て奉歎願候。右の段幾重にも厚御汲量被成下、宜御取計の程深く奉懇願候以上。

慶應四年閏四月

| | |
|------|-------|
| 會津家老 | 西郷 賴母 |
| 梶原平馬 | 一瀬要人 |

〔簿曆〕同三日日光山の兵追々引揚、領分近く來り候に付、山川大藏子留めに爲に行かれしも、間に合はざりし由。板倉侯亦明日御逢ひに付、上にも御招に御座候由。 決に屬するを以て、恭順の實を失はしめんことを畏るゝなり。諸方共少しく中ぐるの由也利諸方の戦争、味方不利に歸するの意か。同五日、諫訪氏被來、右は去二日板倉松叟伊賀守致仕して改名す。公日光山より御父子主從十

六、七人にて御入に相成りし由。板倉侯亦明日御逢ひに付、上にも御招に御座候由。 其他近日の形勢、日光愈よ御引拂、東照宮御像、御具足等は明日发の建徳寺へ御着被遊候由。右は江戸より松平太郎子と申す仁被來、一と先引拂の事に說得致し候由。白川城も近日塙御代官持の由。塙代官所常陸、下野の幕領を管轄する所、當時代官を大竹左馬太郎と云ふ。 夫を取る積り、神兵日光の守兵と新撰組と向ひしが、日光山の事にてたのみたる由。脱兵は白川に城主なきを以て之を占領せんと欲せしかば、當代官所は日光山に關し由。數頃書に關する梶原の筆 告來らざるためならん。庄内は不相變壯んの由。秋田へも敕使來り居る由。板倉侯參謀大山格之助等が總督に先だちて秋田に至りし江戸官軍古河邊迄は雜踏、因州、薩長、大村、大垣等の由。 餘は鳥合の卒、近國は殊の外の混雜の由也。同六日、今日は午後板倉侯悅堂公へ御逢被遊候に付、上にも御登城有之、板倉侯は徳山四郎右衛門、世子は新十郎と御改名被遊候由。同九日、廣澤氏安任此の時富次郎と云ふ。稱し江戸に留れり、より十九日乃至二十二日の報告有之、拔萃に御相續は田安龜之助様今の徳川家達公。 にて三百萬石、會津の悅堂様は御蟄居御解兵本領安堵被仰出候とか聲知の旨。聲知は風聞の意なるべし。此の風聞の實となるを七君幕臣にして公の知遇をうけしもの。 より内々尋ね有之しに、一時は鎮靜も可致なれども、君側の正邪不分別よりは又戦争にも可及答の由。古來王命に抗するもの豈たゞ不臣の徒のみならん。其の奸を除かんために義兵を擧げたるもの渺しそとせず。當時横濱は「米」にて大砲を諸口に配り、京師の大原等を追出せし由。米を積んで砲臺となす。訛傳ること知るべきなり。在京者にして斯かる報告をなし、聞くものも共に之を怪まず、交通不便の世に在りて、彼我の事情の相通せざるを察すべし。當時は、西丸は尾州勢計、靜觀院宮様誤り。觀は寛のに、今御一方様は田安殿、本壽

院様、大璋院様は一橋殿へ御移り、大久保（一翁）勝（安房守）西郷（吉之助）其他は開成所へ日々寄合、當は會津を朝敵と申にも、諸人不信故西郷も甚當惑の由、上野宮様會行思召の由、庄内にては天童城主織田兵^{部少輔}を奪取りし由、是は昨夜の爲知の由也。庄内云々の一項は、廣澤の報告にあらず、筆ものなるべし。庄内戦争錄に「五月二十八日、酒井吉之丞諸隊を引て寒河江方面に出で、兵部（酒井）の軍を援く。閏四月二日天童、山形等の諸藩兵を進めて城を挑む。翌三日兵部止むを得ず天童進撃の令を發す。同四日諸隊最上川を渡りて砲撃し、火兵を放て天童城に入る。城を放て天童城に入れる。城散々になりて遁走す」右大略計、江戸は近日益々靜穩の由也。同十日、白川城奪去の事見合、歩兵も大分來着、日光山は必ず取返しの事策は御授け相成し由。江戸二十四日迄の風聞伺ひ候。川村敬十郎君は田安御用人の由。川村は脱兵と共に投會せし人ならん。前項に九日の記事中廣澤氏報告抜萃とある……風聞は蓋し多くは此の人より聞きたるものなり。佐野は彦根の不臣を憤り、焚出しも不致よし。下野佐野の城主は堀田氏なれども、其の近傍は彦根藩の分領あり、其の藩兵のために糧食を供せざるは、彦根藩が幕府に叛くを怒るなり。同十二日越後蓋し「には」の二字を脱す。來十六日薩、長、藝、信州の諸侯を募り高田へ來着の由。仙臺、米澤と二一本松の間に間生し、此方へ七分加擔、教師、兵士等借受度掛合に及びし事。此の時仙米未だ解兵せず、故に二本松に背き會に與する意ありを云ふか同十三日、此度順動丸舊幕府の船。新潟に來り居り、是は機械買入の爲め横濱より「スネール」の旗章を立て出帆の由。よりは「へ向け」の誤りならん。夫より藩人徳山公家來江戸へ被差遣候に付、堀尾氏（金吾）も序に被差遣たり。昨夜御取極めに相成今朝九時頃出立す。同十五日、越後へは今市と申す港へ官軍船一艘着の由、夫へ白川兵千八百人、日日、太田原城主太田原姓丸。へ白川兵二千人計、追討軍多くは白川兵に集まる。故に會人口當時官軍を白川兵と稱せしも、松戸の戰は三日にて八幡、市川大勝利。佐倉の脱藩人四百八十人計有之。當時奥羽には左に掲ぐる如く三十一藩あり。然るに同盟二十五藩と稱す。蓋し會藩及酒井兩家と、三支藩南部、佐竹、上杉とを除いたるものなり。

陸奥に屬するもの

| | | |
|------------|-----|---------------|
| 六十二萬五千六百石餘 | 仙 壇 | 伊達 陸奥守慶邦 |
| 三萬石 | 一ノ關 | 田 村 內 謄 |
| 二十八萬石 | 若 舍 | 松 平 若 狹 守 容 大 |
| 二十萬石 | 盛 岡 | 南 部 美 濃 守 利 剛 |

| | | |
|-------|------|----------|
| 一萬千石 | 同 支藩 | 同 美作守信民 |
| 二萬石 | 戸 戸 | 同 遠江守信順 |
| 十萬七百石 | 二本松 | 丹波左京大夫長國 |
| 十萬石 | 弘前 | 津輕越中守承烈 |
| 一萬石 | 石倉 | 同 式部少輔朝澄 |
| 十萬石 | 棚中 | 阿部美作守正靜 |
| 六萬石 | 黒山 | 相馬大膳大夫充胤 |
| 五萬石 | 三春 | 秋田安房守憲季 |
| 三萬石 | 平城 | 安藤利三郎忠勇 |
| 二萬石 | 守山 | 板倉内膳正勝顯 |
| 二萬石 | 湯泉 | 松平大學頭賴升 |
| 一萬五千石 | 長谷 | 本多能多守忠紀 |
| 一萬石 | 下午度 | 内藤因幡守 |
| | | 立花出雲守種恭 |

出羽に属するもの

| | | |
|-----------|-------|----------|
| 二十萬五千八百石餘 | 久秋保田 | 佐竹右京大夫義就 |
| 二萬石 | 同新田 | 同壹岐守義謙 |
| 十七萬石 | 鶴ケ岡内 | 酒井左衛門尉忠篤 |
| 二萬石 | 米澤 | 同大學頭忠良 |
| 十五萬石 | 松山 | 上杉彈正大弼齊憲 |
| 一萬石 | 同新田 | 同駿河守勝道 |
| 六萬八千二百石 | 庄田 | 戸澤中務大輔正實 |
| 五萬石 | 新庄 | 水野和泉守忠精 |
| 三萬石 | 本庄 | 松平山城守信庸 |
| 二萬石 | 龜天 | 六郷兵庫頭政鑑 |
| 二萬石 | 童長 | 岩城左京大夫 |
| 一萬千石 | 伊勢守政明 | 織田兵部少輔信學 |

〔編者曰く〕抑奥羽列藩同盟は如何なる事情に由りて起りしか。這是鎮撫使の暴慢に基くは世人のよく知る所、故に之を詳述する要なきも、公の傳記中には缺くべからざる事なるを以て、爰に少しく記せざるを得ず。

曩に會侯が領地に歸り、謹慎命を待つに當り、朝廷は會津追討の令を發し、九條道孝を奥羽鎮撫總督とし、澤宣嘉を副督とし、長藩世良修藏、薩藩大山格之助を參謀とし、仙臺に下向せしめ、仙米二藩を先鋒として會津に向はしむ。又庄藩も罪ありとし久保田等の諸藩に命じて之を討ぜしむ。仙米二藩は東北の無事を望み、兵を擁して進ます。屢々會津に使を送り、首謀者の首級を出だし、城外に蟄居して罪を謝し、國を全くせよと勧告す。蓋し長藩、犯闕の時の處分に則らんと欲するなり。會津は謝すべき罪なしと主張せしが、遂に屈して謝罪書を二藩の軍門に呈し、隣國の好を以て救解に力を盡さんことを懇請す。

是に於て二藩主は大いに同情を表し、自ら出馬して、閏四月十一日白石に會見し、會侯を救解せんと謀り、重臣をして列藩の重臣に通牒して來會を乞はしめ、來會者の賛否を問ひしに、皆賛同せしかば、歎願書二通を製し、一は二藩主署名し、一は列藩の重臣をして署名せしめ、之を會藩の謝罪書に添へ、翌十二日岩沼に至り、總督に謁し之を呈して、尙ほ寛典に處せられんことを乞ふ。總督も深く其の意を諒し、寛容の處置を朝廷に奏請せんと答ふ。二侯心を安んじて翌十三日白石に歸る。參謀世良修藏其の書類を見て曰く『彼れ會藩降伏を乞ふと雖も、境を鎖し、兵を弄し、傲然として屈下する色を見ず。是れ必ず詐謀なり。其の請を容るべからず』と之を却下し、且つ二侯に『今般會津謝罪降伏歎願書並奥羽各藩添願書被差出熟覽の處、朝敵不可容天地罪人に付難被爲及

御沙汰早々打入可奏成功者也』と嚴達し、尋で九條總督は白河城に轉陣の旨を達し、世良參謀は先發して福島まで出張せり。是に於て列藩意外に感じ、是れ皆修藏等の專斷にして、總督の本意にあらず、薩長人士の專横斯くの如くば、不測の禍を生じ、萬民塗炭の苦に罹らんと憤激すること一方ならず、左の届書を差出し解兵の事に決す。

今般會津容保降伏謝罪の儀、家來共歎願申出候に付、同情等の儀委細演説の上寛大の御沙汰被成下候様過日奉懇願候處、朝敵不可入天地罪人に付難被爲及御沙汰早々打入可奏成功旨御達の趣承知仕候。固より降伏謝罪顯然の事にて、降る者は容拒む者は討候こそ王者の兵に有之、殊に更始御一新の砌被爲動干戈候儀は、於天朝も必不被爲好旨、征討總督府より御沙汰相成居候も有之、此上押て御征討の命被爲下候儀乍恐高明正大の御沙汰如何と奉存候。加之當時農桑繁盛の折柄、諸藩數萬の出兵萬民徵發轉輸の苦に不堪、既に所々一揆等相起り候勢、實以て不忍聞見、最早蒼生塗炭に陥り候間、是迄出兵の分番兵のみ指置解兵仕、尙又衆議相盡奉伺太政官候外他事無御座候間、此段御届申上候。以上。

仙　臺　中　將

斯くて總督府に於ては、世良參謀は福島に於て暗殺せられ、奥羽列藩同盟して護衛の官兵を退け、